

「新たな多摩のビジョン行動戦略」 年次報告書 2014

平成 27 (2015) 年 4 月



— 目 次 —

I 「新たな多摩のビジョン行動戦略 年次報告書 2014」 — 総論 —	P. 1
1 策定の背景・趣旨	P. 3
2 本報告書のポイント	P. 3
3 各事業の取組状況と都の最新の取組	P. 4
II 目指すべき多摩の姿の実現に向けた事業展開 — 20の行動戦略の取組状況等 —	P. 19
第1章 持続可能な暮らしやすいまちづくり	P. 22
行動戦略 1 地域独自の魅力に根差した成熟したまちづくりの推進	P. 22
行動戦略 2 オリンピック・パラリンピック開催を見据えたスポーツ・文化の振興	P. 28
行動戦略 3 子育て環境の充実強化と将来を支える人材の育成	P. 34
行動戦略 4 高齢者が健康でいきいきと活躍する社会の実現	P. 42
行動戦略 5 障害のある人もない人も共に暮らす地域社会の実現	P. 48
行動戦略 6 健康と安心を支える医療体制の整備	P. 52
第2章 高付加価値を生み出す企業活動の促進	P. 56
行動戦略 7 産業集積の強みを活かしたイノベーションの創出	P. 56
行動戦略 8 地域の特性を踏まえた雇用・就業の推進	P. 60
第3章 地域資源を活かした産業の活性化	P. 62
行動戦略 9 地域の特性を踏まえた観光の振興	P. 62
行動戦略 10 農林水産物の付加価値を高め、地産地消を促進	P. 66
第4章 地域を支える交通インフラの整備	P. 72
行動戦略 11 地域の内外を結び多摩を支える道路ネットワークの整備	P. 72
行動戦略 12 公共交通ネットワークの充実と快適な交通環境整備の促進	P. 76
第5章 災害に強いまちづくり	P. 80
行動戦略 13 耐震化の促進による地震に強い都市の実現	P. 80
行動戦略 14 自助・共助・公助の推進による防災力の向上	P. 84
行動戦略 15 水害対策・土砂災害対策・雪害対策の推進	P. 92
第6章 低炭素で自立分散型エネルギーのまちづくり	P. 96
行動戦略 16 低炭素・快適性・防災力を備えたスマートエネルギー都市の実現	P. 96
第7章 豊かな自然の保全と活用	P. 104
行動戦略 17 豊かな森林や多様な緑の保全と確保	P. 104
行動戦略 18 美しく良質な水環境の実現	P. 110
行動戦略 19 豊かな自然環境を活かした観光の推進	P. 114
第8章 「成熟・持続」に対応した行政サービスの展開	P. 118
行動戦略 20 多様な連携・協働による持続可能な行政サービスの推進	P. 118
参考資料	P. 123
都事業費一覧	P. 125
平成 26 年度 ビジョン連携推進会議 開催概要	P. 127

I 「新たな多摩のビジョン行動戦略 年次報告書 2014」

— 総 論 —

I 「新たな多摩のビジョン行動戦略 年次報告書 2014」 — 総論 —

1 策定の背景・趣旨

平成 25 年 3 月、都は、人口減少や高齢化率の上昇など多摩地域を取り巻く状況変化を踏まえ、今後の方向性を明示するとともに、多摩地域の多様な主体における活動指針となることを目指した「新たな多摩のビジョン」を策定した。

さらに、平成 26 年 3 月、ビジョンで示した目指すべき多摩の姿の具体的な内容を明示し、都の取組に加えて、多摩地域の各主体の取組を、20 の行動戦略として体系的に取りまとめた「新たな多摩のビジョン行動戦略」を策定した。

今回策定する「新たな多摩のビジョン行動戦略 年次報告書」は、ビジョンに示した目指すべき多摩の姿の実現に向け、行動戦略に掲げた都の事業の着実な推進と、市町村や民間企業など多摩地域で活動する様々な主体間における一層の連携強化を図っていくために作成するものである。

本書を活用して、情報の共有化や共通認識の醸成を図り、関係者が一丸となって、多摩振興の取組を更に推進していく。

2 本報告書のポイント

＜ポイント 1＞推進体制の整備と活用

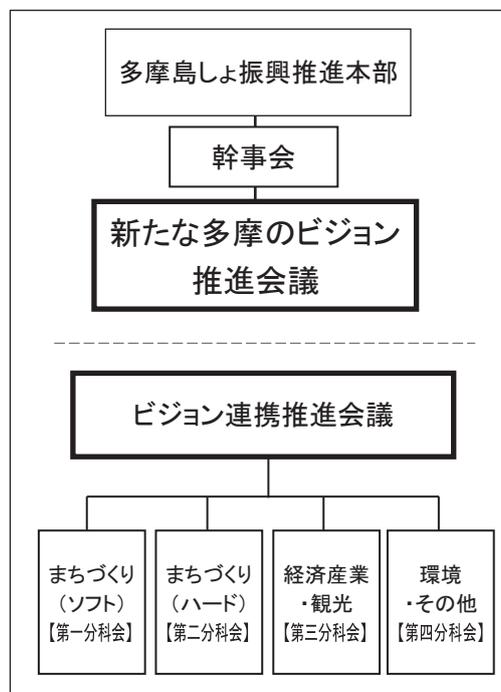
都はこれまで、副知事を本部長とした「多摩島しょ振興推進本部」を設置し、多摩島しょ地域の振興に係る施策を全庁的に推進してきた。

行動戦略策定時には、その下に「ビジョン事業化検討会」を設置した。

行動戦略の推進に当たり、同検討会を再編し、「新たな多摩のビジョン推進会議」を新設し、行動戦略に掲げた都事業の進捗状況等の調査を実施した。

また、市町村、民間等多様な主体相互の共通認識の醸成等を図るため、平成 25 年度より設置している「ビジョン連携推進会議」を引き続き開催した。

これら 2 つの会議体を活用した推進体制により、都、市町村、民間事業者等の取組を把握し、「新たな多摩のビジョン」の具現化を図った。



推進体制

＜ポイント2＞都事業の進捗状況や最新の動向を把握

行動戦略に掲げたすべての都事業（全175事業）の進捗状況を取りまとめて報告するとともに、行動戦略の策定後の事業を取り巻く状況変化も踏まえて、多摩地域において新たに展開する都事業等について、最新の動向を取りまとめて報告している。

これにより、行動戦略のPDCAサイクルを有効に機能させていく。

＜ポイント3＞市町村、民間等による新しい取組を取りまとめ

行動戦略では、市町村や民間企業等による様々な工夫ある取組を取りまとめたが、これ以外にも、多摩地域が直面する課題の解決に向けて参考となる事例が存在している。

こうした事例について、ビジョン連携推進会議等を活用して関係者間で議論するとともに、本書においても取りまとめ、多様な主体間における共通認識を醸成していく。

都としても様々な補助金等を活用し、市町村の取組を積極的に後押ししていく。

3 各事業の取組状況と都の最新の取組

（1）多摩振興に係る事業全般の状況

「新たな多摩のビジョン行動戦略」では、20の行動戦略の下に175の事業を体系化している。行動戦略で掲げた各事業の取組状況の詳細については、Ⅱの「目指すべき多摩の姿の実現に向けた事業展開 — 20の行動戦略の取組状況等 —」の中で示しており、各事業については全体として着実に推進されている。

また、「多摩地域の発展なくして、東京の発展はない。」との舛添知事の基本的な姿勢の下、多摩地域において新たな展開を行っている事業もある。

本報告書では、こうした取組を「行動戦略策定後の新たな取組等」として、合計で42の事業を取りまとめている。

都としては、引き続き、市町村との連携を図りながら、多摩振興の取組を着実に推進していく。

（2）各行動戦略に掲げた事業の取組状況等

＜行動戦略1＞ 地域独自の魅力に根差した成熟したまちづくりの推進

○ 各事業の取組状況

都市計画道路の整備方針の策定や東京外かく環状道路のジャンクション周辺のまちづくりなどの取組を関係市等と連携しながら推進している。

また、多摩ニュータウンの再生に向けた市の取組を支援するほか、省エネ・エコリフォームに関する情報提供等を通じた既存住宅のリフォームの促進など、良質な住宅ストックの確保に向けた取組を進めている。

【主な実績等】

- ・都と市区町で構成する検討会議等において、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）（仮称）」の目標等の検討を推進
- ・「多摩ニュータウン再生検討会議」を開催（3回）し、「多摩ニュータウン再生

方針（案）」として取りまとめ（平成 27 年 3 月）

- ・「省エネ・エコリフォーム&東京の木・多摩産材展 2014」の開催 など

○ 行動戦略策定後の新たな取組等

人口減少社会の到来や、多摩ニュータウンをはじめとする大規模団地の再生など、多摩地域の直面する課題を見据えて、成熟都市にふさわしいまちづくりを推進するための事業を展開していく。

【新たな取組等】

- ・「多摩ニュータウン地域再生ガイドライン（仮称）」の策定
- ・大規模住宅団地再生に向けた取組を支援
- ・空き家の利活用を支援

<行動戦略 2> オリンピック・パラリンピック開催を見据えたスポーツ・文化の振興

○ 各事業の取組状況

大会開催基本計画が策定される等、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた準備を着実に推進している。

また、武蔵野の森総合スポーツ施設（仮称）の平成 28 年度の竣工に向けた準備を着実に推進するほか、市区町村立スポーツ施設のバリアフリー化等に関する取組を支援した。

さらに、子供たちや高齢者、障害者など誰もががスポーツに親しめるよう、学校へのオリンピック・パラリンピアンへの派遣、高齢者を対象にしたスポーツ競技会等の開催、多摩障害者スポーツセンターの改修に向けた取組等を着実に実施した。

このほか、多摩地域の多様な魅力を発信する「たま発！倶楽部」の発足や多摩の地域資源を活かした文化イベントの実施などの取組を進めた。

【主な実績等】

- ・1964 年東京オリンピック・パラリンピック 50 周年記念事業の実施
- ・市区町村立スポーツ施設への支援 3 市町
- ・「東京文化ビジョン」の策定・公表（平成 27 年 3 月） など

○ 行動戦略策定後の新たな取組等

2020 年を見据えて、市区町村の事前キャンプ誘致への積極的な支援や、多言語対応の推進などの取組を展開していく。

【新たな取組等】

- ・2020 年オリンピック・パラリンピック成功に向けた市区町村との連携及び市区町村への支援
- ・多言語対応の推進
- ・2020 年大会に向けた各種ボランティアの育成 など

<行動戦略3> 子育て環境の充実強化と将来を支える人材の育成

○ 各事業の取組状況

待機児童解消や子供家庭支援センターの設置運営に取り組む市町村を支援することで、安心して子育てができる環境整備に向けた取組を推進した。

また、NICU（新生児集中治療管理室）の増床や小児医療を担う人材の養成・確保に向けた研修等の開催などにより、周産期・小児医療体制の充実を図った。

さらに、子供たちの健全育成を図るため、多様な体験活動の場の提供や、市町村による取組への支援などを進めたほか、教育環境の充実に向けて、理数教育の振興、いじめ等の課題への対応、特別支援学校の再編整備などの取組を推進した。

【主な実績等】

- ・小規模保育を整備する市区町村への支援 6市17か所
- ・家庭的保育者（保育ママ）の認定 299人（平成26年12月1日現在）
（平成26年3月1日から95人増）
- ・周産期母子医療センター等におけるNICUの確保 69床
（平成26年4月1日から6床増）
- ・「高尾の森わくわくビレッジ」利用実績
宿泊者数：31,495人 活動施設利用者数：240,682人
- ・東京ジュニア科学塾等の開催（科学塾2回、科学塾専修コース8回） など

○ 行動戦略策定後の新たな取組等

保育サービスの整備促進に向けて、用地確保策の拡充に向けた取組を展開している。

【新たな取組等】

- ・保育所等整備促進のための用地確保策の拡充

<行動戦略4> 高齢者が健康でいきいきと活躍する社会の実現

○ 各事業の取組状況

しごとセンター多摩における高齢者の雇用就業に関する多様なサービスの提供や、シニア世代のスポーツ振興など、高齢者が元気にいきいきと活動する社会づくりに向けた取組を推進した。

また、地域包括支援センターの機能強化や訪問看護による高齢者ケアの推進など、高齢者を地域で支える仕組みづくりを進めるとともに、高齢者が安心して暮らせる環境の整備に向けて、高齢者向け住宅や高齢者福祉施設の整備などの取組を着実に推進した。

【主な実績等】

- ・ 定年退職者等向けのセミナーの開催
- ・ 「シニア健康スポーツフェスティバル TOKYO」の開催
- ・ 地域包括支援センターの機能強化のための市区町村支援 11 市町
- ・ 訪問看護ステーションの設置促進 新設 30 か所（累計 261 か所）
- ・ サービス付き高齢者向け住宅等の整備 累計 7,627 戸
- ・ 認知症高齢者グループホームの整備 166 か所
（平成 26 年 4 月から 9 か所増）
- ・ 特別養護老人ホームの整備 211 施設
（平成 26 年 4 月から 4 施設増） など

○ 行動戦略策定後の新たな取組等

高齢化の更なる進展を見据えて、市区町村における効果的な介護予防事業を推進するための取組や、福祉人材の確保・定着等を図る取組を推進していく。

【新たな取組等】

- ・ 市区町村の介護予防機能の一層の向上
- ・ 福祉人材の確保・定着等に向けた支援

<行動戦略5> 障害のある人もない人も共に暮らす地域社会の実現

○ 各事業の取組状況

府中療育センターと多摩療育園の一体的な整備を進めるとともに、グループホームや通所施設など、障害者の地域における生活基盤の整備を促進した。

また、市区町村等への支援などを通じた障害者スポーツの振興を図るとともに、東京障害者職業能力開発校における職業訓練の実施、障害者就労支援センターを設置する市区町村への支援など、障害者の自立した生活の実現に向けた取組を推進した。

【主な実績等】

- ・ 府中療育センター等の整備に向けた基本設計を完了し、実施設計に着手
- ・ 障害者に係る施設整備を促進
グループホーム 1,688 人（平成 27 年 1 月末現在、都内全域）
- ・ 障害者スポーツに関する地域の取組をまとめた事例集を作成・配布
- ・ 障害者就労支援センター設置市区町村への支援 27 市町 など

○ 行動戦略策定後の新たな取組等

障害者（児）の地域生活を支えるサービス基盤の充実等を図るため、平成 27 年度からの 3 か年を計画期間とする「障害者・障害児地域生活支援 3 か年プラン」を策定し、同プランに基づき、経済的自立に向けた就労のための訓練の場やグループ

ホーム等の定員確保などに向けた取組を推進することとしている。

【新たな取組等】

- ・「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」（平成27年度～平成29年度）の策定
- ・障害者スポーツの振興

<行動戦略6> 健康と安心を支える医療体制の整備

○ 各事業の取組状況

小児総合医療センターへのER病棟の設置や、多摩総合医療センターの産科病床の増床など、総合的な医療の充実に向けた取組を進めるとともに、東京都地域救急医療センターの指定など、救急医療体制の強化に向けた取組を推進した。

また、地域医療を支える人材の確保・育成のため、多摩総合医療センターへのクリニカル・フェローの消化器外科コースの設置準備、「東京都地域医療支援ドクター」の採用・派遣や、ナースバンク立川における就労あっせん・就業相談などを着実に進めた。

【主な実績等】

- ・小児総合医療センターへのER病棟設置
- ・多摩総合医療センターの産科病床の増床
- ・東京都地域救急医療センターの指定 37病院
- ・多摩総合医療センターへのクリニカル・フェローの消化器外科コース設置の準備（平成27年度開設予定）
- ・「東京都地域医療支援ドクター」の採用・派遣
- ・ナースバンク立川における就労あっせんや就業相談等の実施 など

○ 行動戦略策定後の新たな取組等

総合的な医療のより一層の充実を図るため、多摩メディカル・キャンパスの連携を強化する。

また、医療人材の確保・育成のため、東京労働局との連携を強化することで看護師の確保を図る。

【新たな取組等】

- ・多摩メディカル・キャンパスの連携強化
- ・東京労働局との連携強化による看護師の確保

<行動戦略7> 産業集積の強みを活かしたイノベーションの創出

○ 各事業の取組状況

「広域多摩イノベーションプラットフォーム」におけるセミナー等の開催や、首都大学東京の産学公連携センターにおけるコーディネータ等による各種相談受付など、多様な主体の連携を通じた企業活動を促進した。

また、産業集積の維持・発展を図るため、ものづくり産業の集積強化に主体的に取り組む市町村への支援や、中小企業の設備投資に対する支援を実施するとともに、西南部物流拠点の整備促進を図った。

【主な実績等】

- ・「広域多摩イノベーションプラットフォーム」の推進
セミナー14回、研究会8回、交流会1回
- ・首都大学東京産学公連携センターにおいて各種セミナー等を開催
- ・「地域産業基盤強化計画」に基づき事業を実施している市町村の支援 3市
- ・中小企業の設備投資に対する支援 91件採択（都内全域）
- ・西南部物流拠点の整備促進 など

○ 行動戦略策定後の新たな取組等

産業集積の維持・発展を図り、産業力を高めるため、市区町村に対する支援などによる地域産業の活性化や、小規模企業に対する経営支援に取り組む。

また、中小企業に対する技術支援など、付加価値の高い製品や新たなサービスの促進を図っていく。

【新たな取組等】

- ・地域産業の活性化
- ・技術支援
- ・経営支援

<行動戦略8> 地域の特性を踏まえた雇用・就業の推進

○ 各事業の取組状況

地域の市町村、経済団体等と連携しながら、幅広い年齢層の求職者を対象に、求人情報の提供や職業訓練を行うなど、多様な人材が活躍できる就業支援を着実に進めた。

【主な実績等】

- ・しごとセンター多摩における就業支援の展開
- ・多摩職業能力開発センター等における公共職業訓練の実施 1,510名入校
など

○ 行動戦略策定後の新たな取組等

若者に地元企業を理解する機会を提供するため、大学等への講師派遣や、若者と中小企業経営者等との交流会を実施する。

【新たな取組等】

- ・多摩地域における雇用就業対策の推進

<行動戦略9> 地域の特性を踏まえた観光の振興

○ 各事業の取組状況

地域の特性を踏まえた観光の振興を図るため、多摩地域の多様な地域資源を活かしたまちづくりや、埋もれた資源を発掘する取組に対する支援を行った。

また、特設サイトの開設など多摩地域の観光情報の発信を強化し、多摩地域への来訪を促進した。

【主な実績等】

- ・東京の多様性を活かした観光まちづくりを推進する市区を支援 2市
- ・西多摩地域の観光資源の魅力を高めるため、市町村が行う案内板等の整備などの取組を支援 8市町村
- ・地域に埋もれた資源を発掘し、観光資源として活用を図るための企画案を選定、事業化 11件
- ・特設サイト「多摩×島 info」の開設 など

○ 行動戦略策定後の新たな取組等

市町村の外国人旅行者の受入環境整備に関する取組を支援するなど、各地域で旅行者が回遊する取組を促進する。

【新たな取組等】

- ・市町村の外国人旅行者の受入環境整備に関する取組への支援

<行動戦略10> 農林水産物の付加価値を高め、地産地消を促進

○ 各事業の取組状況

経営の多角化を目指す農業者や、生産流通の施設整備等を行う市町村を支援するなど、多摩地域の農業の強化を推進するとともに、とうきょう特産食材使用店の登録など、農産物のブランド化等を推進した。

また、多摩産材の利用拡大や、奥多摩やまめの安定供給のための技術指導など、地産地消を促進した。

【主な実績等】

- ・「チャレンジ農業支援センター」における経営の多角化を目指す農業者の支援
- ・経営力の向上に向けた、生産流通の施設整備等の支援 13 事業実施主体
- ・とうきょう特産食材使用店の登録店舗の決定 37 店舗
- ・「多摩産材情報センター」の開設
- ・「奥多摩やまめ」の養殖業者や加工業者に対する技術指導を実施 計 95 回
など

○ 行動戦略策定後の新たな取組等

国家戦略特別区域制度を活用した施策など、都市農業の振興によって地域経済を活性化するための取組を進める。

また、多様な主体と一体となった、林業の振興をさらに図っていくとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、多摩産材の利用拡大を図っていく。

さらに、東京のブランド畜産物の生産量の拡大を図るため、青梅畜産センターの再編整備を行う。

【新たな取組等】

- ・国家戦略特別区域制度を活用した都市農業の推進
- ・ブランド畜産物の生産拡大
- ・地域特産品開発の支援等を通じた農林水産業の振興
- ・森林循環の促進
- ・多摩産材の利用拡大
- ・内水面漁業の振興対策

<行動戦略 11> 地域の内外を結び多摩を支える道路ネットワークの整備

○ 各事業の取組状況

多摩南北道路や多摩東西道路など多摩地域内の各都市を結ぶ道路の整備や、圏央道など首都圏の各拠点都市等と多摩を結ぶ環状道路等の整備を着実に推進した。

また、道路と鉄道の連続立体交差事業や第2次交差点すいすいプランなどにより、多摩地域内・周辺地域への交通アクセスを円滑化するための道路整備を推進した。

さらに、多摩山間部の防災性の向上を図るため、代替ルート等の整備を推進した。

【主な実績等】

- ・調布保谷線（境南通り付近～井ノ頭通り間）交通開放
- ・新奥多摩街道線について福生3・4・5が完成
- ・圏央道の都内区間が全線開通（高尾山IC～相模原愛川IC間開通）
- ・右折車線などの整備 39 か所
- ・秋川南岸道路 荷田子地区事業着手 など

○ 行動戦略策定後の新たな取組等

渋滞解消のための交差点整備や、山間部における代替ルートの整備など、道路交通の円滑化や防災性向上に向けた取組を進める。

【新たな取組等】

- ・圏央道へのアクセス道の整備促進
- ・「第3次交差点すいすいプラン」の推進
- ・多摩山間部道路の整備推進〔(仮称)梅ヶ谷トンネル〕

＜行動戦略 12＞ 公共交通ネットワークの充実と快適な交通環境整備の促進

○ 各事業の取組状況

横田基地軍民共用化に関する地元の理解促進に向けた意見交換や、運輸政策審議会次期答申に向けた国の動向を踏まえた「中間まとめ」の発表など、多摩地域の今後の発展を支える交通ネットワークの更なる充実に向けた取組を行った。

また、快適な交通環境の整備を図るため、無電柱化の推進や自転車走行空間の整備を行った。

【主な実績等】

- ・横田基地軍民共用化に関する地元経済団体などとの情報交換・意見交換を実施
- ・運輸政策審議会次期答申に向け、都の検討状況の「中間まとめ」を発表
- ・電線共同溝の整備による無電柱化の推進（立川通り・東八道路等）
- ・自転車走行空間の整備（東八道路） など

○ 行動戦略策定後の新たな取組等

自転車推奨ルートの選定・整備を行うなど、自転車利用者が安全で快適に通行できる環境づくりを進めていく。

【新たな取組等】

- ・自転車推奨ルートの整備

＜行動戦略 13＞ 耐震化の促進による地震に強い都市の実現

○ 各事業の取組状況

医療機関や都立学校等多くの都民に利用され、災害時の活動拠点・避難所等として重要な役割を担う公共建築物の積極的な耐震化を図った。

また、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化など、民間建築物の耐震化の促進を図った。

さらに、都市基盤の防災性の向上を図るため、橋梁の整備・長寿命化や無電柱化を推進した。

【主な実績等】

- ・ 都内医療施設の耐震補強等を支援
（平成 26 年 9 月 1 日現在 都内 645 病院中耐震化済 437 病院、一部耐震化済 113 病院）
- ・ マンション啓発隊による訪問 3,900 棟、耐震アドバイザーの派遣 322 棟
- ・ 関戸橋（仮橋工事に必要な用地確保を推進）、松枝橋（仮橋工事完了、旧橋撤去工事着手）
- ・ 市町村が取り組む無電柱化事業への支援 4 市 など

○ 行動戦略策定後の新たな取組等

市区町村道の無電柱化について、市町村による取組への支援を拡大し、面的な整備の一層の推進を図っていく。

【新たな取組等】

- ・ 無電柱化の推進

<行動戦略 14> 自助・共助・公助の推進による防災力の向上

○ 各事業の取組状況

「東京都地域防災計画（震災編・風水害編）」の修正や「東京の防災プラン」の策定など、迅速かつ確実な初動対応を実施する体制の構築を進めた。

また、一斉帰宅抑制の周知徹底のための講演会の開催や、民間一時滞在施設の確保のためのアドバイザー派遣など、帰宅困難者対策を推進した。

さらに、防災隣組の認定や、消防団が使用する救出・救助資器材を整備する市町村に対する支援、地域における防災訓練の推進など、自助・共助を推進し、防災力の更なる向上に向けた取組を進めた。

【主な実績等】

- ・ 「東京都地域防災計画（震災編・風水害編）」の修正
- ・ 「東京の防災プラン」の策定
- ・ 東京防災隣組を新たに認定 15 団体
- ・ 「まちかど防災訓練」の推進 9 万 4 千人参加（平成 27 年 1 月末現在）
- ・ 全都立高校における宿泊防災訓練の実施 など

○ 行動戦略策定後の新たな取組等

家庭における防災指針となる冊子の制作や、新たな航空消防部隊の創設など更なる防災力向上のための取組を推進していく。

【新たな取組等】

- ・ 「防災ブック」の作成・配布
- ・ 都立公園の防災関連施設の整備
- ・ 航空消防救助機動部隊の創設

<行動戦略 15> 水害対策・土砂災害対策・雪害対策の推進

○ 各事業の取組状況

「東京都豪雨対策基本方針」の改定や護岸整備、除雪協力体制の構築など、災害に対する安全性の向上に向けた取組を推進した。

【主な実績等】

- ・「東京都豪雨対策基本方針」の改定
- ・空堀川、鶴見川、川口川などにおける護岸整備の推進、黒目橋調節池、残堀川調節池の整備推進
- ・地元業者との雪害時の協力協定の締結による除雪協力体制の構築、除雪車両・機材の確保など、除雪体制の充実 など

○ 行動戦略策定後の新たな取組等

平成 26 年 6 月に改定した「東京都豪雨対策基本方針」を踏まえ、豪雨対策の一層の推進を図る。

【新たな取組等】

- ・豪雨対策の推進

<行動戦略 16> 低炭素・快適性・防災力を備えたスマートエネルギー都市の実現

○ 各事業の取組状況

省エネ設備等の導入費用の支援や地球温暖化対策報告書制度など、あらゆる主体による省エネ・エネルギーマネジメントや低炭素化の取組を進めた。

また、再生可能エネルギーの利用促進や分散型エネルギーの普及のため、次世代自動車（EV・PHV）の普及促進や、環境課題の解決に向けた中小企業の技術・製品開発支援、都有施設における再生可能エネルギーを利用した発電設備の導入等の取組を進めた。

【主な実績等】

- ・HEMS（家庭のエネルギー管理システム）等の設置を条件に、CGS（燃料電池等）や蓄電池、ビークル・トゥ・ホームシステム等の導入を支援 4,476 件
- ・地球温暖化対策報告書制度の推進 34,316 事業所から提出
- ・中小事業者や個人事業者に対する次世代自動車（EV・PHV）の購入支援 151 件
- ・上下水道施設における太陽光発電設備の導入
(檜原給水所、南多摩水再生センター等) など

(数値はいずれも都内全域の数値)

○ 行動戦略策定後の新たな取組等

水素エネルギー活用促進に向けた環境整備や、下水道施設におけるエネルギー利用の高度化等、再生可能エネルギーの活用や分散型電源の普及に向けた取組を進める。

【新たな取組等】

- ・水素エネルギーの活用拡大
- ・「スマートプラン 2014」の策定
- ・水再生センターにおける小水力発電の導入

<行動戦略 17> 豊かな森林や多様な緑の保全と確保

○ 各事業の取組状況

荒廃した人工林の間伐、枝打ちを行うほか、シカの食害対策を進めるなど、多摩地域の豊かな森林環境の管理と再生に向けた取組を進めた。

また、都立公園の整備や在来種植栽の推進など、多様な緑の整備、保全、再生に向けた取組を行った。

【主な実績等】

- ・荒廃したスギ・ヒノキ人工林の間伐（542ha）、枝打ち（144ha）の実施
- ・シカ対策の総合的な推進のための検討会等を開催 3回
- ・都立公園の整備（八国山緑地、六仙公園、東伏見公園、大戸緑地、野山北・六道山公園）
- ・「植栽時における在来種選定ガイドライン」の策定（平成 26 年 5 月） など

○ 行動戦略策定後の新たな取組等

スギ林等の植え替えによる森林循環の促進や、緑地保全活動に取り組むボランティア人材の掘り起こしなど、多摩地域の大きな魅力である緑の保全・確保のための取組を推進する。

【新たな取組等】

- ・森林循環の促進
- ・都民の自然体験活動の促進
- ・神代植物公園の拡張・再整備

<行動戦略 18> 美しく良質な水環境の実現

○ 各事業の取組状況

多摩川の上流域における森林保全活動の実施や、民有林の購入に向けた手続を進めるなど、多摩の水源の保全に向けた取組を推進した。

また、多摩地域の良好な水辺空間の確保を図るため、水辺空間における緑化の推進や下水処理の高度化などを進めた。

【主な実績等】

- ・多摩川水源森林隊の協力による間伐・枝打ち等の実施 141 回
- ・改修済み河川の護岸や河川管理用通路における緑化事業の推進
(大栗川、境川において 0.6ha の緑地を創出)
- ・下水の高度処理施設を整備 (北多摩二号、多摩川上流水再生センター)
など

○ 行動戦略策定後の新たな取組等

下水処理に新たな高度処理を導入するなど、美しい水環境の実現に向けた取組を推進する。

【新たな取組等】

- ・多摩地域の水環境の維持・向上

<行動戦略 19> 豊かな自然環境を活かした観光の推進

○ 各事業の取組状況

林道などを活用した観光ルートの整備や自然公園内の施設の改修を行うなど、活用と保全のバランスを取りながら豊かな自然を活かした観光を推進した。

【主な実績等】

- ・森林観光ルートを整備する市町村を支援 5 市町村
- ・自然公園内の施設の改修 (高尾薬王院便所改修、高尾ビジターセンター改修工事 等)
- ・ビジターセンターでの情報発信を実施
- ・東京都レンジャー (高尾 3 名、奥多摩 3 名、御岳 3 名、檜原 3 名) による巡回活動、普及啓発・指導等の実施 など

○ 行動戦略策定後の新たな取組等

水辺の利活用を促進し、自然を活かした水辺のにぎわいを創出するための取組を進める。

【新たな取組等】

- ・自然を活かした水辺のにぎわい創出

<行動戦略 20> 多様な連携・協働による持続可能な行政サービスの推進

○ 各事業の取組状況

東京の自治のあり方に関する調査研究や、上下水道や環境の分野における連携を進めるなど、効果的・効率的な行政運営による持続可能な行政サービスの実現に向けた取組を進めた。

【主な実績等】

- ・東京の自治のあり方研究会を開催し（4回）、最終報告をとりまとめ
(平成 27 年 3 月)
- ・水道局と多摩 26 市町との間で多摩水道連絡会を開催 2 回
- ・流域下水道本部と多摩 30 市町村との間で下水道情報交換会を開催 2 回
- ・東京の広域的な環境課題の解決に向けた市区町村の取組を支援 13 市町村

○ 行動戦略策定後の新たな取組等

多摩地域の水環境の向上と下水道事業の効率的運営を図るため、八王子市等の単独処理区の流域下水道への編入を推進する。

【新たな取組等】

- ・市単独処理区の流域下水道への編入

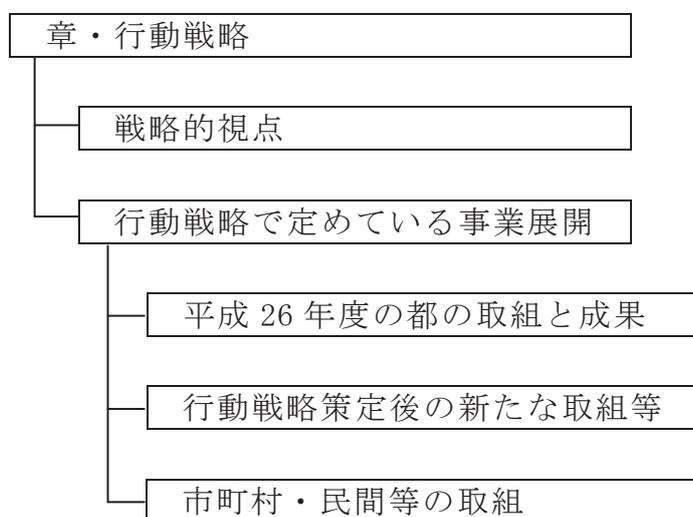
Ⅱ 目指すべき多摩の姿の実現に向けた事業展開

— 20の行動戦略の取組状況等 —

<構成について>

- 本書は、「新たな多摩のビジョン行動戦略」で示した章・行動戦略ごとに構成されています。
- 各行動戦略の冒頭では、行動戦略の推進に向けた3つの戦略的視点と、その戦略を構成する事業展開を示しています。
- 行動戦略ごとに「平成26年度の都の取組と成果」、「行動戦略策定後の新たな取組等」、「市町村・民間等の取組」を示しています。
- 平成26年度の都の取組は特段の記載がない限り、平成27年2月末現在までの進捗状況です。一部の実績値には見込の数値も含まれており、今後変動する可能性があります。

【 体系 】



＜行動戦略1＞地域独自の魅力に根差した成熟したまちづくりの推進

今後、成熟が進んでいく多摩地域においては、大規模団地の再生等の都市の課題解決を図るとともに、都市機能の集積や固有資源を活かしたまちづくりを進めていく必要がある。

多摩地域では、市町村による大規模な画地の活用に向けた検討や、デベロッパーが積極的に関与した団地再生などが進められている。こうした市町村の主体的な取組を支援するとともに、民間事業者の動向も踏まえて、行政・民間・地域の力を最大化して、成熟都市にふさわしいまちづくりを進めていく。

＜戦略的視点＞

①最大化すべき多摩の強み

- ・工場移転などに伴う跡地や、大規模団地や空き家等の既存の住宅ストックなど、地域資源を有効に活用する。

②結集すべき官・民の力

- ・民間デベロッパーなど不動産事業者の動向を踏まえて、その力を最大限に活かしていく。

③構築すべき連携やつながり

- ・都市機能の集積化など、今後のまちづくりの方向性に関する都民の理解と協力を得る。

＜行動戦略で定めている事業展開＞

行動戦略1-1 多摩の魅力を高めるまちづくり

都市計画道路の整備方針の策定をはじめ、多摩地域における道路整備による良好な都市空間の創出を図るなど、多摩の魅力を高めるまちづくりを推進する。

- ・都市計画道路の整備方針の策定 など全2事業

行動戦略1-2 民間と連携した良質な住宅ストックの確保

良質な住宅ストックを確保するため、市町村や民間事業者と連携を図りながら、多摩ニュータウン団地再生支援等を着実に推進していく。

- ・多摩ニュータウンの団地再生支援等 など全5事業

1 平成26年度の都の取組と成果

行動戦略1-1 多摩の魅力を高めるまちづくり

(1) 都市計画道路の整備方針の策定

- ・ 次期計画となる「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)(仮称)」中間のまとめ(案)の取りまとめに向け、都と23区及び28市町で構成する検討会議や学識経験者による専門アドバイザー委員会において、次期事業化計画の目標等の検討を進めている。

〔関連第4章〕

(2) 東京外かく環状道路のジャンクション周辺におけるまちづくり

- ・ 東京外かく環状道路のジャンクション周辺地域の良好なまちづくりの円滑かつ効率的な進捗を図るため、平成25年度、東京都は「北野の里(仮称)を中心としたまちづくりワークショップ」を国土交通省、三鷹市と協働で開催した。ワークショップによる蓋かけ上部空間等の利用やジャンクション周辺のまちづくりの提案を踏まえ、現在、国や東京都と調整を図りながら、三鷹市は北野の里(仮称)まちづくり方針の検討を進めている。

〔関連第4章〕

行動戦略1-2 民間と連携した良質な住宅ストックの確保

(1) 多摩ニュータウンの団地再生支援等

- ・ 多摩ニュータウン再生に向けたまちづくりの方向性や取組について、都の技術支援のもと、多摩市が、「多摩ニュータウン再生検討会議」を3回開催し、多摩ニュータウン再生方針(案)として平成27年3月にとりまとめ、公表した。
- ・ 多摩ニュータウン内の未処分宅地のうち、1.9haについて販売した。

(2) 都営住宅の建替えの推進等

- ・ 都営住宅を良質なストックとして維持・更新していくため、地域の特性や老朽化の度合い等を勘案しながら計画的な建替えを推進している。また、建替えにあたっては、敷地の有効活用や団地の集約を通じて用地の創出を図っている。
- ・ 「都営住宅耐震化整備プログラム」に基づき、都営住宅の耐震化を推進しており、引続き「平成32年度に耐震化率100%」の達成に向け、耐震改修を行っていく。

(3) 既存の住宅ストックの活用

- ・ 中古住宅を安心して取得できる環境を整えるため、既存住宅の取引事例の調査結果を踏まえ、「住宅検査・住宅履歴情報登録・既存住宅売買瑕疵保証責任保険の小冊子」を作成し、普及啓発を図っている。
- ・ 「省エネ・エコリフォーム&東京の木・多摩産材展2014」(平成26年10月)を開催するなど、広く一般都民、消費者等に対して、省エネ・エコリフォームに係る情報・意義をPRし、既存住宅のリフォームを促進した。

(4) マンション建替えの円滑な推進

- ・市区町と連携した、都市居住再生促進事業の活用などにより、マンション建替事業の促進を図っている。
- ・隣地との共同建替えを検討する管理組合等に対し、建替え・改修アドバイザー派遣の助成を行う市区町村への助成を行っている。 [関連第5章]

(5) マンション管理の適正化

- ・管理組合による適正なマンションの維持管理を支援するため、パンフレット等による普及啓発やマンション管理アドバイザーの派遣を実施している。
- ・マンション管理の適正化施策の再構築を図るため、東京都住宅政策審議会において、総合的かつ実効性のあるマンション施策のあり方について審議を行っている。

2 行動戦略策定後の新たな取組等

(1) 多摩ニュータウン地域再生ガイドライン（仮称）の策定

都ではこれまでも多摩ニュータウンの再生に向け地元市と連携した取組を行ってきたが、平成26年度には圏央道の東名高速～関越道区間が全通したほか、リニア中央新幹線の工事实施計画が国土交通大臣に認可されるなど、広域基盤整備に関して大きな進展が見られた。

こうした社会情勢等の変化を捉え、今後の多摩ニュータウン地域全体の人口推計やコンパクト化に向けた手法などを、学識経験者を交えて検討し、多摩ニュータウン全体の再生に向けた「多摩ニュータウン地域再生ガイドライン（仮称）」を策定する。

(2) 大規模住宅団地再生に向けた取組を支援

大規模住宅団地の再生は、地元市町村における地域の将来のまちづくりと連携しながら行う必要があることから、市町村がまちづくりの視点で大規模住宅団地の再生に向けた取組を計画的かつ効果的に行えるよう、市町村の方針策定に対する支援策の検討を進める。

(3) 空き家の利活用を支援

空き家の利活用を計画的に行うための実態調査や空き家対策計画の策定、住宅確保要配慮者向け住宅への空き家の改修に対する助成など、市町村の行う空き家対策の取組に対し支援を行う。

3 市町村・民間等の取組

・大学・学生とのまちづくり

(特定非営利活動法人 くにたち富士見台人間環境キーステーション)

特定非営利活動法人くにたち富士見台人間環境キーステーションでは、学生サークルが運営の中心となって、商店主や市民、行政と連携し、住民の高齢化・空き店舗の増加による課題解決に取り組んでいる。平成15年の設立から現在に至るまで、学生が入れ替わりながらも、10年以上継続して活動が行われている。

4つの空き店舗を活用し、コミュニティカフェ、くにたち野菜と地域食材の販売、市民向け講座の実施やホール事業、手作り雑貨等の展示販売を行うとともに、商店街を拠点としたイベント等の実施など、商業や農業、地域貢献とコミュニティビジネスを融合させながら事業を進めている。 [関連 132 ページ]



・住宅建替促進のための空き家住宅除却助成事業（福生市）

福生市では、空き家となっている住宅の所有者が、ファミリー世帯向けに住宅新築や宅地分譲をする目的で空き家を除却する場合、その除却工事の費用の一部を助成している。

良質なファミリー世帯向け住宅の供給を誘導するとともに、老朽化した空き家住宅の除却の促進を図ることで、定住化の推進や安全で安心なまちづくりを目指している。

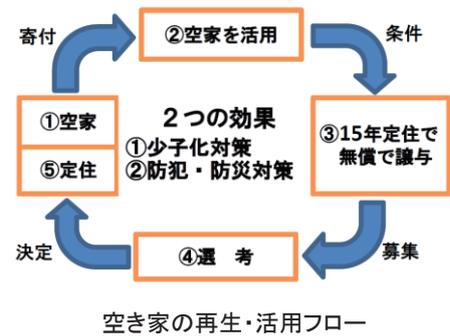


老朽化した住宅

・「いなか暮らし支援住宅」の整備（奥多摩町）

奥多摩町では、所有者から寄付を受けた空家等を「いなか暮らし支援住宅」として活用している。

「いなか暮らし支援住宅」は、40歳以下の夫婦、もしくは50歳以下で子供（18歳以下）がいる世帯に対し、土地・住宅を無償で貸し付け、自らの住宅として15年以上継続して定住した場合に無償でその土地・建物を譲与するものであり、過疎化による少子高齢化対策と空き家対策（防犯・防災、地域活力の向上）の一環として、若者の定住の促進を図っている。



・自治会カードで地域まるごと活性化事業（青梅市）

青梅市では、地域コミュニティの中核である自治会の加入率の低下等による地域の支えあいの弱体化が懸念されていることから、自治会への加入促進の取組を行っており、その一環として自治会会員優待サービス「すまいるカード」の発行を支援している。

本カードは自治会連合会が発行し、会員がカードを協力企業・商店等の店頭で提示することにより割引などの優待サービスを受けることができる。

これまで具体的に提示できていなかった、自治会加入の具体的なメリットを実感してもらうことで、多様な世代から自治会への加入を促すとともに、企業・商店等も巻き込むことで、地域の活力を支えていくことも目指していく。

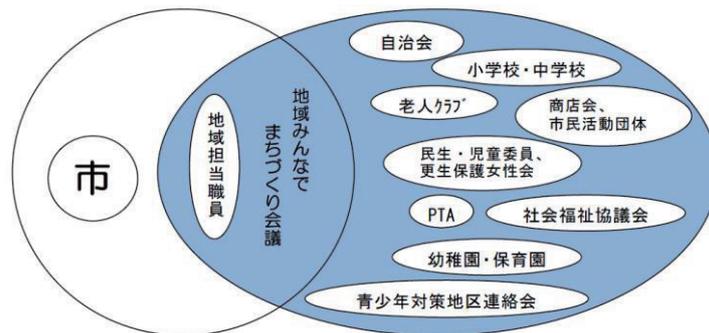
（参照）青梅市自治会連合会ホームページ <http://www.ome-rengou.jp/>



・ **地域と市の協働によるまちづくりの推進（武蔵村山市）**

武蔵村山市では、市内を9つに分け、それぞれの地域に存在する市民活動団体、事業者、市民などが集まり、地域の情報共有と地域課題の解決策を考えていく「地域みんなでまちづくり会議」を立ち上げている。

まちづくり会議には、地域と市のパイプ役として「地域担当職員」を派遣しており、会議での話し合いを通じて、地域の課題を把握するほか、地域からの相談を受け、また必要な情報提供を行うなど、地域と市の協働によるまちづくりの推進を図っている。



地域みんなでまちづくり会議イメージ

＜行動戦略2＞オリンピック・パラリンピック開催を見据えたスポーツ・文化の振興

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据えて、誰もがスポーツに親しむ「スポーツ都市東京」の実現を図るとともに、地域固有の文化など多摩地域の魅力を広く発信し、普及していく。

＜戦略的視点＞

①最大化すべき多摩の強み

- ・スポーツ祭東京2013開催の成果と、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を、更なるスポーツ振興や歴史や文化等の多摩の魅力発信の契機として活用する。

②結集すべき官・民の力

- ・体育協会や競技団体等のスポーツ関係者、文化団体や観光協会、旅行業者などの力を合わせて、地域の活性化へとつなげていく。

③構築すべき連携やつながり

- ・地域住民と連携した取組を促進し、地域スポーツや文化発信への主体的な参画を促していく。

＜行動戦略で定めている事業展開＞

行動戦略2-1 オリンピック・パラリンピック開催を見据えたスポーツ・文化の振興

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据えて、「スポーツ都市東京」の実現に向けた取組を推進する。また、多摩地域独自の多様な文化を広く発信することで、多摩地域の持つ魅力を広く普及する。

- ・オリンピック・パラリンピック開催を通じた「スポーツ都市東京」の更なる発展
- ・多摩地域におけるスポーツクラスターの形成
- ・地域におけるスポーツの振興
- ・体力や競技力の向上に向けた取組の推進
- ・シニアスポーツ世代のスポーツ振興
- ・障害者スポーツの振興
- ・多摩の多様な魅力の発信・普及
- ・多摩地域から文化を広く発信
- ・多摩地域における文化財の保護等 全9事業

1 平成 26 年度の都の取組と成果

行動戦略2-1 オリンピック・パラリンピック開催を見据えたスポーツ・文化の振興

(1) オリンピック・パラリンピック開催を通じた「スポーツ都市東京」の更なる発展

- ・平成 27 年2月に大会開催基本計画が大会組織委員会から公表されるなど、2020 年大会の開催に向けた準備を着実に推進した。
- ・市区町村と連携し、「1964 年東京オリンピック・パラリンピック 50 周年記念事業」を実施した。
- ・過去大会における事前キャンプの情報収集を行うとともに、平成 26 年 10 月には「事前キャンプに関する市区町村説明会」を開催し、事前キャンプに関する基礎情報の提供、事前キャンプの受入事例の紹介、誘致意向・施設調査等を行った。

(2) 多摩地域におけるスポーツクラスターの形成

- ・武蔵野の森総合スポーツ施設(仮称)の整備に向けて、メインアリーナ、サブアリーナ、屋内プールの新築工事について、電気空調設備工事契約を締結するなど、平成 28 年度の竣工に向けた準備を着実に推進した。
- ・多摩障害者スポーツセンターの改修に向けて、平成 26 年6月に「東京都障害者スポーツセンター改修基本計画」を策定した。
- ・市区町村立スポーツ施設のバリアフリー化や競技スペースの拡大に向けた新築・改築等の取組を支援しており、3市町に補助を行った。

(3) 地域におけるスポーツの振興

- ・東京都市町村総合体育大会(4,897 人)、多摩川ウオーキングフェスタ(9,656 人)、ニュースポーツ EXPO in 多摩(38,067 人)、味の素スタジアム6時間耐久リレーマラソン(10,535 人)など、多摩地域の特性を活かしたスポーツイベントを実施した。
- ・地域スポーツクラブの設立・育成の支援を行っており、東京都地域スポーツクラブ設立支援協議会を2回開催するとともに、地域スポーツクラブサポートネットで情報の発信等を行っている。
- ・子育て世代のスポーツ参加促進及び親子等でスポーツに親しむ環境の醸成のため、地域スポーツクラブが実施する子育て世代に対するスポーツ事業を支援しており、8クラブに補助を行った。

(4) 体力や競技力の向上に向けた取組の推進

- ・子供たちの体力向上推進に向けて、「子供の体力向上推進本部」等の設置、東京都統一体力テストの実施、第6回中学生「東京駅伝」大会の開催等の取組を行った。
- ・オリンピック・パラリンピックの歴史や意義等を正しく理解し、スポーツを通して、心身の調和的な発達を遂げ、進んで平和な社会の実現に貢献することができるよう、オリンピック・パラリンピック教育推進校を 300 校指定するとともに、オリンピック・パラリンピアンを 70 校に派遣する等の取組を行った。
- ・都立高校における「スポーツの名門校」づくりに向けて指定している3部の運動部活動において、競技力の向上等に向けた取組を行っている。

<p>(5)シニア世代のスポーツ振興</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ シニア世代のスポーツ機会の拡充のため、平成 26 年 10 月に「シニア健康スポーツフェスティバル TOKYO」(ソフトボール)を開催した。 ・ 高齢者を対象としたスポーツ競技会やスポーツに関する講習会等に対して支援しており、124 事業(平成 26 年9月申請時点)に補助を行った。 [本章再掲]
<p>(6)障害者スポーツの振興</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある人が身近な地域でスポーツができるようにするため、事業の企画・実施に関する相談や助言、指導員の派遣や用具貸与等を行い、市区町村や地域スポーツクラブ等の取組を支援した。 ・ 障害者スポーツに関する地域の取組をまとめた事例集を作成し、市区町村等に配布することで、身近な地域における障害者スポーツの普及を図った。 ・ スポーツ推進委員等を対象に障害者スポーツセミナーや初級障がい者スポーツ指導員養成講座等を開催し、障害者スポーツを支える人材を育成した。 ・ 障害者スポーツ専門ポータルサイト「TOKYO 障スポ・ナビ」により、都内スポーツ施設のバリアフリー情報や大会・教室などの開催情報等を提供した。 ・ 障害のある人もない人もともに楽しめる種目を多数用意した「チャレスポ！ TOKYO」を実施し、障害のある人へはスポーツを始めるきっかけを提供し、障害のない人へは障害者スポーツの理解促進・普及啓発を図った。 ・ 多摩障害者スポーツセンターの改修に向けて、平成 26 年6月に「東京都障害者スポーツセンター改修基本計画」を策定した。 [本章再掲] ・ 特別支援学校等にパラリンピアン等を派遣する「パラリンピアン出前授業」を実施し、6団体に派遣した。 [本章再掲]
<p>(7)多摩の多様な魅力の発信・普及</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年7月に「たま発！ 倶楽部」を発足させ、多摩地域の住民自らが SNS を活用して多摩地域の魅力の再発見・発信を行う取組を開始した。 ・ 平成 26 年7月に「新たな多摩のビジョンシンポジウム」を開催し、多摩地域における課題や今後の展望について議論を行った。 ・ 市町村が地域の有する魅力を広く域外に発信する取組を支援しており、36 事業に対し補助を行った。
<p>(8)多摩地域から文化を広く発信</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 都の芸術文化振興における基本指針であり、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化プログラムの先導的役割となる「東京文化ビジョン」について、東京芸術文化評議会での議論を行い、平成 27 年3月に策定・公表した。また、過去大会における文化プログラムに関する調査、文化団体等に対するヒアリング調査を行った。 ・ 多摩地域の多様な文化を広く発信するため、江戸東京たてもの園での東京大茶会や「Music Weeks in TOKYO」まちなかコンサート、ホール等と連携したプレミアムコンサート、キッズ伝統芸能体験や地域に伝わる伝統芸能の公演、地域のアート NPO 等と連携する東京アートポイント計画等多摩の地域資源を活かした文化イベントを多数実施した。 ・ 貴重な文化遺産を次世代に継承するため、江戸東京たてもの園において、復元済みの収蔵建造物 30 棟を維持管理し、公開している。

- ・ 都立多摩図書館において「東京マガジンバンク」を運営し、時代状況を先鋭的に捉えた雑誌ならではの情報発信を行った。また、企画展示(4回)、セミナー・講演会(各1回)を開催するなどマガジンバンクの一層の認知と利用を図った。

(9) 多摩地域における文化財の保護等

- ・ 多摩地域の国指定及び都指定文化財を良好な状態において保存し、後世に伝えるため、有形文化財の解体復元修理等の取組を支援しており、36件の補助を行った。
- ・ 回遊性を高め外国人観光客が訪れる魅力的なエリアを創出するため、外国語による文化財情報提供サイトの開設や都内文化財案内(府中・国分寺)の作成を行った。

〔関連第3章〕

2 行動戦略策定後の新たな取組

(1) 2020年オリンピック・パラリンピック成功に向けた市区町村との連携及び市区町村への支援

市区町村立スポーツ施設の新築・改築等の取組に対しては、平成26年度から施設整備補助制度を創設し、支援を行ってきた。平成27年度は利用時間延長に資する工事や事前キャンプ誘致のための施設整備等補助対象を拡大して引き続き支援していく。加えて、市区町村の主体的な取組を促進することを目的とし、市区町村が大会を契機として行う、スポーツ振興や地域の活性化につながる事業に対して平成27年度から補助制度を創設し、支援する。これにより、地域からオリンピック・パラリンピックの気運の醸成を図り、スポーツ振興などの各市区町村の地域レガシーにつなげていく。

さらに、シティ装飾やライブサイトなど、市区町村と連携した開催気運の盛り上げに組織委員会とともに取り組んでいく。

また、事前キャンプについては、今後も市区町村に対し、誘致に必要な情報を提供するとともに、都内候補地に関する情報を、各国オリンピック・パラリンピック委員会等へ発信するなど、誘致を希望する市区町村を積極的に支援していく。

(2) 多言語対応の推進

2020年大会の開催やその先を見据えて、外国人旅行者の円滑な移動や快適な滞在に資する都市環境の向上を目指す。そのために、平成26年度に策定した多言語対応取組方針を踏まえ、市区町村、国、民間事業者等と連携し、表示・標識等の多言語対応を推進・強化する。

(3) 2020年大会に向けた各種ボランティアの育成

2020年大会やその先までを見据え、街中で簡単な英語で気軽に外国人とコミュニケーションできる外国人おもてなし語学ボランティアや、旅行者に人気の観光スポットなどで観光案内を行う観光ボランティア等を育成し、都民全体でのおもてなしを実現する。

さらに、大会関連ボランティア*の裾野拡大を図っていくため、都、国、市区町村、組織委員会、民間団体等を構成メンバーとした連絡協議会を平成27年度上半期に設置する。協議会の参加団体の協力を得て、ボランティアの参加機会の提供や関連情報の発信を行っていく。

※大会関連ボランティア

- 都市ボランティア：空港・主要な駅・観光スポット等に設けたブースなどで、観光・交通・会場案内等のサービスを提供するボランティア
- 大会ボランティア：大会組織委員会が募集・育成・運用する、競技会場や選手村などで、競技運営や会場案内、輸送、警備などを行うボランティア

(4) 障害者スポーツの振興

2020年の東京パラリンピック開催決定を契機として、障害者スポーツの更なる振興を図るため、障害者スポーツの魅力を伝えるDVDの作成等により、障害者スポーツの理解促進と普及啓発を進めていく。

また、障害のある人がスポーツ施設を利用する際に施設が配慮すべきポイントをまとめたマニュアルの作成や、障がい者スポーツ指導員等が一堂に会したフォーラムの開催等により、障害のある人が身近な地域でスポーツに親しめる環境を整備していく。

加えて、パラリンピック等の国際大会で活躍するアスリートの輩出に向けて競技力向上に取り組んでいく。 [本章再掲]



スポーツ祭東京 2013

3 市町村・民間等の取組

・特設WEBサイトによるまちの魅力発信（多摩市）

多摩市では、まちの魅力発信サイト「丘のまち～東京・多摩ニュータウンに暮らす」を開設した。

本サイトでは、まちで暮らす人たちのインタビュー『丘のまちの物語』や、日常の生活視点での市内外のおでかけスポットを紹介するなど、主に20代から30代の非居住者に向けて多摩ニュータウン等の魅力を発信している。



緑豊かな景観と
住み心地の良さが
誇りです

「丘のまち～東京・多摩ニュータウンに暮らす」
(<http://www.tama-newtown.tokyo/>)

• **テレビはむら制作者等研修事業**（羽村市）

羽村市では、市職員自らが取材・撮影し、編集する「テレビはむら」を運営しており、番組制作のノウハウを身に付けるため、職員をテレビ局主催の研修に参加させている。

この取組により、番組制作のノウハウに加えて、職員の企画力や表現力等を強化し、羽村市の魅力をより強力に発信していくことを目指している。



「テレビはむら」スタジオ

• **武蔵国府跡保存活用事業**（府中市）

府中市では、武蔵国の国府以来の貴重な文化遺産を後世へと伝えていくために、適切に保存・整備・活用し、調査・研究を行っていく取組を行っている。

大國魂神社に隣接する国衙地区、JR 府中本町駅前にある国司館地区の保存整備を図ることで、歴史的価値の再発見をするとともに、けやき並木や大國魂神社なども含めた魅力ある空間の創出を図っている。



市史跡 武蔵国衙跡

• **「デジタル博物館」を活用した魅力発信事業**（国分寺市）

国分寺市では、奈良時代に建立された武蔵国分寺をはじめとした指定文化財など歴史的な資源や市の歴史がわかるもの（例：駅舎や建築当時の学校校舎など）も含めて、データ化して「デジタル博物館」として公開している。

この取組により、市民のみならず、市外住民に対し、国分寺市の魅力を発信することで、市への誘客を図っている。



動画「国指定史跡武蔵国分寺跡の調査」より

• **民俗芸能・伝統行事の映像記録事業**（日の出町）

日の出町では、町内に残る多様な文化を後世に継承するため、民俗芸能や年中行事等の様子を、300時間を超える映像に記録した。

撮影された映像は、25本の番組にまとめられ、上映会の開催等を通じて町内外の住民に日の出町の文化を発信している。



試写会の開催の様子

＜行動戦略3＞子育て環境の充実強化と将来を支える人材の育成

多摩地域の活力を維持し、持続可能な発展を図っていくため、多様な保育サービスの提供や子育てに関する相談支援体制の整備などの子育て家庭への支援等により、安心して子供を産み育てられる環境を整えるとともに、教育環境の充実を図り次代を担う子供たちを健全に育成する。

＜戦略的視点＞

①最大化すべき多摩の強み

- ・我が国の将来を担う財産である子供たちを、安心して産み育てられる社会を実現する。

②結集すべき官・民の力

- ・社会福祉法人、医療機関、NPOなど様々な力を活用して、子供たちのための環境を整備する。

③構築すべき連携やつながり

- ・都、市町村との連携に加えて、地域住民の協力も得て、子供たちの安心と安全を確保する。

＜行動戦略で定めている事業展開＞

行動戦略3-1 多様な保育サービス等による安心して子育てできる環境の整備

民間等の力を活用した多様な保育サービスの提供や子育てに関する相談支援体制の整備などの子育て家庭への支援等により、誰もが安心して子育てができる環境を整備する。

- ・多様な保育サービスの拡充 など全7事業

行動戦略3-2 周産期・小児医療体制の充実

小児総合医療センターの体制強化等により、多摩地域において、安心して子供を産み、育てることができる周産期・小児医療体制の充実を図る。

- ・周産期医療体制の強化 など全2事業

行動戦略3-3 次代を担う子供たちの健全育成

多摩地域に暮らす次代を担う子供たちが、健やかに、また、安全に見守られながら育つための環境を整える。

- ・子供たちの居場所づくりの推進 など全6事業

行動戦略3-4 優れた人材を育成する教育環境の充実

将来の日本を背負う優れた人材を育成するため、多摩地域における子供たちの教育環境の充実を図っていく。

- ・学力向上や海外で活躍する人材育成を実現する教育の推進 など全6事業

1 平成 26 年度の都の取組と成果

行動戦略3-1 多様な保育サービス等による安心して子育てできる環境の整備

(1) 多様な保育サービスの拡充

- ・ 空き家や空き店舗など、既存の資源を活用して、0～2歳児を対象とした小規模保育を整備する市区町村を支援し、6市に17か所整備された。
- ・ 家庭的保育事業の推進により、市町村が認定する家庭的保育者（保育ママ）は、平成26年12月1日現在299人となった（平成26年3月1日から95人増）。
- ・ 大都市特有の保育ニーズに的確に応える都独自の認証保育所の整備を促進し、平成27年3月1日現在185施設（定員6,353名）が設置されている。
- ・ 賃借物件を用いた認可保育所の整備を行う社会福祉法人等を支援しており、改修費等の補助を9市20施設、賃借料の補助を13市39施設に対して行った。
- ・ パートタイム労働者等のための保育サービスの充実を図るため、定期利用保育事業を実施し、13市で延べ67,668人が利用した。
- ・ 病児・病後児保育施設の運営支援と設置促進により、26市56施設において病児・病後児保育事業が実施されている（前年度比4施設増）。また、保育所に対して病児ケアに関する情報提供の実施、駅前等利便性の高い場所への設置や児童が発病した際の送迎サービスの実施等に取り組む3市町村を支援した。

(2) 送迎保育ステーションの実施支援

- ・ 保護者にとって利便性の良い場所に送迎ステーションを設置し、バス等により児童を送迎する取組を行う市区町村を支援している。

(3) 待機児童解消への取組の支援

- ・ 待機児童の解消に向け、市区町村が地域の実情に応じて実施する取組を広く柔軟に支援する待機児童区市町村支援事業を実施しており、保育所等の開設準備支援等補助を13市に行った。
- ・ 休日保育等の推進に向け、安心して子育てができる環境を整備するため、国の保育対策等促進事業を活用し、13市に対して補助を行った。

(4) 子育て家庭を地域で支える取組の支援

- ・ 総合相談、在宅子育てサービスの提供、要支援家庭へのサポート等を実施する子供家庭支援センターを設置運営する市区町村を支援しており、多摩地域の全市町村で整備されている（うち、28市町は、虐待対応機能を併せ持つ先駆型）。
- ・ 子育てをしている親子に、地域の身近な場所でつどいの場を提供し、子育てについての相談支援や情報提供、子育てサークルの支援等を行う子育てひろば事業に取り組む市町村を支援しており、28市町に303か所設置されている（うち121か所は、専用スペースで実施する一般型・連携型）。また、子育てひろばの職員が子育て家庭の様々なニーズに対応できるよう研修を4回実施した。
- ・ 保護者の心理的、肉体的な負担を軽減するため、市区町村の一時預かり事業を支援しており、28市町326施設に対して補助を行った。

- ・ 家族等から出産前後のケアが受けられない等、特に支援を要する母親等に対して相談支援やデイケア、宿泊ケアを行うなど、妊娠期から切れ目ない支援を行う市区町村を支援しており、1市に対して補助を行った。

(5) 学童クラブの設置等の支援

- ・ 小学生の放課後等の適切な遊び及び生活の場を確保するため、学童クラブ事業に取り組む市町村や社会福祉法人等を支援しており、29市町村 701か所の学童クラブに、33,855人の児童が登録している(平成 26年5月1日時点)。
- ・ 開所時間の延長などサービス向上を図る都型学童クラブ事業を実施する市町村を支援しており、13市 109か所に対して補助を行った。

(6) ひとり親家庭への支援

- ・ 家庭相談、生活支援講習、学習支援ボランティアの派遣など、ひとり親家庭の地域での生活を支える市区町村の取組を支援しており、2市に対し補助を行った。
- ・ 日常生活に大きな支障が生じているひとり親家庭等の生活の安定を図るため、市町村がホームヘルパーを派遣する事業を支援しており、25市に対して補助を行った。

(7) 子育て施策の充実に向けた包括的支援

- ・ 市町村による保育サービスの拡充と子育て支援全般の充実に図るため、「子育て推進交付金」を交付しており、30市町村に対して補助を行った。
- ・ 市区町村が地域の実情に応じて、創意工夫を凝らして主体的に実施する子供家庭分野における基盤整備等に資する事業に対して支援しており、30市町村 582事業に対して補助を行った。

行動戦略3-2 周産期・小児医療体制の充実

(1) 周産期医療体制の強化

- ・ ハイリスク妊婦や新生児等に適切な医療を提供する周産期母子医療センターを5施設整備しており、同センター等において、NICU(新生児集中治療管理室)を 69床確保している(平成 26年4月1日から6床増加)。また、妊婦・新生児の搬送受入体制を充実させるため、周産期母子医療センターの麻酔科医師等の配置を促進した。
- ・ ミドルリスク妊婦を受け入れる周産期連携病院を4病院指定しており、周産期母子医療センターへの分娩・搬送の集中を緩和するとともに、妊婦のリスクに応じた受入体制を確保している。
- ・ 比較的リスクの高い新生児の搬送や周産期母子医療センターからの逆紹介に対応する多摩新生児連携病院を1病院指定しており、多摩地域の新生児受入体制を強化している。
- ・ 周産期医療ネットワークグループを構築し、グループやサブグループでの医療機能分化や搬送に係る連携強化のため、連携会議、連絡会、研修会等を実施した。
- ・ 母体救命対応総合周産期母子医療センター(スーパー総合周産期センター)として多摩総合医療センター及び小児総合医療センターを指定し、迅速な医療体制を確保している。

- ・ 地域内で受入れが困難な母体・新生児について都全域の搬送調整を行う周産期搬送コーディネーターを東京消防庁に12名配置し、24時間体制で運用している。
- ・ NICU等から在宅療養への円滑な移行を促進するため在宅移行支援病床を1施設5床確保した。
- ・ 在宅療養中の小児の介護を行う保護者の負担軽減(レスパイト)のための短期入院を3施設4床で実施し、在宅移行後の支援の充実を図った。

(2)小児医療体制の充実

- ・ 東京都こども救命センター(多摩地域では小児総合医療センター)を指定し、小児重篤者への高度な救命処置や集中治療が可能な体制の整備を図った。
- ・ 休日・全夜間における小児の救急患者に対応する医療機関を17施設26床確保した。
- ・ 小児医療を担う人材の養成・確保のため、地域の診療所の医師等を対象とした臨床研修や小児救急医療への参加を促進する小児救急研修を実施した。
- ・ 施設間の連携強化を促進し、小児救急医療体制の確保・充実を図るため、医療機関等で構成される小児医療協議会を1回開催した。

行動戦略3-3 次代を担う子供たちの健全育成

(1)子供たちの居場所づくりの推進

- ・ 「高尾の森わくわくビレッジ」において、多摩地域の自然環境を活かし多様な体験活動等を行う機会と場を提供している。平成26年4月から27年2月までの利用実績は宿泊者数:31,495人、活動施設利用者数:240,682人となっている。
- ・ 子供たちに学習、スポーツ・文化活動、地域住民との交流の機会を提供するため、放課後や週末等に小学校等を活用して、安全・安心な子供の居場所(放課後子供教室)を設けており、379教室実施した。

(2)スポーツ体験や遊び、生活の場の提供を通じた子供たちの健全育成

- ・ アスリート等を派遣し、あいさつやチームワークの大切さを親子に伝える「こころのチャレンジプロジェクト」を9校で行った。
- ・ 子供たちに健全な遊びを与え、健康を増進し、情操を豊かにするために、児童館の整備を行う市区町村等を支援しており、1市に対して補助を行った。

(3)乳幼児、義務教育就学及びひとり親家庭等に係る医療費の助成

- ・ 乳幼児、義務教育就学児やひとり親家庭等に係る医療費の負担を軽減し、子育てを支援することなどを目的として、市町村の実施する医療費助成事業を支援しており、乳幼児約21万人、義務教育就学児約25万人、ひとり親等約5万人が対象となっている(平成27年1月末現在)。

(4)子供たちの安全確保

- ・ 子供が犯罪に遭いにくい環境づくりを推進するため、子供を見守る防犯ボランティア活動の活性化等を促進しており、子供見守りボランティアリーダー応用講座の開催や子供見守り活動事例集の作成・配布などの取組を行った。

- ・ 子供自身の犯罪被害防止能力を高める地域安全マップづくりを推進しており、指導者育成のための講習会を2回開催するなどの取組を行った。

(5) 消費者教育の推進

- ・ 「消費者教育読本作成検討会」を設置し、Web版消費者教育読本を作成している。
- ・ 消費者教育に携わる教員を支援するため、教員講座を16テーマにわたり開催するとともに、教員向け消費者教育情報提供誌「わたしは消費者」の発行・配布、Web版の掲載を行った。
- ・ 消費生活における必要な知識等の習得を目的とした「親子夏休み講座」を10回開催した。

(6) 若年者のひきこもり対策の推進

- ・ ひきこもりサポートネットによる電話やメールでの相談に加え、平成26年6月から家庭等への訪問相談を実施した。
- ・ ひきこもり等の若者への相談・支援事業の実施など支援体制の整備を行う市区町村の取組を支援しており、1市の支援組織の立ち上げに際し、補助を行った。

行動戦略3-4 優れた人材を育成する教育環境の充実

(1) 学力向上や海外で活躍する人材育成を実現する教育の推進

- ・ 児童・生徒の「確かな学力」の定着と伸長を図るため、平成26年7月に「児童・生徒の学力向上を図るための調査」を実施するとともに、11月にその報告書を配布した。
また、8月に小学校算数において効果的な習熟度別指導を実施するための研修会を開催し、9月には「中学校数学・英語習熟度別指導ガイドライン」を策定するなど、授業改善の取組を推進した。
- ・ 東京都における理数教育の振興を図るため、理数フロンティア校(小学校26校、中学校27校)において「効果的な教材や指導方法の開発」、「理数教育地区公開講座」等を行った。また、中学生を対象に、東京ジュニア科学塾を2回、東京ジュニア科学塾専修コースを8回開催した。
また、「理数教育チャレンジ団体」(高等学校7校)等への学校訪問、中間報告会等を実施するなどの支援を行った。
- ・ 都立高校において、具体的な学習目標に基づく指導を行うため、「都立高校学力スタンダード」を配布し、これを参考に自校の学力スタンダードを作成した。また、推進校連絡会や推進協議会等を開催し、情報共有を図った。
- ・ 様々な分野等で活躍する人材を育成するため、都立高校生への留学支援事業である「次世代リーダー育成道場」を実施し、事前研修を経て8月にアメリカ合衆国へ99人、1月にオーストラリアへ97人の高校生(いずれも都内全体の人数)を、約1年間の留学に出発させた。
- ・ 日本人教員とネイティブによる指導を充実させるため、JETプログラムによる外国人の招致を拡大し、34人を配置するとともに、在京外国人を英語等教育補助員としての活用を図った。

- ・ 都立高校生の「国際社会の一員としての自覚」と「社会に貢献する意欲と主体的に行動する力」を育成するため、JICA と連携した体験研修「東京グローバル・ユース・キャンプ」を実施しており、44 人の高校生を派遣した。
- ・ 意欲のある若者のチャレンジを後押しするため、各私立高校による独自の特色ある留学プログラムに参加する生徒 286 人に支援を行った。(都内全域)
- ・ 環境について児童・生徒が学び、考え、行動する契機となるよう、環境教育の充実のために、「環境教育推進委員会」を2回開催し、都及び市区町村教育委員会の関係者が、その具体的方策について情報交換等を行った。また、普及啓発資料「くらしと環境学習 Web」ホームページの更新等を行った。
- ・ いじめや不登校など児童・生徒の問題行動等の未然防止や解消を図るため、スクールカウンセラーを小中高全校に配置している。また、一部の学年の児童・生徒を対象とした全員面接を実施した。
- ・ 問題を抱える児童・生徒の支援を行うため、スクールソーシャルワーカーを 25 市町の地区に配置し、児童・生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関等とのネットワークの構築、連携、調整等を行った。
- ・ 不登校やいじめなどの健全育成上の課題に対して、民生・児童委員等の地域の人材 314 人を、家庭と子供の支援員として 157 校(小学校 97 校、中学校 60 校)に派遣し、アドバイスや情報提供等を行った。
- ・ 市町村の行う特別教室の冷房化を支援しており、2市に対して補助を行った。

(2)豊かな心を育てる道徳教育の推進

- ・ 学校と家庭・地域社会が一体となった道徳教育を推進するため、道徳授業地区公開講座を公立小・中学校等の全校及び特別支援学校 10 校で実施したほか、東京都道徳教育教材集を全ての公立小・中学校等の全児童・生徒に配布・活用した。また、東京都道徳教育教材集保護者向けリーフレットを小・中学校の新入生の保護者に配布した。
- ・ 平成 27 年度の全都立高校での人間としての在り方生き方に関する新教科の実施に向けて、新教科有識者会議を2回開催し、新教科のコンセプトや学習内容についての検討を行った。

(3)都立学校の充実・発展

- ・ 「都立高校改革推進計画」に基づき、真に自立した社会人を育成するため、学校ごとに充実や改善を図っている。
- ・ 児童・生徒が、情報化の進展に対応するための情報モラル等を習得できるよう、高機能のタブレットパソコンの導入等 ICT 環境の整備を促進した。

(4)特別支援教育の充実

- ・ 特別支援教育の充実に向け、特別支援学校の再編整備を推進しており、小金井特別支援学校改築工事実施設計、八王子特別支援学校改築工事基本設計、七生特別支援学校改築及び改修工事基本設計、武蔵台学園増築及び改修工事実施設計を実施した。

- ・ 知的障害のある生徒の企業就労を目指すため、2校に設置している高等部就業技術科において実践的な職業教育を実施するとともに、高等部職能開発科の設置に向けた検討を行った。
- ・ 平成 28 年度からの全小学校における特別支援教室の巡回指導の導入に向けて、特別支援教室モデル事業の検証成果を踏まえたガイドラインをまとめ、市町村教育委員会へ配布する。

(5) 幼児教育の充実

- ・ 私立幼稚園における保護者のニーズに対応した質の高い幼児教育を提供するために、教育時間終了後や長期休業中の預かり保育を実施する私立幼稚園を支援した。

(6) 校庭の芝生化

- ・ 子供たちの健やかな成長を支える教育環境を整えるため、14 市町村が行う校庭芝生化等に対して補助を行うとともに、都立学校5校の校庭芝生化を実施した。
- ・ 校庭グリーンキーパー等を 16 市町村に派遣するとともに、実地技術講習会を 11 回実施するなどにより芝生リーダーの育成を図った。
- ・ 東京芝生応援団による普及啓発、芝生出前の実施やニュースレターの作成等の芝生化に対する広報・普及啓発を行った。また、学校と地域で構成される「校庭芝生化推進協議会」の設置の下、芝生の維持管理や地域連携事業の協力者の確保を行うグリーンリーダーを配置し、多様な文化・スポーツ活動等を行った。

2 行動戦略策定後の新たな取組等

(1) 保育所等整備促進のための用地確保策の拡充

都有地の減額貸付や、定期借地権の一時金に対する補助、国有地や民有地を借り受ける場合の土地借料補助などにより、保育所等の整備を促進する。

▶ 都有地貸付料の減額率を拡大

▶ 定期借地権の一時金に対する補助を国有地にも拡大

▶ 国有地・民有地の賃借料補助を創設

平成 26 年度における拡充事項

3 市町村・民間等の取組

• 5歳児発達支援相談事業（立川市）

立川市では、これまでの1歳6か月健診や3歳児健診に加えて、社会性の成長発達が顕著に見られる5歳児を対象に、普段利用している幼稚園や保育園に臨床心理士等が出向いて保護者の相談機会を設ける取組を行っている。

必要に応じて、子ども未来センターでの発達相談や就学相談等につなげることで、就学前から就学後への切れ目のない発達支援の柱としている。



5歳児相談の様子

• 民間塾の講師を活用した放課後補習教室（清瀬市）

清瀬市では、市立学校に在籍する小学校6年生と中学校3年生の希望者を対象に、民間塾の講師を活用した放課後補習教室を行っている。

公教育における学習指導に加えて、民間塾の教材や指導方法等のノウハウを効果的に活用することで、児童・生徒の確かな学力の一層の定着を目指している。



放課後補習教室

• 対話による美術鑑賞事業（西東京市）

西東京市では、研修を受けた市民ボランティアが鑑賞コミュニケーターとして、子供たちと対話をしながら美術作品の見方を深めていく取組を行っている。

この取組を通じて、子供たちがアートを鑑賞し、考え、他人の意見を聴いて、お互いに感想などを話すことで、観察力、思考力、コミュニケーション能力の育成を図っている。



小学校での授業風景

＜行動戦略4＞高齢者が健康でいきいきと活躍する社会の実現

多摩地域が今後も魅力・活気に満ちあふれた地域であるため、今後増加が見込まれる高齢者の健康や安心を守るとともに、生きがいを感じながらいきいきと活躍できる社会をつくる必要がある。

高齢者が、住み慣れた地域で、健康で安心して生活できるよう、見守り体制を構築するとともに、住居やグループホームなど必要な環境整備を推進する。

＜戦略的視点＞

①最大化すべき多摩の強み

- ・元気な高齢者の豊富な知識や経験を、地域を活性化する人的資源として活用する。
- ・高齢者を支える仕組みや住居等の充実を図り、生活基盤を強化する。

②結集すべき官・民の力

- ・民間事業者、NPO、社会福祉法人などの力を活かして、高齢者の社会参画、高齢者福祉施設等の環境整備を促進する。

③構築すべき連携やつながり

- ・市町村の主体的取組に対する都の支援など行政機関の連携を図る。
- ・地域にネットワークを有する民間事業者や団体と協力体制を構築する。

＜行動戦略で定めている事業展開＞

行動戦略4-1 高齢者が元気にいきいきと活動する社会づくり

多摩地域において今後増加が見込まれる高齢者が、いきいきと活動できるよう、高齢者への就業支援やシニア世代のスポーツ振興などを展開していく。

- ・高齢者等の活躍の場の拡大 など全2事業

行動戦略4-2 高齢者を地域で支える仕組みづくり

介護等の様々な支援が必要となる多摩地域の高齢者が安心して生活できるよう、地域包括支援センターの機能強化や訪問介護による高齢者ケアの推進など、地域における支えあいの機能を強化していく。

- ・地域包括支援センターの機能強化 など全5事業

行動戦略4-3 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

あらゆる高齢者が安心して暮らし続けることができるよう、サービス付き高齢者向け住宅や認知症高齢者グループホームをはじめとした高齢者施設など、必要な環境を整備していく。

- ・高齢者向け住宅等の供給促進 など全3事業

1 平成 26 年度の都の取組と成果

行動戦略4-1 高齢者が元気にいきいきと活動する社会づくり

(1) 高齢者等の活躍の場の拡大

- ・ しごとセンター多摩において、定年退職者等向けのセミナーを3回開催するなど、高齢者を対象に雇用就業に関する多様なサービスを提供した。〔関連第2章〕
- ・ 働く意欲のある高齢者の身近な地域での就業機会の確保を促進するため、シルバ一人材センターにおける会員拡大や活動拠点となる施設整備などの取組支援に向けた補助を行った。

(2) シニア世代のスポーツ振興

- ・ シニア世代のスポーツ機会の拡充のため、平成 26 年 10 月に「シニア健康スポーツフェスティバル TOKYO」(ソフトボール)を開催した。
- ・ 高齢者を対象としたスポーツ競技会やスポーツに関する講習会等に対して支援しており、124 事業(平成 26 年9月申請時点)に補助を行った。〔本章再掲〕

行動戦略4-2 高齢者を地域で支える仕組みづくり

(1) 地域包括支援センターの機能強化

- ・ 地域包括支援センターの機能を強化するため、管内の複数のセンターを統括しサポートする、「機能強化型地域包括支援センター」を設置する市区町村を支援しており、11 市町に対し補助を行った。
- ・ 市区町村及び地域包括支援センターの介護予防機能の向上等を図るため、「介護予防機能強化支援員」を配置する市区町村を支援しており、6 市町に対して補助を行った。
- ・ 地域包括支援センターの現職職員向け研修について、平成 26 年度から更なるスキルアップのために、研修日数を拡充した。

(2) 訪問看護による高齢者ケアの推進

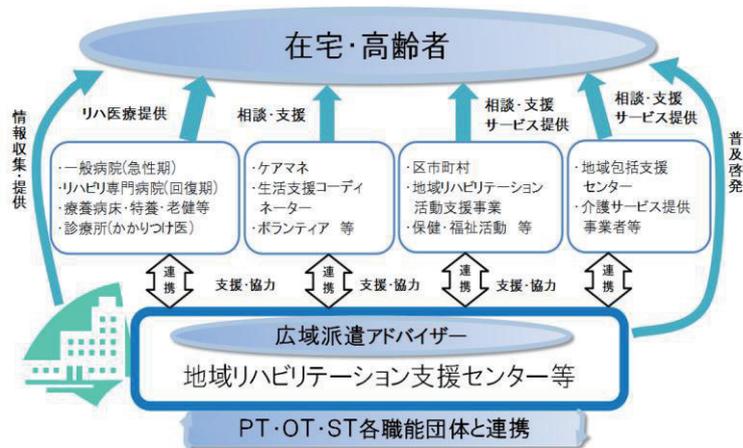
- ・ 地域包括ケアの推進及び高齢者の在宅療養生活を支えるため、訪問看護ステーションの設置を促進しており、新たに 30 か所に設置され、計 261 か所となった(平成 27 年3月1日時点)。
- ・ 訪問看護ステーションの運営安定化や業務の効率化を支援するため、個別相談会を3回開催し、延べ 73 事業者が参加した。(都内全域)
- ・ 地域の小規模な訪問看護ステーションの人材育成等を支援する教育ステーションを1か所設置するとともに、管理者・指導者育成研修の実施や、認定看護師の資格取得支援の補助を6事業所に対して行うなど、訪問看護ステーションにおける人材の確保・育成に向けた取組を推進した。
- ・ 訪問看護師の資質向上や勤務環境の向上を図るため、訪問看護師が研修を受講する場合などに必要な代替職員の雇用を支援している。

(3)シルバー交番の設置促進
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における高齢者を見守る拠点となるシルバー交番が16地区に設置されている。
(4)高齢者対策等に係る包括的支援の実施
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市区町村が地域の実情に応じて主体的に実施する高齢者福祉や地域の福祉・保健・医療の推進に係るサービスの充実及び基盤整備に資する事業を支援しており、高齢社会対策包括補助事業により30市町村474事業に対して、地域福祉推進包括補助事業は30市町村474事業に対して補助を行った。
(5)高齢者の消費者被害の防止
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の悪質商法被害を防止するため、ホームヘルパー、民生・児童委員等の高齢者を見守る立場の人を対象に、悪質商法の特徴や、被害の早期発見、被害発生時の対応などを紹介する出前講座を61回実施した。
行動戦略4-3 高齢者が安心して暮らせる環境の整備
(1)高齢者向け住宅等の供給促進
<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス付き高齢者向け住宅等については、医療・介護サービス事業所との連携等に対する補助加算による供給拡大や一般住宅を併設した住宅の整備を推進し、922戸整備され、計7,627戸となった。
(2)低所得高齢者のすまいの確保
<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体機能の低下等により、居宅生活が困難となった低所得高齢者等が介護保険施設等を確保するまで安心して生活ができるよう、見守りなど高齢者等の支援体制において一定の基準を満たす宿泊所(「寄りそい型宿泊所」)の設置を支援している。 ・ 日常生活に不安があり、かつ住宅に困窮している低所得高齢者等が、安心して地域で生活できるよう、居住支援協議会等の取組によりすまいを確保し、見守り等の生活支援サービスを提供する市区町村を支援している。 ・ 地価の高い東京の実情を踏まえ、居室面積要件等を緩和した都市型軽費老人ホームの整備を支援している。
(3)高齢者福祉施設等の整備の促進
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症高齢者グループホームの整備を促進しており、166か所開設されている(平成26年4月から9か所増)。 ・ 特別養護老人ホームの整備を促進しており、211施設開設されている(平成26年4月から4施設増)。 ・ 老朽化した特別養護老人ホーム等の建替えを促進するため、建替え期間中の仮設用施設を公有地に設置し、利用を希望する事業者が交代で利用する仕組みの検討を進めた。 ・ 高齢者福祉施設の用地として、多摩地域の公有地3か所の貸付けを実施している。また、新規貸付けに向け、2か所で事業者の公募を行った。

2 行動戦略策定後の主な取組

(1) 市区町村の介護予防機能の一層の向上

市区町村においてリハビリテーションの専門職等を活かした効果的な介護予防事業が推進されるよう、都の指定する地域リハビリテーション支援センター等にアドバイザーを設置し、市区町村への助言等を行うとともに、地域における専門人材の育成を図る。



地域リハビリテーション推進広域派遣アドバイザーの設置

(2) 福祉人材の確保・定着等に向けた支援

平成26年6月に開設した東京都福祉人材センター多摩支所（立川市）において、福祉人材の確保や定着等を図る取組を推進することで、高齢者の急増等に伴う福祉人材の需要増加に対応する。

また、福祉人材の定着と離職防止を図るため、平成26年7月、職場の悩みについて相談助言を行う窓口を設置した。



東京都福祉人材センター多摩支所

3 市町村・民間等の取組

• 長寿社会のまちづくり（千葉県柏市）

千葉県柏市では、東京大学高齢社会総合研究機構、独立行政法人都市再生機構と協働で、「長寿社会のまちづくり」の取組を進めている。

このプロジェクトでは、①地域のかかりつけ医が合理的に在宅医療に取り組めるシステムの実現、②サービス付き高齢者向け住宅と在宅医療を含めた24時間在宅ケアシステムを組み合わせたモデルの実現、③高齢者が地域の中で就労するシステムの構築を通じた「在宅医療を含めた真の地域包括ケアシステム」の具現化を目指している。

〔関連 128 ページ〕



柏地域医療連携センター

・ **あんしん未来支援事業**（調布市）

調布市では、現在自立して生活しているものの緊急時に頼れる親族が近くにいない高齢者等でも、安心して地域で暮らしていけるよう、あんしん未来支援事業を行っている。

利用できる方は、市内在住で支援してくれる親族がいない方、現在は自立していて一般的な契約が可能な判断能力のある方。具体的なサービスは、見守りサービス（月に1回訪問し安否の確認を実施）、日常生活支援サービス（日常及び緊急時等の金銭管理や各種手続きの支援）、保証機能サービス（入院・入所時の保証人に準じた支援、死後事務の支援）を行っている。



事業パンフレット

＜行動戦略5＞障害のある人もない人も共に暮らす地域社会の実現

障害のある人もない人も共に暮らすことのできる地域社会の実現に向けた取組を一層推進する。

障害者やその家族が安心して暮らせる社会が実現できるよう、障害者の地域における生活基盤を整備するとともに、当たり前前に働ける社会の実現を目指し、障害者の就労支援等を推進していく。

＜戦略的視点＞

①最大化すべき多摩の強み

- ・ 障害者の地域生活基盤の整備を促進する。

②結集すべき官・民の力

- ・ 障害福祉サービス事業者、民間企業など、様々な主体の力を活かして、障害者の暮らしやすい社会を実現する。

③構築すべき連携やつながり

- ・ 市町村と都の相互の連携・協力や、地域の多様なつながりにより、障害者の安全・安心を確保する。

＜行動戦略で定めている事業展開＞

行動戦略5-1 障害のある人もない人も共に暮らす地域社会の実現

地域における生活基盤の整備を促進するとともに、障害者の自立した生活の実現に向けて、就労支援などの充実を図る。

- ・ 府中療育センターの機能強化
- ・ 障害者に係る施設整備の促進
- ・ 障害者スポーツの振興
- ・ 障害者の就労の支援
- ・ 障害者に係る取組の充実 全5事業

1 平成 26 年度の都の取組と成果

行動戦略5-1 障害のある人もない人も共に暮らす地域社会の実現

(1) 府中療育センターの機能強化

- ・重症心身障害児(者)の入所施設として質の高い医療・療育を提供するとともに、通園・通所機能、外来機能を兼ね備えた、乳幼児から成人までを対象に総合的な療育を行う施設とするため、府中療育センターと多摩療育園の一体的整備を進めており、平成 26 年度には基本設計を完了し、実施設計に着手した。

(2) 障害者に係る施設整備の促進

- ・グループホームや通所施設など障害者の地域における生活基盤の整備を促進するため、整備に係る経費の事業者負担を軽減する特別助成や定期借地権の一時金に対する支援などにより、平成 24 年度から 26 年度の3か年で、障害者グループホームについて1,688人(目標値:1,600人)の定員を新たに確保した。(平成 27 年1月末時点、都内全域)

(3) 障害者スポーツの振興

- ・障害のある人が身近な地域でスポーツができるようにするため、事業の企画・実施に関する相談や助言、指導員の派遣や用具貸与等を行い、市区町村や地域スポーツクラブ等の取組を支援した。
- ・障害者スポーツに関する地域の取組をまとめた事例集を作成し、市区町村等に配布することで、身近な地域における障害者スポーツの普及を図った。
- ・スポーツ推進委員等を対象に障害者スポーツセミナーや初級障がい者スポーツ指導員養成講座等を開催し、障害者スポーツを支える人材を育成した。
- ・障害者スポーツ専門ポータルサイト「TOKYO 障スポ・ナビ」により、都内スポーツ施設のバリアフリー情報や大会・教室などの開催情報等を提供した。
- ・障害のある人もない人もともに楽しめる種目を多数用意した「チャレスポ! TOKYO」を実施し、障害のある人へはスポーツを始めるきっかけを提供し、障害のない人へは障害者スポーツの理解促進・普及啓発を図った。
- ・多摩障害者スポーツセンターの改修に向けて、平成 26 年6月に「東京都障害者スポーツセンター改修基本計画」を策定した。 [本章再掲]
- ・特別支援学校等にパラリンピアン等を派遣する「パラリンピアン出前授業」を実施し、6団体に派遣した。 [本章再掲]

(4) 障害者の就労の支援

- ・障害者がそれぞれの適性に応じた知識や技能を習得することで自立した生活を送ることができるよう、東京障害者職業能力開発校において、求人ニーズ、訓練生ニーズに応じた職業訓練を実施しており、130名が入校した。
- ・障害者が安心して働き続けられる環境づくりを促進するため、障害者就労支援センターを設置する市区町村に対する支援を実施し、これまで 27 市町にて設置された。

(5) 障害者に係る取組の充実

- ・障害者施策推進区市町村包括補助事業により、区市町村が地域の実情に応じて主体的に実施する事業を支援しており、30 市町村 549 事業に対して補助を行った。

2 行動戦略策定後の新たな取組等

(1) 「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」(平成27年度～平成29年度)の策定

障害者(児)の地域生活を支えるサービス基盤の充実を図るため、施設整備に係る設置者負担の1/2を特別助成し、平成29年度末までに、経済的自立に向けた就労のための訓練の場やグループホーム等について、都内全域で6,720人分の定員を新たに確保する。

また、特別助成の対象に児童発達支援センターを新たに追加し、障害児支援充実のための基盤整備の促進を図っていく。

整備内容	定員数の増加目標	現行計画
地域居住の場の整備 (グループホーム)	2,000人増	1,600人増
日中活動の場の整備 (通所施設等)	4,500人増	3,000人増
在宅サービスの充実 (短期入所)	220人増	210人増
障害児支援の充実 (児童発達支援センター)	10か所増	—

3か年プランにおける整備目標

(2) 障害者スポーツの振興

2020年の東京パラリンピック開催決定を契機として、障害者スポーツの更なる振興を図るため、障害者スポーツの魅力を伝えるDVDの作成等により、障害者スポーツの理解促進と普及啓発を進めていく。

また、障害のある人がスポーツ施設を利用する際に施設が配慮すべきポイントをまとめたマニュアルの作成や、障がい者スポーツ指導員等が一堂に会したフォーラムの開催等により、障害のある人が身近な地域でスポーツに親しめる環境を整備していく。

加えて、パラリンピック等の国際大会で活躍するアスリートの輩出に向けて競技力向上に取り組んでいく。〔本章再掲〕



スポーツ祭東京 2013

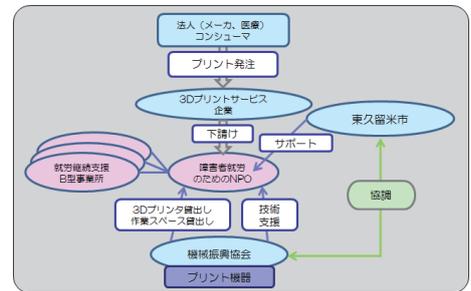
3 市町村・民間等の取組

• **3Dプリンタを活用した障害者就労支援事業（東久留米市）**

東久留米市では、平成27年4月に「東久留米市障害者計画・第4期障害福祉計画」を策定し、就労や社会活動による生きがいの推進を図ることとしている。

そうした取組の一つとして、（一財）機械振興協会では、障害のある人の高付加価値就労による生活の質の向上を図るため、3Dプリンタ出力サービスビジネスの実現を目指しており、市もこの取組に対して連携・協力している。

平成26年度は、学術、福祉、企業、行政関係者の参加により、「障害のある人の適用性」及び「マーケットの確保」などの課題を検討した。今後は、商用プリンタの導入などビジネスモデル構築に向けての試行事業を行っていく予定である。



検討中のビジネスモデル案

＜行動戦略6＞健康と安心を支える医療体制の整備

地域の人たちが、健康で安心して生活できるよう、適切な医療を提供できる体制を整備する。

多摩総合医療センター等を中心とした総合的な医療の提供や救急医療体制の整備などのほか、医療人材の確保などを着実に推進していく。

＜戦略的視点＞

①最大化すべき多摩の強み

- ・地域の医療資源である医療機関の機能強化、医療人材の確保・育成を図っていく。

②結集すべき官・民の力

- ・都立病院等の公立の医療機関はもとより、民間の医療機関の力も最大限に発揮して、適切に医療を提供する体制を整える。

③構築すべき連携やつながり

- ・市町村、医師会等の連携を強化するとともに、医療に関する都民の理解・協力を促進する。

＜行動戦略で定めている事業展開＞

行動戦略6-1 多摩地域における総合的な医療の充実

誰もが地域で安心して医療を受けられるよう、多摩総合医療センター、小児総合医療センターにおける総合的な医療の充実を図る。

また、救急医療を必要とする人たちが、迅速かつ円滑に医療を受けられるよう、救急医療体制を整備する。

- ・多摩メディカル・キャンパスにおける総合的医療の提供 など全6事業

行動戦略6-2 地域医療を支える人材の確保・育成

地域における医療を支える医師、看護師等の人材を確保・育成し、多摩地域において適切な医療を提供する体制を整える。

- ・総合診療能力を有する専門医等の確保・育成 など全3事業

1 平成 26 年度の都の取組と成果

行動戦略6-1 多摩地域における総合的な医療の充実

(1)多摩メディカル・キャンパスにおける総合的医療の提供

- ・ 多摩総合医療センター、小児総合医療センターの ER 機能の強化について検討し、小児の救急医療・重症対応体制の充実を図るため、小児総合医療センターに ER 病棟を設置した。
- ・ 周産期医療の需要に応えるため、多摩総合医療センターの産科病床を増床し、妊産婦の受入体制を強化した。

(2)救急活動体制の充実強化

- ・ 増大する救急需要に対応するため、救急隊を1隊増強した。また、救急車の適正利用の促進を図るため、電車内動画広告等による広報、救急搬送トリアージ、救急相談センター及び東京版救急受診ガイドの普及啓発を行った。
- ・ 年々増加する救急相談センターの利用状況を踏まえ、救急相談センターの体制強化(受付通信員 12 人、救急相談看護師9人を増員)を図った。
- ・ 傷病者の救命効果の向上や後遺症の軽減等を図るため、血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液投与・心肺停止前の静脈路確保と輸液を実施できる処置範囲拡大救急救命士の運用を開始した。

(3)救急医療体制の強化

- ・ 地域の救急医療機関が相互に協力・連携して救急患者を受け入れる「救急医療の東京ルール」を推進している。
- ・ 二次保健医療圏内において救急患者を受け止めるネットワークの核となる二次救急医療機関を東京都地域救急医療センターに指定している(37病院指定)。また、二次保健医療圏ごとにすべての二次救急医療機関が参加する地域救急会議を9回開催し、圏域内の医療連携の推進を図った。
- ・ 二次保健医療圏内での患者の受入れが困難な場合に備え、365日24時間体制で医療圏を超えた搬送調整を行う「救急患者受入コーディネーター」を東京消防庁指令室に15名配置している。

(4)在宅療養への円滑な移行

- ・ 地域における在宅療養を担う人材の育成を行う「在宅療養地域リーダー」を育成するための研修を平成26年度から実施している。

(5)医療に対する理解と参画の促進

- ・ 患者が医療に関する制度等を正しく理解し、適切な受療行動の促進につなげるため、「知って安心 暮らしの中の医療情報ナビ」を医療機関、市区町村、保育園・幼稚園など延べ5,600か所に約5.8万部を配布した。(都内全域)
- ・ 都民と医療従事者の相互理解を促進するため、医療情報ナビを活用したミニ講座を実施した。

(6) 医療保健施策の充実に向けた包括的支援

- ・ 地域の実情を踏まえたきめ細かな医療保健サービスの展開を推進するため、市区町村が主体的に実施する医療保健分野にわたる事業を支援しており、30市町村 521事業に対して補助を行った。

行動戦略6-2 地域医療を支える人材の確保・育成

(1) 総合診療能力を有する専門医等の確保・育成

- ・ 将来の都立病院の中核を担う人材を育成するため、多摩総合医療センターに平成27年度から臨床・フェローの消化器外科コースを設置することとし、採用者を決定した。
- ・ 都内医療機関の小児救急医療体制の充実を図るため、より高度な研修である小児救急専門医等養成研修を10回実施し234名が修了した。(都内全域)

(2) 地域医療の人材確保

- ・ 多摩・島しょの医師不足が深刻な地域における医師の確保を図るため、地域医療の支援に意欲を持つ医師を「東京都地域医療支援ドクター」として採用・派遣しており、5名の医師を多摩地域の病院に派遣した。
- ・ へき地における医師の安定的な確保を図るため、事業協力病院へ謝金を交付することにより、当該病院からへき地医療機関への医師の定期的な派遣を行った(1町へ1名派遣)。
- ・ 都内で医師の確保が必要な地域や診療科での医療に従事する意志のある医学生に対し奨学金を貸与した。
- ・ 病院勤務医の離職防止を図るため、チーム医療を促進する取組や、女性医師の復職に向けた研修実施等の取組を行う医療機関を支援しており、16病院に対して補助を行った。

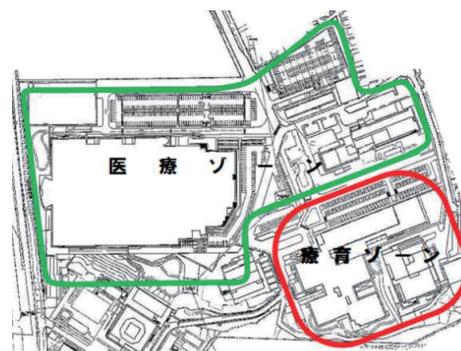
(3) 看護師の人材確保

- ・ 看護職員の確保や資質の向上を図るため、ナースバンク立川において就労あっせんや就業相談等を実施し、254名を就業に結びつけたほか(平成26年4月1日から平成27年1月末までの累計)、看護職の定着促進に向けた研修等を実施した。
- ・ 新人看護職員の離職防止と定着を図るため、厚生労働省の定める新人看護職員研修ガイドラインに沿った新人看護職員研修を実施する医療機関を支援しており、39病院に対して研修費用の一部補助を行った。
- ・ 都が任命する看護師等就業協力員が中小病院を巡回訪問し、働きやすい職場づくりや業務改善、職員募集に関する相談、助言を行った(19病院を対象に205回訪問)。
- ・ 看護師の再就職の促進に向け、15病院を看護職員地域就業支援病院に指定し、経験やスキルに応じたきめ細かな復職支援研修を44回にわたり実施した。

2 行動戦略策定後の新たな取組等

(1) 多摩メディカル・キャンパスの連携強化

多摩地域における医療拠点である多摩メディカル・キャンパス各施設の相互連携体制を一層強化し、人材・情報・技術などの集積メリットを高めることで、新しい医療課題に的確に対応するほか、先進医療や専門性の高い医療の提供を行う。



多摩メディカル・キャンパス
ゾーニングのイメージ

(2) 東京労働局との連携強化による看護師の確保

ハローワークのハートフルワークコーナー（福祉専門相談窓口）において、毎月、ナースプラザ職員による出張相談を実施し、きめ細かな就業相談・職業紹介を実施している。平成27年度からは、出張相談の規模を拡大し、これまでの足立・八王子の2か所に加えて、池袋・渋谷・立川の3か所でも実施していく。



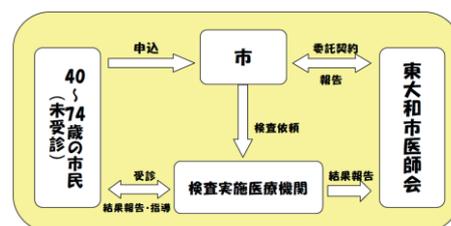
ナースプラザ職員による相談の様子

3 市町村・民間等の取組

・胃がんリスク検査事業（東大和市）

東大和市では、胃がんの発生要因のひとつとされるピロリ菌の感染の有無を検査し、将来胃がんになる危険度を判定することで、胃がんを早期発見し、早期治療につなげることを目指している。

ピロリ菌の感染の有無は、血液検査で調べることができ、通常の胃がん検診と比べて身体的負担が少ない。また、受診に当たっては、他の検診と同時に検査を実施することで、受診者の利便性向上を図っている。



実施スキーム

＜行動戦略7＞産業集積の強みを活かしたイノベーションの創出

多摩地域においても、大規模工場の撤退、事業所数や製品出荷額の減少など、産業を取り巻く環境は厳しい状況にある。

一方で、圏央道の整備により、多摩地域を含め4千万人の人口を有する首都圏内のつながりは、これまで以上に強くなることが見込まれる。

また、多摩地域には、長年培われた高い技術力を持った中小企業が多数存在するほか、大学や学術・研究機関が集積しており、新たなイノベーションの苗床として期待できる。

今後の多摩地域の経済の活性化を図るためには、こうした優位性を最大限活かし、付加価値の高い製品や新たなサービスを生み出すとともに、産業集積の維持・発展を図り、産業力を高めていくことが必要である。

＜戦略的視点＞

① 最大化すべき多摩の強み

- ・高い技術力を有する中小企業や大学・研究機関が集積する利点を活かす。
- ・首都圏一帯との接続性の高さを活かす。

② 結集すべき官・民の力

- ・産業支援機関のノウハウなどを活用しながら、中小企業等の高度な技術力や研究機関の知見等を結びつけ、新たな製品・サービスの創出につなげる。

③ 構築すべき連携やつながり

- ・イノベーション創出の基盤となる、中小企業同士や大企業、大学、研究機関、金融機関などの広域的なネットワークの構築を促進する。

＜行動戦略で定めている事業展開＞

行動戦略7-1 多様な主体の連携を通じた企業活動の促進

多摩地域に数多く存在する研究開発型や基盤技術型の中小企業をはじめ、大学や研究機関の広域的な連携・交流を促進し、産業の競争力向上につなげる。

- ・産産・産学公の交流・連携による新製品・サービスの創出 など全3事業

行動戦略7-2 産業集積の維持・発展に向けた産業競争力の強化

半導体や電子デバイス、ロボットなどの産業分野をはじめ、イノベーションの創出に不可欠な高い技術やノウハウなどの高度な技術基盤を持つ多摩地域の産業集積を守り育むため、中小企業の立地・操業に係る環境整備や成長に向けた設備投資への支援などを展開し、産業競争力の強化を図る。

- ・ものづくり産業の集積維持・発展に向けた環境整備 など全3事業

1 平成 26 年度の都の取組と成果

行動戦略7-1 多様な主体の連携を通じた企業活動の促進	
(1)産産・産学公の交流・連携による新製品・サービスの創出	
<ul style="list-style-type: none"> 多摩地域に多く集まる高度な技術を有する中小企業と、大企業や大学、研究機関との交流・連携を深めるために構築している「広域多摩イノベーションプラットフォーム」において、セミナーを 14 回、新技術創出研究会を8回、新技術創出交流会を1回開催し、数多くの取引機会と新たな製品・サービスの創出を促進した。 環境や健康といった成長産業分野において、中小企業が社外の知見や技術を活用して行う高度な技術・製品開発を支援するため、平成 26 年度の開発支援テーマと技術・製品開発動向を示した「課題マップ」を策定するとともに、17 件の支援プロジェクトを採択した。(都内全域) 〔関連第6章〕 	
(2)多摩地域における産学公連携事業の推進	
<ul style="list-style-type: none"> 産学公の連携・交流を促進し、地域産業の振興を図るため、公立大学法人首都大学東京に設置されている産学公連携センターにおいて、多摩信用金庫との連携事業である「TAMA NEXT ファーマーズ プログラム」や、日本電子株式会社との共催による「多摩アナティカルバレーセミナー」などのセミナー・フォーラム等を開催したほか、都への施策提案や産学公連携コーディネータ等による各種相談などを行った。 	
(3)産業交流拠点の整備・活性化	
<ul style="list-style-type: none"> 八王子市への広域的産業交流拠点整備に向けて、関係者と調整を行っている。 	
行動戦略7-2 産業集積の維持・発展に向けた産業競争力の強化	
(1)ものづくり産業の集積維持・発展に向けた環境整備	
<ul style="list-style-type: none"> 多摩地域におけるものづくりの基盤を強固なものにするため、ものづくり産業の集積強化に主体的に取り組む市町村を支援しており、「地域産業基盤強化計画」を策定し、それに基づき事業を実施している3市について、補助や意見交換等を行った。 都内ものづくり中小企業の集積維持・発展を図るため、都内での工場等の立地・移転や、操業環境の改善に向けた防音・防臭等の対策に取り組む中小企業に対し、1市と連携した支援を行なった。 	
(2)設備投資への支援	
<ul style="list-style-type: none"> 成長産業分野への参入や付加価値の高いものづくりを目指す中小企業の設備投資について支援しており、91 の支援対象事業を採択した。(都内全域) 工場の新増設や生産設備の更新などに必要な資金を融資するメニュー(設備更新・企業立地促進)を実施している。 	
(3)西南部物流拠点の整備促進	
<ul style="list-style-type: none"> 物流拠点のあり方を検討した「東京都西南部の流通業務施設に関する整備方針」(平成 20 年)に基づき、東京都と八王子市と青梅市で構成する西南部物流拠点整備検討協議会を開催し、各市の物流拠点整備に取り組んでいる。 	

- ・ 八王子市川口地区において、市は、基盤整備を組合施行による土地区画整理事業とし、環境影響評価の手続を進めている。また、平成 26 年5月に「企業立地勉強会」を開催し、企業誘致に向けて取り組んでおり、都は土地利用計画等の調整を通じて取組を推進している。
- ・ 青梅市今井地区において、市は、基盤整備を組合施行による土地区画整理事業で施行することを予定しており、都は土地利用計画や農業政策等の調整を通じて取組を推進している。

2 行動戦略策定後の新たな取組等

(1) 地域産業の活性化

産業集積の維持・強化を図り、都内中小企業の競争力を高めるため、中小企業や大学、金融機関等による産学公金のネットワークを地域に構築し、新たな技術や製品等を創出するなど、産業集積の強化を図る市区町村の取組を支援する。

さらに、市区町村が連携して行う広域的なビジネスマッチングや共同研究などの取組も支援する。

(2) 技術支援

高い技術力を持つ中小企業が、今後成長が見込まれる、健康、医療、環境、危機管理等の都市課題を解決する成長産業分野で、次世代を担う技術・製品開発を、大学や研究機関等と連携して行うプロジェクトに対して、試作から実用化まで一貫して支援する。

(3) 経営支援

地域の経済や雇用を支える小規模企業の事業継続と発展を図るため、都と商工会議所等が連携して都内6か所に小規模企業の支援拠点を整備し、企業が抱える事業承継等の課題解決に取り組む。

また、商工会や商工会議所が取り組む地域ブランド開発等の事業が円滑に実施されるよう、拠点が支援することにより、地域の活性化を図る。

3 市町村・民間等の取組

• 産学連携による新たなものづくりへの取組（株式会社菊池製作所）

株式会社菊池製作所は、「ものづくりメカトロ研究所」を開設し、大学、研究機関等との共同研究を積極的に推進している。菊池製作所は、開発・設計から量産まで一貫して担う「一括一貫体制」を特色にしている「ものづくり企業」であるが、大学・研究機関等の有するシーズと同社の開発力を合わせ、新たな分野の製品開発に取り組んでいる。最近では、災害現場での救助活動などを支援するロボットや、肉体労働や介護などを支援するロボットなどの技術開発を行っている。〔関連 136 ページ〕



東京理科大学と共同で製品化した「マッスルスーツ®」

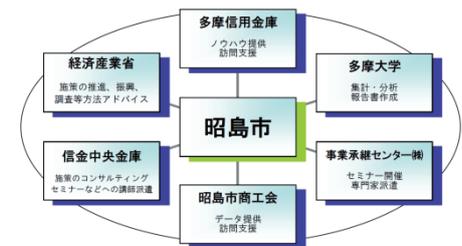
※「マッスルスーツ®」は、東京理科大学発ベンチャー、株式会社イノフィスの登録商標です。

• 産学官金連携推進事業（昭島市）

昭島市では、産業・地域経済の活性化を目的として多摩信用金庫や商工会、多摩大学等で構成する委員会において、産業振興施策の検討を行っている。

平成 26 年度は、市内約 2,500 事業者を対象に、事業継承をテーマとしたアンケート調査を実施した。

アンケート調査を通じて、市内事業者が事業承継に対しどのような意識や課題を持っているかを調査・分析し、その結果に基づくシンポジウムを実施したほか、事業承継に関するセミナーや相談会を開催した。



産学官金連携推進事業

• 八王子市中小企業新商品開発認定制度（八王子市）

八王子市では、市内の中小企業が開発した新規性の高い優れた新商品を認定することで、市内の中小企業の販路開拓を支援している。

市は、必要に応じて試験的に認定商品を購入するほか、市ホームページや広報への掲載、カタログの作成等を行うことで、認定した中小企業及び新商品を広く PR している。



制度の概要

＜行動戦略8＞地域の特性を踏まえた雇用・就業の推進

多摩地域では、区部に先行して生産年齢人口の減少が見込まれ、産業振興を図る観点からも、効果的な雇用就業施策を実施することが急務となっている。

一方で、多摩地域には、高い技術力を持った中小企業が多数存在するほか、大学や学術・研究機関が集積し、優秀な人材も豊富である。

また、これまでの経験等を活かして働く意欲のある団塊世代も潜在しており、これらの人材の活用を進めていく必要がある。

＜戦略的視点＞

① 最大化すべき多摩の強み

- ・これまでの経験等を活かして働く意欲のある高齢者など豊富な人材を有効活用する。

② 結集すべき官・民の力

- ・企業のニーズに応じて能力開発をするとともに、幅広い人材へのマッチングを行う。

③ 構築すべき連携やつながり

- ・大学と連携した学生の活用や企業間や自治体間での合同での人材発掘・育成を行う。

＜行動戦略で定めている事業展開＞

行動戦略8-1 地域の特性を踏まえた雇用・就業の推進

多摩地域の特性を踏まえ、住民の希望や能力に応じたきめ細かい就業を支援し、多摩の産業の成長を支え、多様な人材が活躍できる雇用就業の仕組みづくりを着実に進める。

- ・多摩地域における雇用就業対策の拠点整備
- ・多摩地域における就業支援の展開
- ・多摩地域における公共職業訓練の実施 全3事業

1 平成 26 年度の都の取組と成果

行動戦略8-1 地域の特性を踏まえた雇用・就業の推進

(1) 多摩地域における雇用就業対策の拠点整備

- 多摩地域の雇用就業施策の充実を図るため、しごとセンター多摩の移転や労働相談情報センターの再編整備を行う。今年度は、基本設計の実施に向けた施設機能の検討を進めた。

(2) 多摩地域における就業支援の展開

- しごとセンター多摩において、地域の市町村、経済団体等とも連携しながら、若年者から高齢者まで幅広い年齢層の求職者を対象に、カウンセリング、セミナー、求人情報の提供、職業紹介等の一貫したサービスをワンストップで提供した。〔関連第1章〕

(3) 多摩地域における公共職業訓練の実施

- 多摩職業能力開発センターなどにおいて、離転職者等を対象とした、産業ニーズや求人ニーズを踏まえた公共職業訓練を実施しており、1,510 名入校した。

2 行動戦略策定後の新たな取組等

(1) 多摩地域における雇用就業対策の推進

多くの大学や中小企業が立地している特性を踏まえ、若者に地元企業を理解する機会を提供するため、大学等に講師を派遣するとともに、若者と中小企業経営者等との交流会を開催する。

3 市町村・民間等の取組

・ ちょうふ若者サポートステーション（調布市）

調布市では、平成 25 年 7 月、国領駅にある市民プラザあくろす内に「地域若者サポートステーション」（厚生労働省委託事業）を誘致・開設している。

多様なサービスにより、自分に合う仕事の探し方がよくわからない、働くイメージが持てない等の若者の職業的自立を支援し、就職などの進路決定につなげている。

また、同建物内には市民活動支援センター、産業労働支援センター、男女共同参画推進センター、ハローワークの出先機関である調布国領しごと情報広場やマザーズコーナーがあり、サポートステーションと連携し、様々な若者支援を行っている。



ちょうふ若者サポートステーション

行動戦略9 地域の特性を踏まえた観光の振興

地域に埋もれている特色ある資源を地域自らが主体的に活用し、発信していくことによって、魅力溢れる地域となるとともに、各地域で旅行者が回遊する取組を促進する。

<戦略的視点>

①最大化すべき多摩の強み

- ・歴史・文化、自然・地形など、地域にある資源を観光に活用する。

②結集すべき官・民の力

- ・地域の観光協会等が持つアイデアと民間事業者のノウハウとを結び付けることで、観光資源の掘り起こしや活用につなげていく。

③構築すべき連携やつながり

- ・地域の自由な発想を具体化するため、多様な主体による協働を促すなど、地域内の連携を図る。

<行動戦略で定めている事業展開>

行動戦略9-1 地域の特性を踏まえた観光の振興

多摩地域の特性を活かした資源を発掘し、産業や食といった新たな観光ニーズを捉えるなど、より一層の創意工夫を行うことで、地域の多様な魅力を創出し、地域経済の活性化を図っていく。

- ・多様な観光まちづくりを推進
- ・地域ならではの観光資源の発掘
- ・多摩地域の文化財保存・整備
- ・観光情報の発信 全4事業

1 平成 26 年度の都の取組と成果

行動戦略9-1 地域の特性を踏まえた観光の振興

(1) 多様な観光まちづくりを推進

- ・ 東京の多様性を活かした観光まちづくりを推進するため、「伝統・文化」、「産業」、「食」などその地域ならではの資源を活用した新たな観光ルートの整備などの取組を実施する市区に対する支援を開始し、2市に補助を行った。
- ・ 西多摩地域の観光資源の魅力を高めるため、市町村が行う案内板や標識などの整備などの取組を支援しており、8市町村に補助を行った。〔関連第7章〕
- ・ 多摩地域の持つ自然の魅力を活かした観光振興を図るため、林道等において高木を伐採し眺望を確保するなどの森林観光ルートの整備に対する支援をしており、5市町村に対して補助を行った。〔関連第7章〕

(2) 地域ならではの観光資源の発掘

- ・ 地域に埋もれた資源を発掘し、観光資源として活用を図るため、各地域から地域資源を活用するためのアイデア(企画案)を募集した。募集した企画案の中から、11件選定し、民間事業者のノウハウを結びつけることで事業化を図っている。
- ・ 西多摩地域を訪れたモニター旅行者の生の声、今の声を発信するサイト(「多摩×島 info」)を開設し、モニター旅行者によるインターネット上での発信を促している。
- ・ 地域住民が主体となり、地域が持つ観光資源を活用した観光まちづくりを展開できるよう、観光まちづくりの専門家などをアドバイザーとして4市村に派遣し、地域資源の掘り起こしや実施体制の構築について支援した。

(3) 多摩地域の文化財保存・整備

- ・ 多摩地域の国指定及び都指定文化財を良好な状態において保存し、後世に伝えるため、有形文化財の解体復元修理等の取組を支援しており、36件の補助を行った。
- ・ 回遊性を高め外国人観光客が訪れる魅力的なエリアを創出するため、外国語による文化財情報提供サイトの開設や都内文化財案内(府中・国分寺)の作成を行った。〔関連第1章〕

(4) 観光情報の発信

- ・ 都内での撮影の円滑化を図ることで、映像文化を通じて東京の魅力を国内外に発信し、旅行者の誘致を促進するため、「東京ロケーションボックス」の運営を行っている。
- ・ 自治体等のロケ担当者を育成するための講習会を2回開催した。
- ・ 撮影支援をした映像作品を活用し、地域への誘客を図るため、東京のロケ地を巡るアプリケーションを開発した。
- ・ 東京の観光公式サイト「GO TOKYO」で様々な情報を発信している。また、タイからの訪都旅行者の増加を鑑み、平成 26 年7月からタイ語ページの運用を開始した。

2 行動戦略策定後の新たな取組等

(1) 市町村の外国人旅行者の受入環境整備に関する取組への支援

2020年大会を見据え、外国人旅行者に安全かつ快適な滞在環境を提供するため、多言語対応の改善・強化など、市町村が策定する計画に基づき行う取組に対して支援を行い、受入環境の整備を図る。

3 市町村・民間等の取組

・観光まちづくりへの取組（昭島観光まちづくり協会）

昭島観光まちづくり協会は、観光を「まちづくり」の一環として位置づけ、市民・来街者に地域の価値を共有してもらうことを目指して、埋もれていた地域資源を発掘し、それらの資源を結びつけることで新たな観光資源として活用する取組を進めている。

情報発信の場である観光案内所の設置をはじめ、水・歴史・産業などの地域資源を取り入れた「町あるき」などの着地型観光の推進や、「クリケット」によるまちづくりなど新たな地域ブランドの創出に向けた事業を実施している。

〔関連 138 ページ〕



町あるき IHIそらの未来館
※原則非公開

・モニュメント及び観光発信拠点整備（稲城市）

稲城市では、観光資源の情報を集約し、市内を回遊するための拠点として稲城長沼駅付近の高架下に観光発信拠点の整備を行う。

また、市内在住のメカニックデザイナー大河原邦男氏に協力をいただいたプロジェクトとして、同氏の代表作の大型モニュメント（ガンダム・ザク）を観光発信拠点に併設し、市の魅力を向上させ、地域の活性化及び観光事業の推進を図る。



モニュメントのイメージ原画
(©創通・サンライズ)

• **ベースサイド観光事業**（福生市）

福生市では、横田基地や国道 16 号線沿いの異国情緒あふれる景観を活かした観光の取組を行っている。

実施に当たっては、地元の商店街振興組合が地域資源である米軍ハウスをコミュニティ施設「福生アメリカンハウス」として開設するなど、連携して地域活性化を図っている。



福生アメリカンハウス

• **国指定重要文化財活用事業**（檜原村）

檜原村では、藤倉地域にある国指定重要文化財（旧小林家住宅）の保存修復工事を行った。

周辺にはつつじの群生地があり、地元では名所として知られていることから、周辺環境を整備し新たな観光資源を創出することで、過疎・高齢化が進む同地域の観光・産業の活性化を図っている。



旧小林家住宅

• **観光用アプリ開発事業**（府中市・国分寺市）

府中市と国分寺市では、両市内を観光する際に活用できる無料アプリ「ぶらり国・府」を連携して開発した。

スマートフォンやタブレット PC を活用している 20 代から 30 代の女性やファミリー層を中心とした幅広い層をターゲットに、市内を気軽に散策してもらえよう、府中・国分寺の観光スポット、店舗やイベント情報を紹介している。



アプリ「ぶらり国・府」

＜行動戦略 10＞農林水産物の付加価値を高め、地産地消を促進

農地の減少や農林水産物の価格低迷、担い手の減少や高齢化など、農林水産業を取り巻く環境は極めて厳しくなっている。

一方、多摩地域には全国に誇れる価値の高い農林水産物もあり、ブランド化を進めることや、第一次産業にとどまらず加工品の生産や観光農園の開設など、多角的な経営への取組を進めるとともに、大消費地である有利性を活かし、消費者ニーズを戦略的に取り入れた経営を展開することが重要である。

＜戦略的視点＞

①最大化すべき多摩の強み

- ・大消費地である首都圏に位置する地の利を最大限に活かす。

②結集すべき官・民の力

- ・市場ニーズに即した付加価値の高い農林水産物及び加工品を供給・開発できるように、農林水産業事業者の経営力を強化する。

③構築すべき連携やつながり

- ・農地等の有する多面的機能や森林の循環の重要性などへの理解促進を通じて、農林水産業の振興を図る。

＜行動戦略で定めている事業展開＞

行動戦略 10-1 農林水産物の付加価値を高め、地産地消を促進

多摩地域には、全国に誇れる農林水産物があり、ブランド化や加工品の生産などの経営の多角化を進めることや、大消費地である有利性を活かした消費者ニーズを戦略的に取り入れた経営の展開を支援していく。

- ・多摩地域の農業の強化
- ・農地と農作物への理解促進
- ・林業の振興と多摩産材の利用拡大
- ・豊かな川づくり 全4事業

1 平成 26 年度の都の取組と成果

行動戦略 10-1 農林水産物の付加価値を高め、地産地消を促進

(1) 多摩地域の農業の強化

- ・ 多様な販路の開拓や農業と加工・サービス業の組合せによる経営の多角化を目指す農業者を「チャレンジ農業支援センター」において支援し、相談業務 52 人、地域相談会 10 回、専門家の派遣 64 案件、説明会の開催4回等を行った。
- ・ 経営力の向上に向けて、生産や流通、加工施設等の整備を支援しており、13 事業実施主体に補助を行った。
- ・ 農業経営の多角化・向上に向けて、販売促進、商品開発やブランド化などを行う取組を支援しており、11 団体に補助を行った。

(2) 農地と農作物への理解促進

- ・ 都市農地の保全を積極的に推進するため、多面的機能を一層発揮させるための施設整備等を支援しており、2市に補助等を行った。
- ・ とうきょう特産食材使用店の新規登録として 37 店舗を決定し、東京農産物の積極的な PR を図ることで、農業や東京産農林水産物への認知や理解促進を図っている。
- ・ 都民に新鮮で安全・安心な農産物を供給するため、農薬や化学肥料を削減した 84 人の生産者が生産する農産物を「東京都エコ農産物」として認証した。

(3) 林業の振興と多摩産材の利用拡大

- ・ スギ林等を 59 ha 伐採し、花粉の少ないスギ等の植栽及び下刈り等の保育を行うとともに、多摩産材を 19,333m³ 生産した。その結果、花粉飛散量を削減するとともに、森林の循環を継続し、多摩産材の安定供給を促進した。
- ・ 高度な林業技術を持つ技術者を育成するため、森林循環維持に不可欠な森林作業道作設研修等を実施した。
- ・ 多摩産材の利用拡大のため、10 の保育園等の内装木質化や木製遊具整備等の支援を行ったほか、多摩産材に関する情報提供窓口である「多摩産材情報センター」を平成 26 年6月に青梅市に開設した。
- ・ 「木育活動」の推進のため、小学4、5年生が森林・林業について自ら学べるインターネット教材とその指導用資料を作成した。

(4) 豊かな川づくり

- ・ 中下流域で滞留する江戸前アユを採捕し、上流域に放流する手法を確立するため、アユを採捕する候補地の選定調査、漁具種類の選定調査を行った。
- ・ 「奥多摩さかな養殖センター」において、「奥多摩やまめ」種苗を安定的に供給するとともに、養殖業者等に対し養殖に係る技術指導を 77 回実施した。
- ・ 加工品を活用した「奥多摩やまめ」の普及のために、加工生産者に対し技術指導を 18 回実施したほか、春の家畜ふれあいデーに出展した。

2 行動戦略策定後の新たな取組等

(1) 国家戦略特別区域制度を活用した都市農業の推進

都市農業に関わる制度面の課題を改善し、都市農地の保全を図るとともに、農地の流動化による担い手の確保・規模の拡大等による経営基盤の強化を図るなど、都市農業振興基本法の制定を見据えつつ、国家戦略特別区域制度を活用した「都市農業特区」を推進し、都市農業の安定的な継続と生産性の向上、地域経済の活性化を促進する。

(2) ブランド畜産物の生産拡大

「トウキョウ X」や「東京しゃも」など、東京のブランド畜産物の生産量を大幅に拡大するため、青梅畜産センターの再編整備を実施する。



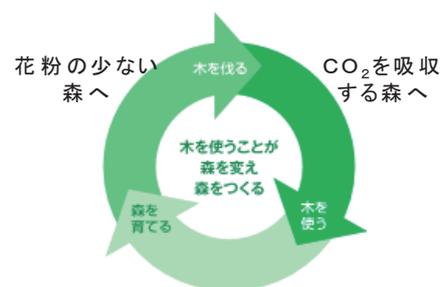
トウキョウX

(3) 地域特産品開発の支援等を通じた農林水産業の振興

2020年オリンピック・パラリンピック大会の開催に向け、都内産農林水産物などを活用した新たな特産品開発やそのPR等の支援を行い、都内食品産業の活性化とともに、農林水産業の振興を図っていく。

(4) 森林循環の促進

都民共有の財産である豊かな森林を次世代に継承していくため、花粉発生源対策の再構築を行い、新たに「森林循環促進事業」を開始し、スギ林の伐採・更新規模を拡大するとともに、「とうきょう林業サポート隊」の創設による林業の新たな担い手の確保・育成を進めていく。



森林の循環イメージ

(5) 多摩産材の利用拡大

PR効果の高い公共施設での多摩産材の利用を拡大するとともに、2020年大会の関連施設整備において、多摩産材の活用が図られるよう、国際的な森林認証を取得していくことに加え、民間事業者の木材認証の取得を支援していく。

(6) 内水面漁業の振興対策

多摩の河川と水産物を活かし、多くの釣り人や観光客のニーズに応えられるよう、市町村及び漁協が行う、河川釣り場・養殖場等の施設整備などに対し支援を行っていく。



奥多摩やまめ

3 市町村・民間等の取組

・多摩地域の特徴を活かした農業運営

多摩地域では、耕地面積の小規模化、農家の高齢化や世代交代など、経営環境の変化に応じて、新たな農業経営に向けた取組が見られる。

具体的には、農業生産を行うとともに、多品目を提供する農産物直売所、レストランや加工品販売の店舗の併設、農業体験の提供などが行われている。

例えば、農業体験農園*では、農家と都市住民が一緒になって農業を行うことにより、農地における農業活動が維持されるほか、都市住民と農業のふれあい、コミュニティ形成の場にもなっている。

多摩地域でも、農業体験農園の開設は広がっており、平成26年3月末現在で72園が開設されている。

※農業体験農園

農家自らが開設・運営し、都市住民の利用に供している農園である。利用者は、農園主の指導を受けながら種まきや苗の植え付けから栽培から収穫までを体験し、高品質の野菜を作ることができる。

(関連 144 ページ)



農業体験農園

• **日野産野菜を使用した「焼きカレーパン」による魅力発信事業（日野市）**

日野市では、平成 25 年に、障害者の就労を支援する「日野わーく・わーく」が日野産野菜を使用した「焼きカレーパン」を「ニッポン全国ご当地おやつランキング」に出品し、準グランプリを獲得した。

これをきっかけに、市内パン製造業者に、日野産野菜を使用することを条件とし、自慢の焼きカレーパンを作ってもらい、「日野に来ればうまい焼きカレーパンが食べられる」をスローガンとしたまちおこしを行っている。様々なイベントへの参加を通じて日野の魅力を市内外へ発信するなど、障害者の就労支援として始めた事業が、農業、商業、観光を巻き込んだまちおこしを展開し、地域振興に繋げている。



パンフレット

• **こまえブランド野菜 GAP 推進事業（狛江市）**

狛江市では、農業生産工程管理（GAP）を都内で初めて導入した。

これは、農作業の各工程において、安心して安全な農産物を生産するために確認すべき項目を事前に設定したうえで、正確な実施、記録、点検及び評価を行うもので、狛江産野菜の安全を「見える化」している。

消費者に認知してもらうため、GAP にて生産された狛江産野菜にはロゴマークを貼付して市場に出荷している。



狛江産野菜GAPロゴマーク(左)、結束テープ(右)

• 城山の里山づくり事業（国立市）

国立市では、都市と農業の共生を目指しており、歴史環境保全地域にも指定されている谷保の城山公園において、「城山さとのいえ」の整備を行った。

この施設を、都市農業の情報発信と交流の拠点として活用することにより、農業振興を図るとともに、里山づくりを推進することを目指している。



城山さとのいえ

＜行動戦略 11＞ 地域の内外を結び多摩を支える道路ネットワークの整備

多摩地域内の各都市を結ぶ東西・南北方向への道路整備を行うとともに、首都圏の各拠点都市や港湾、空港等の国際旅客・物流施設と多摩を結ぶ環状道路及び関連道路の整備等を進めていく。

また、道路と鉄道の連続立体交差化や地域内の駅周辺・交差点など渋滞が発生しやすい場所の交通の円滑化、災害発生時を視野に入れた道路の整備などを行い、多摩地域内・周辺地域への交通アクセスを円滑化する。

＜戦略的視点＞

① 最大化すべき多摩の強み

- ・ 多摩地域内外の各拠点を結ぶ道路ネットワークの整備により、首都圏の各都市との連携を強化する。

② 結集すべき官・民の力

- ・ 道路整備による渋滞の解消などにより、地域の物流や人の流れを円滑化し、企業や商業施設が力を発揮できる環境づくりを行う。

③ 構築すべき連携やつながり

- ・ 隣接区市や都内市区町村と連携し、一体的な道路整備を進める。
- ・ 市町村と連携し、まちづくりと連動した道路整備を行い、魅力ある都市を作る。

＜行動戦略で定めている事業展開＞

行動戦略 11-1 幹線道路ネットワークの整備

多摩南北道路、多摩東西道路、圏央道等の整備を着実に推進する。

- ・ 多摩南北主要5路線の整備 など全9事業

行動戦略 11-2 円滑な域内交通の実現に向けた道路整備の推進

地域内で発生する渋滞等を解消し円滑な移動を可能とするため、道路整備を推進していく。

- ・ 第2次交差点すいすいプランの推進 など全2事業

行動戦略 11-3 道路整備による防災性の向上

緊急輸送道路の拡幅整備や山間部の道路整備により、多摩地域の防災性の向上を図る。

- ・ 防災に寄与する道路ネットワークの整備 など全2事業

1 平成26年度の都の取組と成果

行動戦略 11-1 幹線道路ネットワークの整備	
(1) 多摩南北主要5路線の整備	
<ul style="list-style-type: none"> 多摩地域の交通を円滑化し、他県との都市間連携を強化するため、多摩南北道路を整備している。府中所沢鎌倉街道線については小平3・2・8(小川東)区間を完成、町田3・3・8(旭町)区間を交通開放した。調布保谷線については境南通り付近～井ノ頭通り間を4車線で交通開放、西東京3・4・11～西東京3・4・13間を交通開放した。 	
(2) 多摩東西主要4路線の整備	
<ul style="list-style-type: none"> 多摩地域の交通を円滑化し、区部との連携を強化するため、多摩東西道路の整備を進めており、新奥多摩街道線について福生3・4・5を完成させた。 	
(3) 三環状道路の整備の推進	
<ul style="list-style-type: none"> 圏央道高尾山インターチェンジ～相模原愛川インターチェンジ間が開通し、都内区間が全線開通するとともに、関越道～中央道～東名高速が圏央道で結ばれた。 	
(4) 外かく環状道路に関連する道路の整備	
<ul style="list-style-type: none"> 高速道路としての機能を最大限に発揮することに加え、周辺道路への通過交通の流入を極力抑えるため、外環の完成を見据え、関連する道路の整備に重点的に取り組んでおり、大泉インターチェンジと調布保谷線を放射7号線を経由して結ぶ西東京3・3・14、三鷹3・2・2号線、中央ジャンクション付近の三鷹3・4・12号線他5路線の整備を実施している。 	
(5) 都県境を越えた道路網の拡充	
<ul style="list-style-type: none"> 南多摩尾根幹線の延伸について、都市計画決定を行うため、相模原市と道路計画案の決定・合意のための調整や、構造形式などの検討を進めている。 都県境が入り組んでいることにより、整備が進んでいなかった新東京所沢線等について、埼玉県と連携して整備を進めることとした。 埼玉県との都市計画道路の接続について、東村山3・4・35の早期整備に向けて、東京都と埼玉県で調整を進めている。 	
(6) 都市計画道路の整備方針の策定	
<ul style="list-style-type: none"> 次期計画となる「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)(仮称)」中間のまとめ(案)の取りまとめに向け、都と23区及び28市町で構成する検討会議や学識経験者による専門アドバイザー委員会において、次期事業化計画の目標等の検討をしている。 [関連第1章] 	
(7) 東京外かく環状道路のジャンクション周辺におけるまちづくり	
<ul style="list-style-type: none"> 東京外かく環状道路のジャンクション周辺地域の良好なまちづくりの円滑かつ効率的な進捗を図るため、平成25年度、東京都は「北野の里(仮称)を中心としたまちづくりワークショップ」を国土交通省、三鷹市と協働で開催した。ワークショップによる蓋かけ上部空間等の利用やジャンクション周辺のまちづくりの提案を踏まえ、現在、国や東京都と調整を図りながら、三鷹市は北野の里(仮称)まちづくり方針の検討を進めている。 [関連第1章] 	

(8) 高速道路網の有効活用

- ・ 首都圏中央連絡自動車道内側エリアにおける、合理的な料金体系の実現について、国への提案要求等の機会を通じ、要望を実施した。
- ・ 中央自動車道の調布付近と小仏トンネル付近等の恒常的な交通渋滞について、国が主催する中央道渋滞ボトルネック検討ワーキンググループに参画し、対策案を検討するとともに、5都県市で構成する中央自動車道渋滞対策促進協議会にて、第2回中央自動車道渋滞対策促進大会を開催し、早期の渋滞低減を図るよう要望活動を実施した。

(9) 連続立体交差事業の推進

- ・ 数多くの踏切を同時に除却することにより、道路ネットワークの形成を促進するとともに、交通渋滞や地域分断を解消し、地域の活性化や都市の防災性の向上を図るため、連続立体交差事業を推進している。
- ・ 京王電鉄京王線・相模原線(調布駅付近)では、交差道路の整備を行った。
- ・ JR南武線では、平成27年度の側道整備等に向けて準備を進めた。
- ・ 西武新宿線(東村山駅付近)では、用地取得を進めるとともに、平成26年12月に事業及び工事説明会を開催し、工事に着手した。

行動戦略 11-2 円滑な域内交通の実現に向けた道路整備の推進

(1) 第2次交差点すいすいプランの推進

- ・ 右折待ち車両により発生する渋滞の緩和を図るため、39か所の交差点において、右折車線などの整備を実施している。
- ・ 引き続き、交差点の渋滞緩和を目指して、平成27年3月に第3次交差点すいすいプランを策定した。

(2) まちづくりに寄与する道路への支援

- ・ 地域のまちづくりにとって重要な役割を果たす都道のうち、地元市町村からの整備要望が強い路線について、新みちづくり・まちづくりパートナー事業として実施しており、10市12か所の整備を推進し、1か所(西東京3・4・11号線)が完成した。
- ・ 市町村道の新設・改築等に対し、財政的・技術的支援を行っており30市町村に支援を行った。

行動戦略 11-3 道路整備による防災性の向上

(1) 防災に寄与する道路ネットワークの整備

- ・ 災害時の救援・救助活動や消火活動の迅速化を図り、緊急物資を確実に輸送するため、緊急車両が通行でき広幅員の幹線道路である多摩南北道路・多摩東西道路を整備している。府中所沢鎌倉街道線については小平3・2・8(小川東)区間、新奥多摩街道線について福生3・4・5を完成させた。
- ・ 緊急輸送道路のうち、より幅員を確保することが望ましい区間の拡幅整備を進めており、町田街道(相原)の事業に着手した。 [関連第5章]

(2) 山間部の防災性向上を図る道路整備

- 山間部において、災害時における集落の孤立化防止や緊急輸送路の確保、休日・観光シーズンの交通渋滞の解消などを目的として、現道拡幅や線形改良、代替道路の整備を進めており、多摩川南岸道路の城山工区でトンネル設備工事や街築工事を実施したほか、秋川南岸道路の荷田子地区で事業に着手した。

〔関連第5章〕

2 行動戦略策定後の新たな取組等

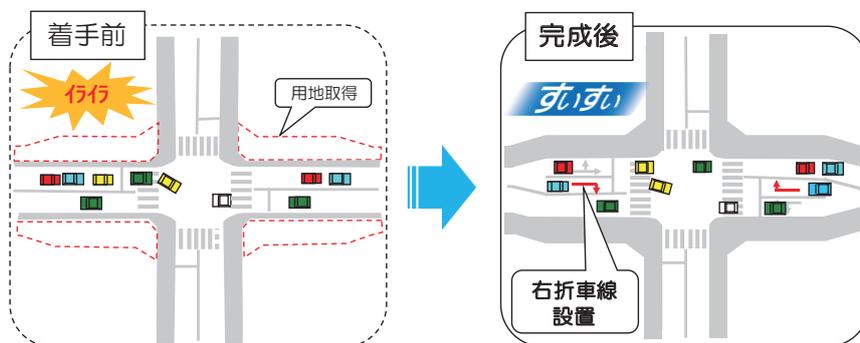
(1) 圏央道へのアクセス道の整備促進

圏央道へのアクセス道路となる国道20号八王子南バイパスや日野バイパスなどの国道の整備を促進する。

これにより、圏央道へのアクセス性が向上し、他地域との交流が活発化することで地域活性化につながるほか、周辺地域への通過交通の流入が減少することによる交通渋滞の緩和や交通安全の確保などが期待される。

(2) 第3次交差点すいすいプランの推進

道路幅員の狭い片側一車線の道路における交差点で、右折待ち車両による渋滞を緩和するため、交差点直近の比較的短い区間の土地を取得し、右折車線等の整備を推進する。



交差点の整備イメージ

(3) 多摩山間部道路の整備推進〔(仮称)梅ヶ谷トンネル〕

日の出町の都道184号線は、山間部に向かって行き止まりの道路となっており、土砂崩れ等による通行止めが発生した際に沿道の集落が孤立する恐れがあることから、本路線と青梅市の都道238号線とを新たに結ぶ(仮称)梅ヶ谷トンネルの整備を進めていく。

本路線の整備により、代替ルート確保による災害時の孤立化防止のほか、日の出町と青梅市との交流が促進され、地域の産業や観光の振興につながることを期待される。



(仮称)梅ヶ谷トンネル位置図

＜行動戦略 12＞公共交通ネットワークの充実と快適な交通環境整備の促進

公共交通ネットワークの充実を図るとともに、無電柱化、バリアフリー化など快適な交通環境の整備を進め、魅力ある都市を創っていく。

＜戦略的視点＞

①最大化すべき多摩の強み

- ・公共交通や歩行空間等の充実により、生活都市としての利便性を向上する。

②結集すべき官・民の力

- ・鉄道等の運輸関係事業者、電力事業者等の力を活かした取組を推進する。

③構築すべき連携やつながり

- ・横田基地の軍民共用化に当たっては、都と市町村が相互に連携・協力し、国や関係機関との協力により実現を目指す。

＜行動戦略で定めている事業展開＞

行動戦略 12-1 公共交通ネットワークの充実

多摩地域の今後の発展を支える交通ネットワークの更なる充実を目指す。

- ・横田基地の軍民共用化
- ・鉄軌道ネットワークの充実 全2事業

行動戦略 12-2 快適な交通環境の実現

無電柱化の推進・自転車走行空間の整備・道路のバリアフリー化などを実施することで、快適な交通環境の整備を推進する。

- ・無電柱化の推進
- ・自転車走行空間の整備
- ・道路のバリアフリー化
- ・鉄道駅のバリアフリー化
- ・ITS等を活用した交通の円滑化と安全の促進 全5事業

1 平成 26 年度の都の取組と成果

行動戦略 12-1 公共交通ネットワークの充実

(1) 横田基地の軍民共用化

- ・ 「平成 27 年度 国の施策及び予算に対する東京都との提案要求」などの機会を捉え、早期実現に向けて国に対し働きかけを行っている。
- ・ 地元の理解促進のために、周辺自治体等との意見交換や働きかけ、地元経済団体などと情報交換、意見交換を行っている。

(2) 鉄軌道ネットワークの充実

- ・ 国は、運輸政策審議会答申第 18 号が平成 27 年を目標年次としていることから、交通政策審議会において、平成 27 年度中に次期の答申を取りまとめるとしている。
- ・ 都としてもこうした国の動向を踏まえ、学識経験者などで構成される委員会を設置し、移動時間の短縮や拠点間の連携強化等の視点から検討を行ってきており、平成 27 年 3 月にこれまでの検討状況を「中間まとめ」として発表した。
- ・ 審議会の検討の進捗状況を踏まえて、平成 27 年度、都の考えを取りまとめるため、引き続き、検討を行っている。

行動戦略 12-2 快適な交通環境の実現

(1) 無電柱化の推進

- ・ 主要駅周辺や緊急輸送道路等で無電柱化事業を推進しており、立川通りや東八道路等で電線共同溝を整備した。
- ・ 市町村が取り組む主要駅周辺などの無電柱化事業を支援しており、4 市に対して補助を行った。〔関連第 5 章〕

(2) 自転車走行空間の整備

- ・ 「東京都自転車走行空間整備推進計画」に基づき、多摩地域の整備を推進しており、東八道路(三鷹市)などを整備した。

(3) 道路のバリアフリー化

- ・ 高齢者や障害者などが日常生活で利用する主要な施設を結ぶ都道のバリアフリー化を推進しており、日野駅及び町田駅周辺の整備に向けて、関係者との調整を実施した。

(4) 鉄道駅のバリアフリー化

- ・ 高齢者や障害者を含めたすべての人の円滑な移動等を確保するため、駅におけるホームドアやエレベーター等の整備を鉄道事業者へ働きかけるとともに、市区町村と連携して支援を行っている。
今年度は、京王井の頭線吉祥寺駅のホームドア及びJR谷保駅、西武鉄道西武園駅におけるエレベーター等の整備に対して補助を行った。

(5) ITS 等を活用した交通の円滑化と安全の促進

- ・ 震災時等において、(公財)日本道路交通情報センターの災害時情報提供サービスを活用して、運転者等に対し、道路交通情報と都が集約した火災情報を併せ、より効果的に提供する仕組みを構築した。

2 行動戦略策定後の新たな取組等

(1) 自転車推奨ルートへの整備

自転車利用における安全性や回遊性を高めるため、国や市区等と連携して、自転車が走行しやすい空間を連続させた自転車推奨ルートを、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会会場や主要な観光地の周辺地区において、整備するとともに、市区道の整備を促進させるため、財政面を含めて市区の取組を支援する。



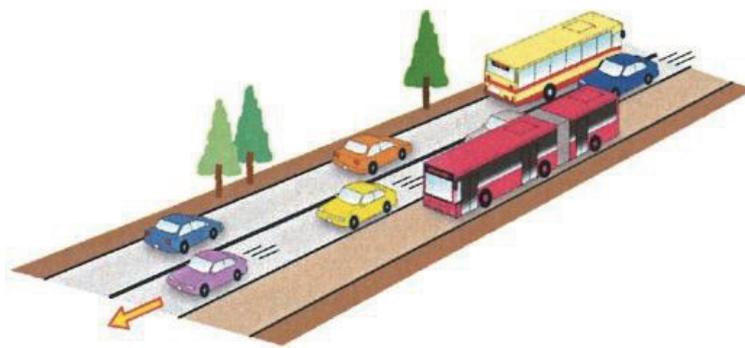
自転車レーンの整備イメージ

3 市町村・民間等の取組

• 幹線交通ネットワーク機能強化事業（町田市）

町田市では、「町田市便利なバス計画」を策定し、市民にとって利用しやすい公共交通網（便利なバス網）の構築に向けた取組を進めている。

便利なバス網とは、幹線道路を高頻度で運行するバスと、地域内をきめ細かくカバーする支線バスを組み合わせることにより、利便性と運行効率性を高めるバスネットワークの考え方のことで、具体的には、バス系統の起終点となっている乗継拠点の整備、町田駅前通りの3車線化・PTPS（公共車両優先システム）の導入、急行路線バスの拡大等の検討を行っている。



3車線化の導入イメージ

＜行動戦略 13＞耐震化の促進による地震に強い都市の実現

地震による災害から都民の生命や財産を守るには、都市そのものの防災性を高めていくことが必要である。

想定される人的・物的被害の減少を目指し、公共施設や住宅などの建築物や都市インフラの耐震化を進めるとともに、災害時における交通ネットワークや各種ライフラインの機能を確保する。

＜戦略的視点＞

①最大化すべき多摩の強み

- ・耐震化を強力に推進し、公共施設や都市インフラなど、地震に強い社会資本ストックを確保する。

②結集すべき官・民の力

- ・アセットマネジメントによる予防保全型管理など、民間企業や学識経験者等の持つ最新の技術や知見を取り入れる。

③構築すべき連携やつながり

- ・都と市町村が連携して耐震化の普及啓発や、様々な負担軽減策を行うことにより、建築物の所有者等が行う主体的な耐震化を加速する。

＜行動戦略で定めている事業展開＞

行動戦略 13-1 防災上重要な公共建築物の耐震化

多数の都民に利用されるとともに災害時の活動拠点・避難施設等として重要な役割を担う公共建築物について、積極的に耐震化を図る。

- ・医療施設の耐震化 など全4事業

行動戦略 13-2 民間建築物の耐震化の促進

震災時の沿道建築物倒壊による緊急輸送道路の閉塞防止や、住宅倒壊による被害軽減に向け、市区町村と連携し、建築物所有者の理解と協力を得ることにより、民間建築物の耐震化を促進する。

- ・緊急輸送道路沿道建築物の耐震化 など全4事業

行動戦略 13-3 都市基盤の防災性の向上

震災時に迅速な救助活動や緊急物資輸送を可能にする道路・橋梁等や、安全・安心な生活を支える上下水道など、都市インフラの耐震化や、施設の適切な維持管理・更新を行う。

- ・地震に強い橋梁の整備 など全7事業

1 平成 26 年度の都の取組と成果

行動戦略 13-1 防災上重要な公共建築物の耐震化	
(1) 医療施設の耐震化	
<ul style="list-style-type: none"> 都内医療機関の耐震化を促進するため、未耐震の医療施設の耐震化に向け耐震診断、耐震補強や建替え費用等の助成を行っており、平成 26 年9月1日現在、都内 645 病院中、耐震化済 437 病院、一部耐震化済 113 病院となっている。 	
(2) 都立学校における耐震化	
<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時に避難所や帰宅支援ステーションとして活用される都立学校の体育館の非構造部材の落下防止対策を実施しており、工事完了 64 校、設計実施 16 校とした。(都内全域) 	
(3) 学校耐震化への支援	
<ul style="list-style-type: none"> 市区町村が行う、公立小中学校、幼稚園の耐震補強工事に対して財政支援しており、耐震診断実施率 99.9%、耐震化率 99.3%とした。(平成26年4月1日現在 都内全域) 私立学校の耐震改修等の費用を助成するとともに、建築士を未耐震の学校に派遣し、各学校の実情に応じた耐震化へのアドバイスをっており、耐震診断 43 棟、耐震補強工事 49 棟、耐震改築工事 77 棟とした。(都内全域) 	
(4) 社会福祉施設等の耐震化	
<ul style="list-style-type: none"> 民間社会福祉施設等が実施する耐震診断・耐震改修の費用を支援し、耐震化を促進しており、耐震診断8棟、耐震改修6棟に対して補助を行った。 	
行動戦略 13-2 民間建築物の耐震化の促進	
(1) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化	
<ul style="list-style-type: none"> 特定緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対する耐震診断や耐震改修などに係る費用の助成や耐震化の相談、建築士等の派遣などにより耐震化を促進しており、耐震診断・設計・改修助成約 800 件(平成 26 年 10 月末現在)、専門家派遣約 140 件(平成 26 年9月末現在)を実施した。 	
(2) 耐震化促進普及啓発活動の支援	
<ul style="list-style-type: none"> 市区町村が行う耐震化の普及啓発活動を支援しており、平成 26 年度は 10 市町村が本制度を活用して普及啓発活動を実施している。 	
(3) 耐震マーク表示制度	
<ul style="list-style-type: none"> 耐震性に関する情報を広く提供し、都民や都を訪れる人が安心して建物を利用できるよう耐震基準に適合した都内建築物に対し、制度発足以来、約 26,000 件の耐震マークを交付した。 	
(4) マンションの耐震化	
<ul style="list-style-type: none"> 旧耐震基準分譲マンションの耐震化では、区分所有者間の合意形成を図ることが困難であるため、マンション啓発隊による訪問で助言等を行うとともに、耐震アドバイザー派遣、耐震診断及び耐震改修に要する費用の助成等による支援を行っており、マンション啓発隊による訪問 3,900 棟、耐震アドバイザーの派遣 322 棟、耐震診断 10,422 戸、耐震改修 322 棟を実施した。 [関連第1章] 	

行動戦略 13-3 都市基盤の防災性の向上

(1) 地震に強い橋梁の整備

- ・ 災害時の輸送、避難ルートを強化するため、幹線道路ネットワークや緊急輸送道路の一部をなす橋梁の新設、架け替え整備を推進しており、関戸橋は仮橋工事に必要な用地の確保を推進した。また、松枝橋は仮橋工事が完了し、旧橋撤去工事に着手した。
- ・ 緊急輸送道路等の橋梁(累計 125 橋)の平成 27 年度末までの耐震化完了に向け、睦橋、豊田陸橋などの耐震補強工事を実施している。

(2) 橋梁の長寿命化

- ・ 予防保全型管理手法を導入し、適切な補修・補強を施すことにより 100 年以上の延命を図る長寿命化工事を進めており、鎧橋の長寿命化工事を完了した。

(3) 防災に寄与する道路ネットワークの整備

- ・ 災害時の救援・救助活動や消火活動の迅速化を図り、緊急物資を確実に輸送するため、緊急車両が通行でき広幅員の幹線道路である多摩南北道路・多摩東西道路を整備している。府中所沢鎌倉街道線については小平 3・2・8(小川東)区間、新奥多摩街道線について福生 3・4・5 を完成させた。
- ・ 緊急輸送道路のうち、より幅員を確保することが望ましい区間の拡幅整備を進めており、町田街道(相原)の事業に着手した。 [関連第4章]

(4) 無電柱化の推進

- ・ 主要駅周辺や緊急輸送道路等で無電柱化事業を推進しており、立川通りや東八道路等で電線共同溝を整備した。
- ・ 市町村が取り組む主要駅周辺などの無電柱化事業を支援しており、4市に対して補助を行った。 [関連第4章]

(5) 鉄道施設の耐震化

- ・ 震災による鉄道被害の未然防止のため、乗降客 1 日 1 万人以上の駅や駅間の高架橋等、鉄道事業者による耐震補強の取組を支援しており、小田急永山～唐木田間の高架橋など鉄軌道事業者が実施する耐震補強に対し補助を実施した。

(6) 安定供給に向けた水道施設の構築

- ・ 震災時においても給水を可能な限り確保するため、取水から給水に至る水道施設の耐震化を推進しており、村山上貯水池の堤体強化の調査・設計、砂川線の耐震化工事、鑓水小山給水所、石畑給水所の耐震補強設計を実施した。
- ・ 震災時の断水被害を最小限にとどめるため、水道管の耐震継手化や私道内及び避難所等への給水管の耐震化を推進した。
- ・ 施設更新時における給水の安定性を確保するため、東村山浄水場の更新に当たり、境浄水場において代替浄水施設を整備するための調査・設計を実施した。
また、バックアップ機能を強化するため、朝霞東村山原水連絡管の二重化、多摩丘陵幹線・多摩南北幹線等の整備を推進した。

- ・ 多摩地域における給水所等の地域的な偏在や配水池容量の不足を解消するとともに、震災時や事故時等の給水拠点となる幸町浄水所、柴崎浄水所等の整備を進めており、調査設計を実施した。
- ・ 奥多摩町の老朽化した水道施設について、取水施設、浄水施設等基幹施設及び送配水施設の整備を進めている。取水施設の改良については、川乗谷取水所、東川乗谷取水所、曲尾谷取水所、西川取水所の改良が完成した。また、浄水施設については、ひむら浄水所・小河内浄水所の施工及び大丹波浄水所・新日原浄水所(仮称)の設計を行った。ひむら浄水所に関連する導・送水管整備について施工を行った。

(7) 下水道機能の確保

- ・ 震災時においても必ず確保すべき機能を担う施設の耐震化を進めており、北多摩一号、北多摩二号、多摩川上流及び八王子水再生センターで耐震化工事を進めた。
- ・ 震災時などにおける下水道機能を確保するとともに、効率的な施設の更新や維持管理に活用するため、多摩川を挟む北多摩二号・浅川水再生センター間連絡管の整備を進めた。
- ・ 震災時の情報連絡や復旧対応等を円滑に実施するための流域下水道本部と区部のネットワークとを結ぶ光ファイバー通信網の整備に向け、敷設ルート等の検討を進めた。
- ・ 電力不足時においても下水道機能を確保するため、NaS 電池を北多摩二号及び八王子水再生センターに設置した。

2 行動戦略策定後の新たな取組等

(1) 無電柱化の推進

平成 26 年 12 月に策定した「東京都無電柱化推進計画」に基づき、2020 年大会までにセンターコアエリア内の都市計画幅員で完成した都道の無電柱化を完了させるとともに、周辺区部や多摩地域において、都市防災機能の強化に寄与する緊急輸送道路等の路線を重点的に整備していく。

また、市区町村道の無電柱化について、平成 20 年度から行ってきた補助制度を拡充し、緊急輸送道路や木造住宅密集地域内の道路など、「防災に寄与する路線」を補助対象に加えるとともに、補助期間についても平成 36 年度まで延伸した。これにより、「防災に寄与する路線」での無電柱化を促進し、都市防災機能の強化を図っていく。



無電柱化の整備イメージ(川崎街道(日野市高幡))

＜行動戦略 14＞ 自助・共助・公助の推進による防災力の向上

災害発生時に一人でも多くの命を救うためには、都や市町村の迅速な対応や自衛隊・警察・消防などによる救出救助活動などの公助の取組に加えて、一人ひとりが自分で自分を守り、身近な者同士が助け合うことが不可欠である。

東日本大震災の経験や教訓を踏まえるとともに、被害想定や帰宅困難者の発生、昼間発災の場合の地域における救出救助の担い手不足などの地域特性を十分考慮の上、防災力を向上する取組を進めていく。

＜戦略的視点＞

① 最大化すべき多摩の強み

- ・ 都民、町会・自治会、行政、消防など、自助・共助・公助それぞれの担い手の防災力を最大化する。

② 結集すべき官・民の力

- ・ 帰宅困難者の一時滞在施設や災害時帰宅支援ステーションの確保など、民間事業者の力を活用した体制を整備する。

③ 構築すべき連携やつながり

- ・ 救出救助機関、都、市町村、民間協力事業者、防災市民組織等の緊密な連携により、的確な災害対策を実行する。
- ・ 多摩地域にとどまらず、東京都全体・首都圏を見据えた広域的な視点による防災体制を構築していく。

＜行動戦略で定めている事業展開＞

行動戦略 14-1 初動体制等の強化による防災力の向上

都はもとより、防災機関などの関係機関・市区町村等との連携により、災害発生直後の初動対応を迅速かつ確実に実施する体制を構築する。

- ・ 防災計画の実効性の確保
- ・ 初動対応力の強化
- ・ 都政のBCP（東京都事業継続計画）
- ・ 住民等への情報伝達の強化
- ・ 救出救助におけるヘリコプターの積極的な活用
- ・ 消防救助機動部隊等の整備
- ・ 多機能な消防庁舎の整備及び耐震化
- ・ 震災復興体制の基盤整備 全8事業

行動戦略 14-2 帰宅困難者対策の推進

首都直下地震等の発生時には、多摩地域で約 92 万人の帰宅困難者が発生することが想定されている。災害時に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を都民一人ひとりが理解するとともに、個人・事業者による自助・共助の取組が浸透するよう、帰宅困難者対策を推進する。

- ・ 一斉帰宅抑制の周知徹底
- ・ 帰宅困難者の保護と帰宅支援
- ・ 事業所における帰宅困難者対策の推進 全 3 事業

行動戦略 14-3 地域における共助の仕組みづくり

災害発生時に多くの命を救うには、近隣の住民同士の助け合いが欠かせない。「自らの命は自分が守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本に、地域における災害への備えを進める仕組みを構築する。

- ・ 防災隣組の構築
- ・ 多様な主体による応急給水への対応
- ・ 地域住民による初期消火体制の強化
- ・ 要配慮者の安全対策
- ・ 消防団活動の支援
- ・ 災害時ボランティア活動支援機能 全 6 事業

行動戦略 14-4 住民の防災力の向上

都民一人ひとりが、地震をはじめとする災害に対する知識や技能を修得することにより、災害による被害を最小限に抑える。

- ・ 多摩地域の防災力強化に向けた広報
- ・ 防災教育の充実
- ・ 防災訓練の推進
- ・ 応急手当の普及促進
- ・ 家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進 全 5 事業

1 平成 26 年度の都の取組と成果

行動戦略 14-1 初動体制等の強化による防災力の向上
(1) 防災計画の実効性の確保
<ul style="list-style-type: none"> 東京都防災会議の下に設置した、庁内・関係機関等の実務者を中心とした防災対策推進 WG や、防災上の課題に応じた専門家を中心とした専門家 PT において検討を実施し、平成 26 年7月に「東京都地域防災計画(震災編・風水害編)」を修正した。 2020 年を目標としてあらかじめ備えるべき防災の取組を示した「東京の防災プラン」を平成 26 年 12 月に公表した。
(2) 初動対応力の強化
<ul style="list-style-type: none"> 発災後 72 時間における的確な初動対応体制の構築を図るため、平成 26 年4月に「首都直下地震等対処要領」を策定するとともに、市区町村との意見交換を実施した。 市区町村等との連携強化を図り、地域の防災対応力を向上するため、年4回の住民参加型防災訓練を実施した。平成 26 年6月には、その第一弾として東京都・奥多摩町合同風水害対策訓練を実施した。
(3) 都政の BCP(東京都事業継続計画)
<ul style="list-style-type: none"> 「都政の BCP 推進委員会」において、修正の方向性や主な修正内容を確認の上、「東京都 BCM 推進委員会」へ改組するとともに、「都政の BCP<地震編>」の修正に向けた各局調査の実施、修正素案の作成に取り組んだ。
(4) 住民等への情報伝達の強化
<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年6月より、災害情報共有システム(Lアラート)を活用して都内市区町村が発令した避難勧告等の情報をテレビやインターネット等により都民の方々へ伝達する仕組みを導入した。また、ホームページやツイッターによる防災情報の発信も引き続き行っている。 東京都防災ホームページ内の英語版ページにおいて、「東京の防災プラン(英語版)」を掲載するなど、災害に関する情報や都の取組について、情報発信を引き続き行っている。
(5) 救出救助におけるヘリコプターの積極的な活用
<ul style="list-style-type: none"> 都立学校や都営住宅等にヘリサインを整備するとともに、市町村等の施設に対しても整備の働きかけを行った。 高度な活動能力を備えた航空消防救助機動部隊の新たな創設に向け、運用体制の検討や江東航空センター本隊舎の整備等の準備を進めた。
(6) 消防救助機動部隊等の整備
<ul style="list-style-type: none"> 第九消防方面本部消防救助機動部隊の本隊舎整備に着手した。
(7) 多機能な消防庁舎の整備及び耐震化
<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年 11 月に武蔵野消防署、平成 27 年2月に八王子消防署、平成 26 年 12 月に武蔵野消防署武蔵境出張所を整備した。また、整備に合わせて、自家発電設備の拡充、太陽光発電設備や屋上緑化の導入など環境負荷の低減を進めた。

(8) 震災復興体制の基盤整備

- ・ 市区町村における生活再建支援システムの普及に向け、市区町村職員を対象とした、被災者生活再建支援業務マネジメント研修などの支援を実施した。また、市区町村システムとの連携を図る東京都被災者台帳システムの整備に向けた検討を開始した。
- ・ 「東京都震災復興マニュアル」の改訂に向けた、幹事会、検討会議を開催した。

行動戦略 14-2 帰宅困難者対策の推進**(1) 一斉帰宅抑制の周知徹底**

- ・ 事業者に対し、帰宅困難者対策条例の概要を簡潔に記したリーフレット等を配布したほか、事業者団体を中心に講演会を37回開催した。

(2) 帰宅困難者の保護と帰宅支援

- ・ 首都直下地震対策に関する合同検討チームの下に帰宅困難者対策分科会を設置（平成27年1月）し、一時滞在施設の確保を進めるに当たって重要な課題である施設管理者の損害賠償責任を中心に帰宅困難者対策に係る課題を協議した。
- ・ 首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議において「一時滞在施設の確保及び運営に関するガイドライン」を改定（平成27年2月）し、安全点検のためのチェックシートの充実、受入条件の掲示と署名など一時滞在施設を円滑に開設し運営するための留意事項等を充実した。
- ・ 民間一時滞在施設の確保を進めるため、備蓄品購入経費に対する支援を行っており、23件の実績があったほか、一時滞在施設開設アドバイザー及び安全確認アドバイザーを計42回派遣した。（いずれも都内全域）
- ・ 帰宅困難者等が必要とする情報提供体制を強固なものとするため、都立一時滞在施設の担当者向けに、発災時の情報収集、提供を行うのに必要となる防災マップ等の使用方法の説明会を実施した。
- ・ 災害時帰宅支援ステーションについて新たに5事業者と協定を結び、拡充を進めた。

(3) 事業所における帰宅困難者対策の推進

- ・ 事業所における帰宅困難者対策の実効性を高めるために、事業所防災計画の作成や一斉帰宅抑制に関する見直しの指導を行い、指導対象108,478件のうち、95,125件について指導を完了した。（平成26年12月末現在 都内全域）

行動戦略 14-3 地域における共助の仕組みづくり**(1) 防災隣組の構築**

- ・ 地域で意欲的な防災活動を行う団体を「東京防災隣組」として平成27年3月に新たに15団体認定した。
- ・ 地域防災力の向上に向けた人材育成のため、都内全域で地域防災学習交流会を250回、防災市民組織リーダー研修会を4回開催した。

<p>(2)多様な主体による応急給水への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町や町会、自治会など多様な主体が容易に応急給水できるよう応急給水拠点に指定された水道施設の改修を行っており、平成 26 年度は福生武蔵野台浄水所の改造を行った。 地域と連携して応急給水できるよう、スタンドパイプなどの応急給水用資器材 296 セットを市町に貸与した。また、市町職員を対象とした応急給水訓練を実施した。
<p>(3)地域住民による初期消火体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 訓練を行う住民が住む街区において、実災害における共助体制の強化と総合的な対応力の向上を目的として、当該街区に配置された資器材等を活用して主として初期消火訓練を行う「まちかど防災訓練」を推進し、9万4千人が参加した。(平成 27 年 1月末現在) 〔本章再掲〕
<p>(4)要配慮者の安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者名簿等の共有化や、要配慮者対応を取り入れた訓練を実施するよう市区町村への働きかけを推進するとともに、啓発資料「地震から命を守る『7つの問いかけ』」を 73,500 部配布し、各地区の防火防災講話やワークショップを推進した。また、危険度判定手法による総合的な防火防災診断を、市区町村等と連携して実施し、実施結果のデータ分析を行った。 緊急通報システムや火災安全システム等について、高齢者や障害者がより利用しやすい通報制度とするために、音声受信への移行や IP 回線の受入れなどの整備を行うとともに、市区町村の福祉部局やイベント等で緊急メール通報や FAX 通報のリーフレットを配布し、利用の普及促進を図った。
<p>(5)消防団活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防団の認知度向上のため、多摩地域内の鉄道路線への PR ポスターを平成 27 年 1月に掲出した。 平成 26 年 12 月に東京都消防訓練所において救助科研修を実施し、消防団員訓練の充実を図った。 大規模災害発生時の救出・救助活動や消防団員の安全確保のため、消防団が使用する救出・救助資機材を整備する市町村に対して財政支援を行った。
<p>(6)災害時ボランティア活動支援機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害ボランティア活動の支援体制づくりを進めるため、災害ボランティアコーディネーター養成講座を開催した。
<p>行動戦略 14-4 住民の防災力の向上</p>
<p>(1)多摩地域の防災力強化に向けた広報</p> <ul style="list-style-type: none"> 一家に一冊常備され、各家庭における防災指針ともなる「防災ブック」の作成・配布に向けた検討を進めた。 多摩地域の住民が、自助・共助に対する理解を深め、災害への備えを行うきっかけとなるよう、「防災展 2015(多摩エリア)」を開催し、多摩直下地震の被害想定や自助・共助に関するパネル展示等を行った。

(2)防災教育の充実

- ・ 地域に貢献できる人材を育成するため、全都立高校で一泊二日の宿泊防災訓練を行い、東京消防庁等と連携して初期消火訓練や応急救護訓練等を実施した。
- ・ 保育所・幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において、発達の段階に応じた総合防災教育を実施し、343,751人が参加した。(平成27年1月末現在)
- ・ 消防少年団員の育成のための検討を進め、新たなカリキュラム及びテキストの作成を行った。

(3)防災訓練の推進

- ・ 地域のイベント等あらゆる機会を捉えた防災訓練を実施し、32万人が参加した。
- ・ 訓練を行う住民が住む街区において、実災害における共助体制の強化と総合的な対応力の向上を目的として、当該街区に配置された資器材等を活用して主として初期消火訓練を行う「まちかど防災訓練」を実施し、9万4千人が参加した。(平成27年1月末現在) [本章再掲]
- ・ 都民防災教育センター(立川防災館)を活用した防災体験学習を推進した。

(4)応急手当の普及促進

- ・ 応急手当実施率の向上、事業所等における応急救護体制の構築を目的に、救命講習の受講促進、応急手当奨励制度の推進及び応急手当普及功労賞の創設を行った。(救命講習受講優良賞及び優良マークを131団体に交付)
- ・ 総合防災教育の一環として、高校生を対象とした上級救命講習を32回、中学生を対象とした普通救命講習を145回、小学校高学年を対象とした救命入門コースを145回開催した。
- ・ バイスタンダーによる応急手当の実施率向上のため、バイスタンダー保険の創設に向けた検討を進めた。

(5)家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進

- ・ 家具類の転倒・落下・移動防止対策実施率の低い対象者に対する対策の一層の促進を図るため、継続的に実施している普及啓発だけでなく、昨年度実施したパイロット事業の成果を踏まえた推進方策に基づく実効性のある普及啓発を行った。

2 行動戦略策定後の新たな取組等

(1) 「防災ブック」の作成・配布

平成 27 年 9 月 1 日の防災の日を目途に、一家に一冊常備され、家庭の防災指針となる「防災ブック（仮称）」を配布する。

(2) 都立公園の防災関連施設の整備

災害時に救援部隊の円滑な初動体制確保を支援するとともに、被災者に安全・安心な避難場所を提供するため、今後 10 年間で避難場所や大規模救出救助活動拠点等となる 19 の都立公園を対象に防災機能強化のための整備を行う。

具体的には、救出救助活動のための夜間照明や避難場所への誘導灯の整備、デジタルサイネージなどの避難者向け情報伝達ツールの充実を行うほか、停電時でもそれらを機能させるための非常用発電設備の整備を行う。



都立公園の防災機能強化のイメージ

(3) 航空消防救助機動部隊の創設

孤立地域や高層建築物災害など、陸上部隊のみでは迅速な対応が困難な災害への対応力を強化するため、空から消火・救助・救急活動を機動的に展開できる航空消防専門部隊を平成 27 年度中に創設する。

活動拠点を江東及び立川の 2 か所に置き、都内全域を迅速にカバーするとともに、高度な技術を持った隊員や特殊な資器材を備え、山岳救助や山間孤立地区への対応など多摩地域における即応体制の強化を図る。



航空消防救助機動部隊

3 市町村・民間等の取組

• 学校を核とした地域防災力の向上（調布市）

調布市では、「調布市防災教育の日」を制定し、学校と保護者、地域が一体となった防災訓練を市立小・中学校全校で一斉に実施している。

訓練では、学校・保護者・地域が一体となって取り組むことで、自助・共助の意識を啓発するとともに、児童・生徒だけでなく地域の防災力の向上にもつながるよう取り組んでいる。



防災訓練の様子

＜行動戦略 15＞水害対策・土砂災害対策・雪害対策の推進

河川や下水道など治水施設が整備された地域では、浸水被害は減少しているものの、河川的目標整備水準を超える台風や局地的集中豪雨の発生は近年増加傾向にあり、これらへの対応が課題となっている。また、多摩地域には、がけ崩れや土石流、地すべりによる土砂災害のおそれや、交通途絶により孤立のおそれがある地域が存在している。さらに、平成 26 年 2 月の記録的な大雪の際には、集落の孤立等の事態が発生した。

水害や土砂災害を防止する対策を実施するとともに、雪害への備えを講じることにより、災害に対する安全性の向上を図る。

＜戦略的視点＞

①最大化すべき多摩の強み

- ・多摩地域の特色の一つである河川周辺や山間部について、水害・土砂災害・雪害からの安全性を高めることによって、一層魅力的な地域とする。

②結集すべき官・民の力

- ・雨水浸透施設の普及、開発行為の規制、緑地の確保、除雪への協力など、都民や民間事業者も水害対策・土砂災害対策・雪害対策を担う重要な主体であることを踏まえ、自治体と一体となって取組を進めていく。

③構築すべき連携やつながり

- ・土砂災害対策・雪害対策の推進に向け、都と市町村の連携を強化する。

＜行動戦略で定めている事業展開＞

行動戦略 15-1 水害対策・土砂災害対策・雪害対策の推進

局地的集中豪雨に伴う水害に対応する治水対策や土砂災害を防止する対策を実施するとともに、雪害への備えを講じることにより、災害に対する安全性の向上を図る。

- ・豪雨対策の推進
- ・中小河川の整備
- ・土砂災害対策の推進
- ・山間部の防災性向上を図る道路整備
- ・雪害対策の推進 全5事業

1 平成 26 年度の都の取組と成果

行動戦略 15-1 水害対策・土砂災害対策・雪害対策の推進

(1) 豪雨対策の推進

- ・ 近年の降雨特性や浸水被害の発生状況、「東京都内の中小河川における今後の整備のあり方について」の提言を踏まえ、平成 26 年6月に「東京都豪雨対策基本方針」を改定した。
- ・ 基本方針の改定においては、浸水被害や降雨特性などを踏まえ、甚大な浸水被害が発生している地域について対策強化流域を設定した。今後、流域別豪雨対策計画の改定・策定を行い、対策強化流域内で平成 36 年度までに時間あたり6ミリ降雨相当分の雨水流出の抑制の実現を目指す。

(2) 中小河川の整備

- ・ 集中豪雨等により生じる洪水に対して安全を確保するため、護岸等の整備を推進した。整備に当たっては、治水機能を確保しつつ、うるおいのある水辺の形成、生態系の保全・再生、地域特性、多様な都民ニーズ等を適切に踏まえた整備を行った。
- ・ 空堀川、鶴見川、川口川などの護岸整備や、黒目橋調節池、残堀川調節池の整備を推進した。
- ・ 野川及び境川において、時間最大 65 ミリに対応した調節池の検討を実施している。

(3) 土砂災害対策の推進

- ・ 土砂災害から都民の生命と財産を保全するため、土石流危険渓流や地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等において、土砂災害対策の整備を実施している。
今年度は、鯉川、初沢等で流路工等、藤原地区、原地区等で法枠工の整備を推進した。
- ・ 土砂災害のおそれのある箇所を明らかにする基礎調査を推進しており、2市において調査を実施した。
- ・ 土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域等の位置情報データの提供など、市区町村による土砂災害ハザードマップの作成を技術的に支援している。

(4) 山間部の防災性向上を図る道路整備

- ・ 日常的な巡回点検に加え、5年に一度の定期点検などにより、斜面の状況を的確に把握し、奥多摩町日原や檜原村数馬など、緊急度の高い箇所から計画的に擁壁や落石防護柵の設置など多様な対策を実施している。

- ・ 既設グラウンドアンカーの経年劣化対策として、基礎調査に着手した。
- ・ 多摩川南岸道路の城山工区でトンネル設備工事・街築工事を実施したほか、秋川南岸道路の荷田子地区で事業に着手した。〔関連第4章〕

(5) 雪害対策の推進

- ・ 都民に対し、大雪に関する気象情報などをツイッター等を活用して発信した。
- ・ 平成 26 年 2 月の雪害を踏まえ、地元業者との雪害時の協力協定の締結による除雪協力体制の構築、除雪車両・機材の確保など、除雪体制の充実等を図っている。

2 行動戦略策定後の新たな取組等

(1) 豪雨対策の推進

平成 26 年 6 月に改定した「東京都豪雨対策基本方針」を踏まえ、対策強化流域における流域別豪雨対策計画の策定・改定に取り組む。

また、学校等の公共施設への一時貯留施設等の設置を支援するなど、一層の雨水流出抑制に取り組む。

河川整備、下水道整備、雨水の流出を抑制する流域対策を進めると同時に、止水板設置などの家づくり・まちづくり対策を促進することで、今後 30 年間で、時間 65 ミリの降雨まで床上浸水等の防止を目指す。

3 市町村・民間等の取組

• 冠水警報表示システム「冠水ガード君」の開発（町田市）

町田市では、アンダーパス等の冠水時の事故発生を予防するため、排水ポンプが稼働すると自動で道路脇の表示機に「大雨冠水」の文字を表示させ、ドライバー等に注意喚起を行うシステムを都内の民間企業と共同で開発した。

このシステムは、類似する既存製品と比べ設置費用が安価で済み、工期も短く済むことから、これまで費用対効果の面から同様のシステムの設置ができなかった規模の小さい道路にも導入できるメリットが期待される。



冠水ガード君

＜行動戦略 16＞低炭素・快適性・防災力を備えたスマートエネルギー都市の実現

多摩地域の持続性や安全性を担保していくため、低炭素、快適性、防災力の三つを備えたスマートエネルギー都市の実現に向けて、あらゆる主体による省エネ・エネルギーマネジメントや低炭素化の取組を進める。

また、多摩地域の地域特性を活かした再生可能エネルギーの利用促進や、分散型エネルギーの推進を行う。

＜戦略的視点＞

① 最大化すべき多摩の強み

- ・豊かな森林等の自然資源や大規模な空間などを利用した、低炭素化・再生エネルギーの活用を行う。

② 結集すべき官・民の力

- ・エネルギー事業者のみならず、金融機関、不動産事業者等と連携したまち全体のスマート化を展開する。

③ 構築すべき連携やつながり

- ・企業間、企業と住民、都域を超えた自治体間などの多様な連携による環境負荷の低減を図る。

＜行動戦略で定めている事業展開＞

行動戦略 16-1 省エネとエネルギーマネジメントの推進等

2020年までに、都内のエネルギー消費量の2000年比20%削減に向けて、家庭、企業、産業のあらゆる主体によるエネルギー利用の効率化及び最適化とあわせて低炭素化を促進し、スマートエネルギー都市の実現を図る。

- ・エネルギーマネジメントの推進 など全4事業

行動戦略 16-2 分散型エネルギーの普及

都有施設や事業所・家庭での太陽エネルギーなどの再生可能エネルギーやコージェネレーションシステムの普及を促進し、多摩地域のエネルギーの安定的供給体制を構築する。

- ・太陽エネルギーの利用拡大 など全4事業

1 平成 26 年度の都の取組と成果

行動戦略 16-1 省エネとエネルギーマネジメントの推進等

(1) エネルギーマネジメントの推進

- ・ 家庭におけるエネルギー利用の効率化・最適化を推進する機器の普及を促進するため、HEMS(家庭のエネルギー管理システム)等の設置を条件に、CGS(燃料電池等)や蓄電池、ビークル・トゥ・ホームシステム等の導入を支援しており、4,476 件の補助を行った。(都内全域)
- ・ オフィスビル等所有者の民間事業者に対し、BEMS(ビルのエネルギー管理システム)を導入することを条件にコージェネレーション設備の設置費用の一部を支援している。
- ・ 潜在的需要の大きいマンションのエネルギーマネジメントを進めるため、MEMS アグリゲータによるエネルギー管理サービスを受けることを条件に、MEMS(マンションのエネルギー管理システム)の導入を支援している。
- ・ 中小医療・福祉施設への CGS 等の創エネ機器や高効率な空調設備などの省エネ機器の導入を推進するため、CGS の導入等を条件に ESCO 事業者(エネルギーサービス事業者)を介して、機器の導入を支援している。
- ・ オフィスビル集積地におけるエネルギーの有効活用の実現に向けて、民間デベロッパーと共同での調査を行い結果を公表した。
- ・ 「建築物環境計画書制度」の再構築のため、建築物に係る技術動向調査を実施するとともに、事業者、技術者等との意見交換を行った。

(2) 事業所における地球温暖化対策の推進

- ・ 中小規模事業所の地球温暖化対策を効果的に推進するため、個々の事業実態に即した省エネ診断や、市区町村や業界団体と連携した研修会を実施しており、省エネ診断を 265 件、省エネ研修会等を 34 件行った。(都内全域)
- ・ 温室効果ガス排出事業者に対して、地球温暖化対策に関する知見及び技術を提供する事業者を「東京都地球温暖化対策ビジネス事業者」として登録・紹介しており、99 事業者を登録している。(都内全域)
- ・ 省エネ設備の普及促進を図るため、省エネ設備導入推奨機器を指定しており、38,295 機種の商品を指定している。
- ・ 中小規模事業所の自主的な二酸化炭素削減の取組を促進するため、地球温暖化対策報告書制度を推進しており、2,246 事業者、34,316 事業所から提出がなされた。(都内全域)
また、地球温暖化対策報告書作成説明会の開催(平成 26 年 6 月)や作成相談会等を行い制度の周知を進めた。
- ・ 報告書を提出する事業者が、自己評価指標(低炭素ベンチマーク)に基づき、目標の設定や達成状況を確認できるようにするとともに、当該事業所の地球温暖化の対策の取組状況等を周知し、取組に対する理解を得るための書面として「PR シート」を導入し、中小規模事業所の地球温暖化対策を推進した。

- ・ 地球温暖化対策の取組や達成状況をテナント入居者等へ示すことのできる「カーボンレポート」を導入するとともに、制度の普及を促進するため、不動産仲介事業者等と連携して「中小テナントビル低炭素パートナーシップ」の立ち上げに向けた取組を進めた。
- ・ 低炭素型の建築物が市場で高い評価を受けるよう、中小テナントビルの省エネ改修効果を見える化し、分かりやすく示す仕組みを構築するため、ベンチマーク評価の改善を条件に LED 照明設備等の高効率な省エネルギー設備の導入を支援する「中小テナントビル省エネ改修効果見える化プロジェクト」を実施した。

(3) 家庭部門における省エネ・節電行動の推進

- ・ 家庭における省エネ行動を推進するため、家庭とのかかわりが深く省エネのノウハウを持つ企業・団体と連携を図りながら、省エネアドバイザーを育成し、各家庭へのアドバイス活動を 10,433 件実施した。(平成 26 年 12 月末現在 都内全域)

(4) 都府施設での低炭素化の取組

- ・ 都府施設における一層の省エネ化と再生可能エネルギーの利用を促進するため、LED 照明等新たな省エネ技術の導入や、太陽光や太陽熱、自然風等の多様な再生可能エネルギーを利用する設備の導入を盛り込んだ「省エネ・再エネ東京仕様」を平成 26 年 6 月に改正した。
- ・ 従来型の汚泥焼却システムに比べ、補助燃料や電力及び温室効果ガスを大幅に削減する「第二世代型焼却システム」の導入を進めている。
北多摩二号及び八王子水再生センターでは「多層型流動焼却炉」が稼働した。
また、南多摩及び清瀬水再生センターでは、「第二世代型焼却システム」への更新工事を進めた。

行動戦略 16-2 分散型エネルギーの普及

(1) 太陽エネルギーの利用拡大

- ・ 「屋根ちから」ソーラープロジェクトとして、市区町村等と連携しながら、「東京ソーラー屋根台帳」を活用するとともに、都民や事業者を対象としたセミナー等の開催、相談窓口の設置等の取組を行った。
- ・ 集合住宅を中心とした新築住宅に設置可能な太陽熱利用の新技术を平成 23 年 7 月から公募し、これまでに 78 件採択した。また、採択された技術については 392 戸の新築住宅に導入を支援した。(都内全域)
- ・ また、平成 25 年度末から太陽熱利用システム導入の支援対象として、中小医療・福祉施設を追加した。

(2) 分散型電源として活用可能な次世代自動車の普及促進

- ・ 分散型電源の普及拡大のため、中小事業者や個人事業者に対して、外部給電可能な電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド自動車(PHV)等の購入を支援しており、151 件の補助を行った。(都内全域)

(3)環境課題の解決に向けた中小企業の技術・製品開発支援

- ・ 都内の企業や大学などの交流・連携から生まれる様々なネットワークによる共同開発の取組を促すため、自立・分散型エネルギー源の確保やエネルギー利用の高効率化など、大都市東京が抱える課題の解決に役立つ高度な技術・製品を開発する取組を重点的に支援しており、17件の支援プロジェクトを採択した。(都内全域)

〔関連第2章〕

(4)都有施設等の再生可能エネルギーの活用と電力の自立化

- ・ 大規模停電など、不測な事態が生じた場合でも安定的な給水を可能とするため、浄水所等の重要施設に自家用発電設備を整備しており、2施設を整備した。
- ・ 再生可能エネルギーによる発電設備の導入を推進しており、檜原給水所の配水池上部に太陽光発電設備(250kW)、ひむら浄水所に標高差を利用した小水力発電設備(7kW)を整備した。
- ・ 水再生センターにおいて、太陽光発電の導入を推進しており、南多摩水再生センター(1,000kW)、八王子水再生センター(500kW)、多摩川上流水再生センター(500kW)で整備を進めた。
- ・ また、南多摩水再生センターでは、これまで未利用であった低温域の焼却廃熱を活用したバイナリー発電の整備を進めた。
- ・ 都立学校や都営住宅への太陽光発電の導入により環境負荷軽減や環境教育の推進を図っており、都立学校では3校の屋上に太陽光発電設備を導入した。
また、省エネ設備機器等の導入により二酸化炭素削減に取り組む私立学校等に対する支援を行った。
- ・ 公衆浴場における太陽光発電設備やコージェネレーションシステムの導入を支援しており、44件の補助を行った。(都内全域)
- ・ 民間資金を活用した再エネ導入手法を検討するため、都内における再生可能エネルギー発電事業等に関する現状把握及び実用化に向けた課題整理、候補地における検証を行った。

2 行動戦略策定後の新たな取組等

(1) 水素エネルギーの活用拡大

水素エネルギーは、エネルギー供給源の多様化、環境負荷の低減等、様々な利点を有しており、将来的には再生可能エネルギーを由来とした水素の活用など、低炭素社会への切り札として注目されている。

そこで、水素エネルギー活用の環境整備を図るため、燃料電池車等の購入や、水素ステーションの設置・運営に対する支援を行う。



燃料電池車
(写真提供)トヨタ自動車株式会社

(2) 「スマートプラン 2014」の策定

下水道事業初のエネルギー基本計画「スマートプラン 2014」を平成 26 年 6 月に策定し、平成 36(2024)年度における総エネルギー使用量に占める再生可能エネルギー等の割合を 20%以上とする目標を定めた。

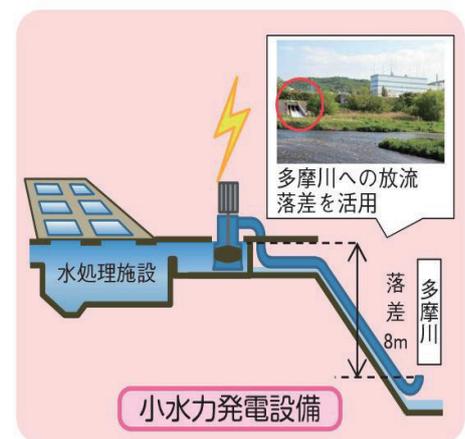
本プランに掲げた取組を実施することで、下水道事業におけるエネルギーの活用の高度化やエネルギー管理の最適化を図っていく。



スマートプラン2014

(3) 水再生センターにおける小水力発電の導入

流域下水道の水再生センターでは、多摩地域の斜面や高低差のある自然の地形を活かした再生可能エネルギーの取組を進めており、南多摩水再生センターでは、多摩川との放流落差を活かした小水力発電を導入する。



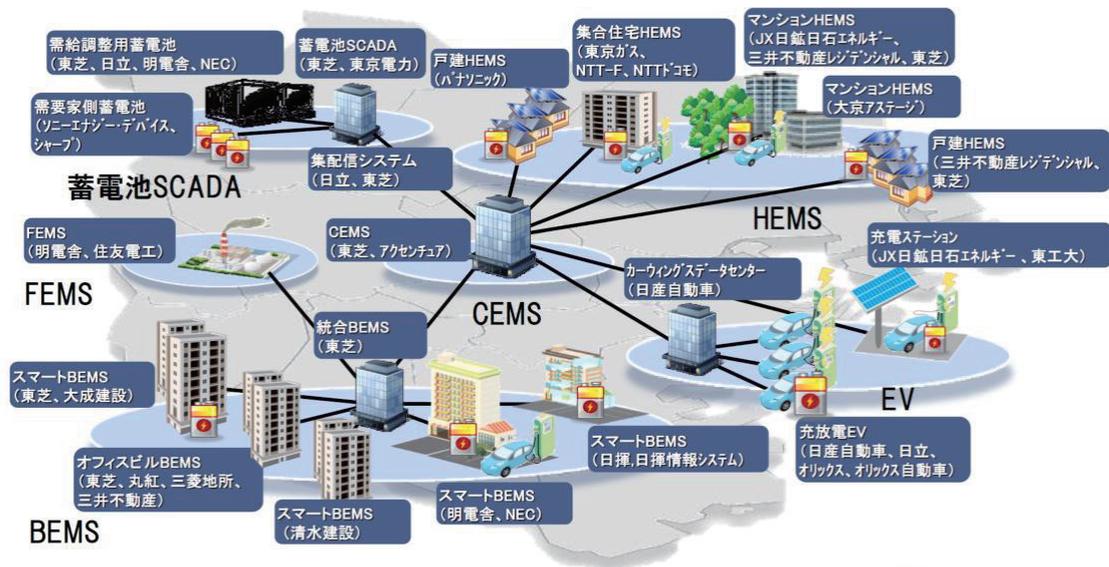
小水力発電の仕組み

3 市町村・民間等の取組

・横浜スマートシティプロジェクト（神奈川県横浜市）

横浜市では、経済産業省による「次世代エネルギー・社会システム実証地域」の選定を受け、平成22年度から平成26年度までの5か年度、多数の企業と協働し、再生可能エネルギーや未利用エネルギーの導入、家庭、ビル、地域でのエネルギーマネジメントシステム、次世代交通システム等、様々な取組を行っている。

住宅へのHEMSや業務・商業ビルへのBEMSの導入などを行い、これらを活用して、デマンドレスポンス（電力需給の逼迫が予想される場合に、電力供給側の要請に応じて、需要者側が電力の需要を調整する仕組み）による省エネ行動の実証実験を行っている。 [関連 142 ページ]



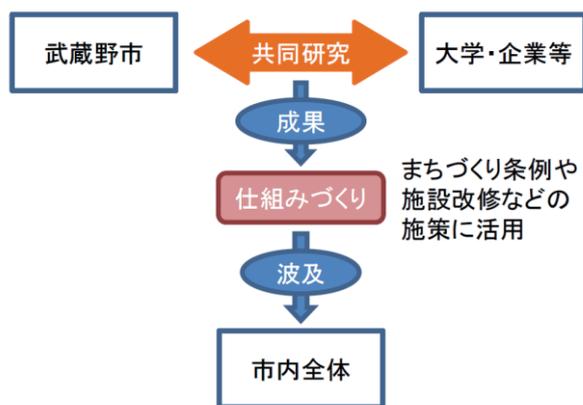
Copyright © 2014 Yokohama Smart City Project

プロジェクトの全体像

・ **市域におけるエネルギー需要削減手法検証事業（武蔵野市）**

武蔵野市では、吉祥寺駅周辺のエネルギー需要削減が、市内全域におけるエネルギー需要の低減に大きく寄与することに着目し、市内の大学、企業、研究機関と協働して商業エリア等におけるエネルギー使用量削減のあり方や、エネルギー効率化の方策・手法について調査・検証を行った。

将来的には、検証結果をまちづくり条例に基づく開発事業者への指導に活用し、大規模施設や商業集積地における面的なエネルギー利用の効率化を推進することを目指している。



事業の概要

・ **環境へ負担の少ない「サステナブル都市」実現に向けた取組（三鷹市）**

三鷹市では、地球温暖化防止対策とエネルギーの有効利用を進める地域を創造し、高環境・高福祉のまちづくりを目指すため、3,000㎡以上の開発において、複数の戸建て住宅を一体的に開発し、創・蓄・省エネルギー設備を導入する開発事業者に対して奨励金を交付する「エコタウン開発奨励制度」を創設した。

こうした開発事業を「三鷹市エコタウン」として認定するとともに、導入設備に応じてゴールド、シルバー、ブロンズの3段階のランク別評価を行っている。



ゴールド認定（野村不動産株式会社）
（仮称）三鷹中原1丁目プロジェクト

• **市民と考える地域からの地球温暖化対策**（小金井市）

小金井市では、地球温暖化の概念及び具体的な対策を地域から普及させるためのモデル住宅として、環境配慮住宅型研修施設の管理を行うとともに、施設を活用した環境学習の機会を提供している。

この施設では、地球温暖化対策の活動につながる展示・解説や市の環境政策の解説ならびに研修施設としての活用など、環境関係市民団体等と意見交換し、企画・運営を行っている。



環境配慮住宅型研修施設

＜行動戦略 17＞豊かな森林や多様な緑の保全と確保

多摩地域には森林をはじめ、市街地にも雑木林、公園、里山など、豊かで多様な緑が存在している。

これら地域ごとの個性ある緑が、多摩地域の大きな魅力となっており、それらを保全・確保していくため、森林の保全、都立公園等の整備などを行い、緑あふれる魅力あるまちづくりを進めていく。

＜戦略的視点＞

①最大化すべき多摩の強み

- ・森林や地域内の身近な緑など多様な緑を守り、暮らしの中でのやすらぎを感じられる魅力的なまちをつくる。

②結集すべき官・民の力

- ・森林所有者やNPO、民間企業など多様な民間の力を緑の保全に活用する。

③構築すべき連携やつながり

- ・市町村が行う地域に根ざした緑保全・確保の取組と連携し、支援していく。

＜行動戦略で定めている事業展開＞

行動戦略 17-1 多摩の豊かな森林の保全

多摩地域の豊かな森林環境について、適度な伐採と植栽、間伐等により管理と再生を図る。

- ・多摩の森林再生
- ・スギ花粉発生源対策
- ・森林環境の保全
- ・シカの食害対策 全4事業

行動戦略 17-2 多様な緑の確保

都立公園・里山・自然公園、農地等の多様な緑を整備・保全・再生する。

- ・多摩の魅力を引き出す丘陵地の都立公園の魅力向上
- ・都立公園の整備
- ・自然公園や都民の森の活用
- ・緑確保の取組の推進
- ・在来種植栽の推進による生きものの生息空間の創出
- ・希少な動植物の保全や安全性の強化による保全地域の魅力向上 全6事業

1 平成 26 年度の都の取組と成果

行動戦略 17-1 多摩の豊かな森林の保全

(1) 多摩の森林再生

・ 森林の公益的機能の改善を図るため、採算性の悪化等により管理がされず荒廃したスギ・ヒノキの人工林について、森林所有者と協定を締結して、間伐を 542ha 行った。

また、間伐の実施から 3～5 年が経過した森林を対象に、144ha の枝打ちを行い、花粉の発生量を削減するとともに、下層植生の再生を図った。

(2) スギ花粉発生源対策

・ スギ林等を 59ha 伐採し、花粉の少ないスギ等の植栽及び下刈り等の保育を行うとともに、多摩産材を 19,333m³ 生産した。その結果、花粉飛散量を削減するとともに、森林の循環を継続し、多摩産材の安定供給を促進した。また、花粉の少ない森づくり運動を通じて、東京の森林・林業、花粉発生源対策、東京の木多摩産材の PR を行うとともに、都民や企業からの募金等の協力を得た。

(3) 森林環境の保全

・ 無許可伐採や盗掘などの森林法違反行為に対する監視や指導、山火事防止の普及啓発活動のため、森林保全巡視員 3 名による巡視等を実施した。

・ 保健休養など公益的機能が高い松林について、市町村が実施する予防事業の支援等をしており、2 市町に対して補助を行った。

(4) シカの食害対策

・ 「第 3 期シカ保護管理計画」に基づき、シカの目標生息密度を実現するための捕獲頭数の管理を実施しており、シカの生息状況調査や 217 頭のシカの捕獲を行うとともに、植生保護柵の設置・維持管理や被害地伐採影響調査等に取り組んだ。

・ シカ対策を総合的に推進するため、年間実施計画を策定しており、検討会等を 3 回開催した。

行動戦略 17-2 多様な緑の確保

(1) 多摩の魅力を引き出す丘陵地の都立公園の魅力向上

・ 多摩地域の丘陵地に位置する都立公園を整備し、多摩の魅力を伝える拠点とするために、都立公園の活動体験等に関する基本調査・基本計画の策定を行った。

〔本章再掲〕

(2) 都立公園の整備

・ 八国山緑地、六仙公園、東伏見公園、大戸緑地、野山北・六道山公園の整備等を行っている。

・ 身近な緑の拠点となる市町立公園の整備推進と支援強化を進め、11 市町の公園整備等に対して補助を行った。

(3) 自然公園や都民の森の活用

- ・ 自然公園において、増加する利用者が安全かつ快適に過ごせるように、園内の歩道やトイレといった施設の改修を進めた。(高尾薬王院便所改修、雲取山便所等改修、高尾ビジターセンター改修工事、一丁平トイレ浄化施設改修、自然公園施設改修実施設計 等)
- ・ ビジターセンターで生物多様性保全等の情報発信を行い、利用者の理解を深め、保全活動への協力意欲を醸成した。
- ・ 都民の森において、大滝の路などで転落防止柵のリニューアルを行い、様々な利用者が安全に、かつ安心して自然環境を楽しめる環境を整えた。 [本章再掲]

(4) 緑確保の取組の推進

- ・ 市町村と連携し、「緑確保の総合的な方針」に基づき、計画的に緑を保全した。
- ・ 街なかに残された屋敷林などの貴重な緑の保全のため、特別緑地保全地区の指定を推進しており、2市の用地取得に係る補助交付のための事前調整を行った。
- ・ 「東京の緑を守ろうプロジェクト」に関する協定を結んでいるセブンイレブン記念財団と連携して、緑の保全や創出に係る市民活動を支援した。
- ・ 都市の貴重な農地を保全し、農のある風景を維持していくため、「農の風景育成地区」の指定に向けて1市と調整を行った。
- ・ 「緑確保の総合的な方針」の改定に向け、調査委託実施やと市区町村合同会議等による検討、調整を行った。
- ・ 「公開空地のみどりづくり指針」の実効性をより高めるため、「みどりづくり指針の運用手引き」の改定に向け検討を進めている。

(5) 在来種植栽の推進による生きものの生息空間の創出

- ・ 在来種による植栽を推進し、生物多様性を向上させるため、都民や事業者が緑化をする際に参考となる「植栽時における在来種選定ガイドライン」(平成 26 年5月)を作成した。

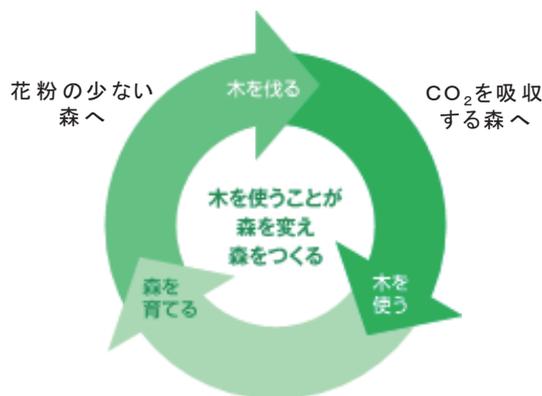
(6) 希少な動植物の保全や安全性の強化による保全地域の魅力向上

- ・ 保全地域内の希少動植物の保全を図るため、希少種盗掘・持ち去り被害対策検討調査、2地域で希少種保全のための柵設置等工事、13 地域で自然環境調査を実施した。また、保全地域への適切な保全活動導入等のためアドバイザーの派遣を行った。
- ・ 倒木等によって人等へ被害を及ぼすおそれのある 600 本以上の危険木の伐採を実施した。

2 行動戦略策定後の新たな取組等

(1) 森林循環の促進

都民共有の財産である豊かな森林を次世代に継承していくため、花粉発生源対策の再構築を行い、新たに「森林循環促進事業」を開始し、スギ林の伐採・更新規模を拡大するとともに、「とうきょう林業サポート隊」の創設による林業の新たな担い手の確保・育成を進めていく。

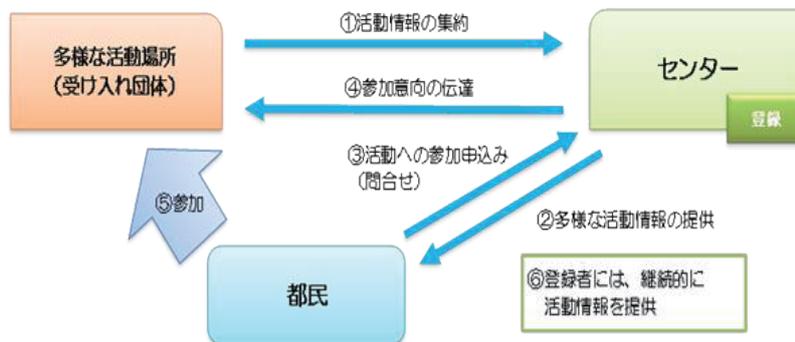


森林の循環イメージ

(2) 都民の自然体験活動の促進

保全地域において、未経験者でも参加しやすい体験プログラムを都民に提供し、自然の魅力を体感してもらうことで、新たなボランティア人材の掘り起こし等を図る。

また、都民が気軽に森林や緑地の保全活動に参加できるように、活動希望者に各々のニーズとレベルに応じた活動情報を提供し、ボランティア団体等とのマッチングを行う森林・緑地保全活動情報センター（仮称）を設置するなど体制の整備を図る。



森林・緑地保全活動情報センター

(3) 神代植物公園の拡張・再整備

都立の植物公園としての植物園機能や防災機能の向上などを図るため、都立神代植物公園の拡張・再整備を行う。

拡張・再整備後は、江戸時代から継承される貴重な園芸植物の保存や展示、植物多様性に関する普及啓発等を一層充実させる。

大温室は改修後、技術協定を締結しているチリ国立ビーニャ・デル・マル植物園と植物交換を行い、展示を充実していく。



拡張・再整備のイメージ



大温室改修後のイメージ

3 市町村・民間等の取組

• 生物多様性あきる野戦略推進事業（あきる野市）

あきる野市では、貴重な自然環境や動植物の生息・生育状況データをもとに「生物多様性あきる野戦略」を策定した。

今後、この戦略に基づき保全条例の制定や市版レッドリストの作成を進めるほか、市民との協働の組織を設置し、保全箇所の検討等を行う予定である。



あきる野市が基準産地のトウキョウサンショウウオ

• 身近なビオトープづくりの推進（小平市）

小平市では、どこからでも緑が見えるまちづくりを目指して、市民によるビオトープづくりを進めている。

具体的には、樹木医及び大学関係者の有識者2名、公募市民2名による編集委員会を設置し、ビオトープづくりの種類や手法を載せたリーフレットを作成した。今後、このリーフレットを活用し、市民が自宅の庭などで生きものたちの新たな生息空間づくりができるよう、まずはチョウが好む樹木や草花の配布を行う予定である。



はじめてのビオトープ(リーフレット)より バタフライガーデン編

＜行動戦略 18＞美しく良質な水環境の実現

多摩地域は、河川や上水路等の水辺環境が豊富で、その多くは地域の緑とも結び付き、魅力ある景観にも寄与している。

水源地の森林や水環境の保全・管理を行い、良質な水の供給を維持していくとともに、緑化の推進、下水や生活排水への対策等により、美しい水環境の実現を図っていく。

＜戦略的視点＞

①最大化すべき多摩の強み

- ・都民の貴重な水源である多摩地域の水源林を守るとともに、歴史的な水辺空間である多摩地域の上水路・用水路などを活用していく。

②結集すべき官・民の力

- ・ボランティアなど民間団体の協力を得て、水資源の適切な管理を推進する。

③構築すべき連携やつながり

- ・河川等の性質を踏まえて、流域の自治体の広域的な連携・つながりを構築する。

＜行動戦略で定めている事業展開＞

行動戦略 18-1 水源林等の適正管理

水源地の森林保全、シカ食害対策等を行い、多摩の水源を保全する。

- ・多摩川水源森林隊
- ・民有林の購入による水源林の適正管理
- ・水道水源林におけるシカの食害対策
- ・小河内貯水池周辺のサクラ景観保全 全4事業

行動戦略 18-2 良好な水辺環境の実現

水辺の緑化、玉川上水などの整備保全により、多摩地域の良好な水辺空間を確保する。

- ・水辺空間における緑化の推進
- ・玉川上水の整備保全
- ・野火止用水等の清流復活
- ・多摩地域の水環境の維持・向上
- ・生活排水対策の推進 全5事業

1 平成26年度の都の取組と成果

行動戦略 18-1 水源林等の適正管理
(1) 多摩川水源森林隊
<ul style="list-style-type: none"> 多摩川の上流域において、手入れが行き届かない民有人工林の間伐、枝打ち等の森林保全活動を、ボランティア(多摩川水源森林隊)の協力を得て141回行った。また、森林保全活動の見学や作業体験などを行う学習活動を7回実施した。
(2) 民有林の購入による水源林の適正管理
<ul style="list-style-type: none"> 水源林を適正に管理するために、平成25年度までの公募で受け付けた民有林の購入に向けた手続きを進めた。また、所有者が手放す意向のある民有林の新規募集を行い、申込みのあった民有林の現地調査を行った。
(3) 水道水源林におけるシカの食害対策
<ul style="list-style-type: none"> シカの食害対策のために生息状況の調査を行うとともに、シカ侵入防止柵や単木ネットを設置した。また、地元自治体とシカ捕獲に関する協定を締結した。
(4) 小河内貯水池周辺のサクラ景観保全
<ul style="list-style-type: none"> これまでに植栽した桜について適切に維持管理するとともに、桜の植栽されている「水源地ふれあいのみち(小河内ゾーン)」の歩道整備を実施した。
行動戦略 18-2 良好な水辺環境の実現
(1) 水辺空間における緑化の推進
<ul style="list-style-type: none"> 大栗川、境川の改修済み河川の護岸や河川管理用通路に芝生、低木、高木等の植物を植える緑化事業を進め、0.6haの緑地を創出した。
(2) 玉川上水の整備保全
<ul style="list-style-type: none"> 史跡玉川上水の保全整備のため、素掘りの状況を活かした法面保護工及び危険木の伐採を行うとともに、眺望確保のため水路内の中低木の剪定や伐採を実施した。 名勝「小金井(サクラ)」並木保存のため、小金井市関野橋下流約150m両岸で桜に覆いかぶさる樹木の剪定、伐採を行い、苗木を補植する場所を提供した。 ホームページの更新、パンフレットの配布を行い玉川上水への理解を高めた。
(3) 野火止用水等の清流復活
<ul style="list-style-type: none"> 流れの途絶えた野火止用水等に清流を復活させるため、多摩川上流水再生センターの高度処理水を導水している。
(4) 多摩地域の水環境の維持・向上
<ul style="list-style-type: none"> 野川処理区で降雨初期の特に汚れた下水を貯留する施設の整備を完了した。 下水処理水の水質をより一層改善する高度処理施設の整備を進めており、北多摩二号及び多摩川上流水再生センターで整備を完了した。 多摩地域の水環境の向上と下水道事業の効率化を図るため、八王子市と立川市の単独処理区の流域下水道への編入を進めた。八王子市とは維持管理協定を新たに締結し、立川市とは受入れ先の水再生センターへ接続する市の幹線整備について協議を進めた。
[関連第8章]

- 山間地域などにおける下水道施設の整備や今後の施設更新等を促進するため、市町村が施行する下水道事業を支援しており、25市3町1村に対して補助を行った。

(5)生活排水対策の推進

- 下水道の普及が見込まれない地域等において、個人や市町村が設置する42基の浄化槽の設置を支援した。

2 行動戦略策定後の新たな取組等

(1) 多摩地域の水環境の維持・向上

流域下水道では、これまでの高度処理と同等の水質で2割以上の電力削減が可能な新たな高度処理の導入を進めており、平成27年度は浅川水再生センターに導入する。

また、平成27年度から、八王子市単独処理区の流域下水道への編入を進め、汚水の一部の受入れを開始する。

処理法	処理水質	電力使用量	処理能力
これまでの処理法 主に有機物の除去 	ちっ素:100 りん:100	100	100
準高度処理 りんの除去 有機物及びちっ素の除去 わずかに酸素がある状態 	ちっ素:85 りん:50	100	100
高度処理 りんの除去 ちっ素の除去 ちっ素処理の進んだ水を送水 有機物及びちっ素の除去 酸素が全くない状態 酸素がほとんどない状態 	ちっ素:65 りん:40	130	63
新たな高度処理 りんの除去 有機物及びちっ素の除去 酸素が全くない状態 酸素がほとんどない状態 	ちっ素:65 りん:40	100以下	63~75

※これまでの処理法を100として比較

水処理の仕組みと能力比較

3 市町村・民間等の取組

• 湧水めぐり水のまちプロジェクト（八王子市）

八王子市では、市街地周辺に残っている8つの湧水地を活用した、まちの魅力や価値を高める取組を行っており、デザインマンホール等の案内サインの設置、湧水をつなぐ散策路の設定、湧水めぐりイベントの実施など日ごろから湧水と触れ合える環境を創出している。

また、市民参加での生物調査や講座も行い、水辺の生態系への関心も高めている。



叶谷 湧池

＜行動戦略 19＞豊かな自然環境を活かした観光の推進

多摩地域の魅力ある自然環境を保全しつつ、その魅力をアピールしていくことで、都心に近い立地を活かし、豊かな自然を観光資源としても活用していく。

＜戦略的視点＞

①最大化すべき多摩の強み

- ・多摩地域の豊かな自然環境を、地域の観光資源として活用する。

②結集すべき官・民の力

- ・専門的知識を有する人材やボランティア、観光協会、民間事業者などの力を結集し、自然環境の保全と利用の両立を図る。

③構築すべき連携やつながり

- ・豊かな自然環境を、地域の文化や歴史、特産物などの観光資源と結びつけ、回遊性や魅力の向上を図っていく。

＜行動戦略で定めている事業展開＞

行動戦略 19-1 豊かな自然環境を活かした観光の推進

林道などを活用した観光ルートの整備や、森林観光の魅力発信を積極的に図るとともに、活用と保全のバランスを取りながら豊かな自然を活かした観光を推進する。

- ・森林資源を活用した観光振興
- ・多摩の魅力を引き出す丘陵地の都立公園の魅力向上
- ・自然公園や都民の森の活用
- ・東京都レンジャーによる自然公園の適正利用の促進
- ・多様な地域資源を活かした観光まちづくりを推進 全5事業

1 平成26年度の都の取組と成果

行動戦略 19-1 豊かな自然環境を活かした観光の推進
<p>(1) 森林資源を活用した観光振興</p>
<ul style="list-style-type: none"> 多摩地域の持つ自然の魅力を活かした観光振興を図るため、林道等において高木を伐採し眺望を確保するなど、森林観光ルートの整備に対する支援をしており、5市町村に対して補助を行った。 森林の魅力を紹介するパンフレット「癒しの郷 多摩」の作成等を行い、地域における自然を活かした観光を広くPRした。 [関連第3章]
<p>(2) 多摩の魅力を引き出す丘陵地の都立公園の魅力向上</p>
<ul style="list-style-type: none"> 多摩地域の丘陵地に位置する都立公園を整備し、多摩の魅力を伝える拠点とするために、都立公園の活動体験等に関する基本調査・基本計画の策定を行った。 [本章再掲]
<p>(3) 自然公園や都民の森の活用</p>
<ul style="list-style-type: none"> 自然公園において、増加する利用者が安全かつ快適に過ごせるように、園内の歩道やトイレといった施設の改修を進めた。(高尾薬王院便所改修、雲取山便所等改修、高尾ビジターセンター改修工事、一丁平トイレ浄化施設改修、自然公園施設改修実施設計 等) ビジターセンターで生物多様性保全等の情報発信を行い、利用者の理解を深め、保全活動への協力意欲を醸成した。 都民の森において、大滝の路などで転落防止柵のリニューアルを行い、様々な利用者が安全に、かつ安心して自然環境を楽しめる環境を整えた。 [本章再掲]
<p>(4) 東京都レンジャーによる自然公園の適正利用の促進</p>
<ul style="list-style-type: none"> 東京都レンジャーを配置(高尾3名、奥多摩3名、御岳3名、檜原3名)し、サポートレンジャーの支援を得た体制で、自然公園での巡回活動を行い、利用者に対する利用マナー等の普及啓発・指導等を実施した。
<p>(5) 多様な地域資源を活かした観光まちづくりを推進</p>
<ul style="list-style-type: none"> 西多摩地域の観光資源の魅力を高めるため、市町村が行う案内板や標識の整備などの取組を支援しており、8市町村に補助を行った。 [関連第3章]

2 行動戦略策定後の新たな取組等

(1) 自然を活かした水辺のにぎわい創出

規制緩和による民間事業者の水辺の利活用を促進し、自然を活かした水辺のにぎわいの創出を図っていく。



民間事業者の水辺の利活用イメージ
(出典:国土交通省資料)

3 市町村・民間等の取組

• 官民連携による観光ルートづくり (美しい多摩川フォーラム)

「美しい多摩川フォーラム」は、地域の活性化と自立を目指した地域づくり運動を展開するため、多摩川水系の流域周辺地域の各主体による官民連携のプラットフォームとして設立された。

人口減少時代における地域経済の活性化に向けて、交流人口の増加を目指し、桜や紅葉などの地域の共有財産を結びつけた観光ルートづくりに取り組んでいる。フォーラム参加企業による観光ルートを活用した旅行商品の開発なども展開されている。
[関連 140 ページ]



多摩川

• 旧戸倉小学校観光施設整備事業 (あきる野市)

あきる野市では、平成 25 年 3 月末で廃校となった旧戸倉小学校を秋川渓谷の新たな観光施設とするため整備を行っている。これは、戸倉が誇る自然、歴史、文化などの地域資源を最大限に活かした体験の場を提供することで、将来を担う子ども達を始め、多様な人材を育成する研修拠点とし、交流人口の拡大を図り、観光の推進とともに地域の活性化へつなげるものである。

施設内には、宿泊室のほか、地域の食材を活かした食堂、図工室や家庭科室を活用した体験学習の場、地域の人が集まれる研修室、戸倉小学校のメモリアルルーム、ジオパーク推進施設としての化石の展示などを予定している。



秋川渓谷の新たな観光施設となる旧戸倉小

• **さやま花多来里の郷整備事業**（瑞穂町）

瑞穂町では、点在する貴重な歴史的資源、自然環境資源や景観資源を結びつけることにより、それぞれの魅力を高める「みずほ☆きらめき回廊」（水・緑と観光を繋ぐ回廊計画）を推進しており、その拠点として都内最大級のカタクリ群生地に「さやま花多来里の郷」の整備を行っている。

整備に当たっては、カタクリの群生に影響のないよう動植物調査を行うなど、自然環境の調和と利用の両立を図っている。



さやま花多来里の郷イメージ図

＜行動戦略 20＞多様な連携・協働による持続可能な行政サービスの推進

今後、多摩地域が直面する厳しい状況変化に対応するためには、地域の活力を維持向上するための振興策を総合的に推進することが不可欠である。

都は、これまでの各章に示してきたように、大規模団地の再生等による良質な住宅ストックの形成、橋梁や上下水道施設等の都市インフラの計画的な維持・更新、幹線道路ネットワークの整備といったハード面の取組はもとより、多様な保育サービスの提供による子育て環境の整備、高齢者や障害者の暮らしやすいまちづくり、製造業、農林水産業、観光など産業振興といったソフト面の取組も併せて、多摩振興に向けた取組を着実に推進していく。

また、本戦略の総論で示したとおり、ビジョン連携推進会議を活用して、民間等も含めた多様な主体との連携を図るとともに、市町村総合交付金も活用し、市町村への支援を引き続き推進していく。

こうした総合的な取組に加えて、持続可能な行政サービスの実現に向けた取組も進めていく。東京の自治のあり方に関する調査研究や、上下水道や環境の分野における基礎的自治体との連携を推進していく。

さらに、市町村による公共施設の適正配置や行政サービスの相互利用、多様な連携に係る取組を広く普及することで、市町村による主体的な取組を促していく。

＜戦略的視点＞

①最大化すべき多摩の強み

- ・都民の生活を支える安定的なサービスを提供できる行政基盤を整える。

②結集すべき官・民の力

- ・市町村への多面的な支援等を通じて都と市町村の協力を強化し、効果的・効率的な行政サービスを提供する。

③構築すべき連携やつながり

- ・地理的近接性や自然環境などの特性を踏まえた自治体間の連携体制を構築する。

＜行動戦略で定めている事業展開＞

行動戦略 20-1 多様な連携・協働による持続可能な行政サービスの推進

将来の自治のあり方に関する調査研究を進めるとともに、上下水道、環境の分野での連携・協力により、効果的・効率的な行政運営を行う。

- ・東京の自治のあり方の調査
- ・上下水道事業における新たな連携
- ・市区町村との連携による地域環境力の活性化 全3事業

1 平成 26 年度の都の取組と成果

行動戦略 20-1 多様な連携・協働による持続可能な行政サービスの推進

(1) 東京の自治のあり方の調査

- 東京の自治のあり方研究会を4回開催し、地域ごとの課題を踏まえ、平成 25 年3月に取りまとめた中間報告で示した3つの論点(都と市区町村の役割分担、住民自治(自治の担い手)のあり方、効率的・効果的な行財政運営のあり方)から、更なる検証を進め、平成 27 年3月に最終報告をとりまとめた。

(2) 上下水道事業における新たな連携

- 水道局と多摩地区 26 市町との間で多摩水道連絡会(総会・ブロック会)を年2回開催するなど、災害対策や重要施策の推進に向けた連携・協力関係を構築している。
- 多摩地域の水環境の向上と下水道事業の効率化を図るため、八王子市と立川市の単独処理区の流域下水道への編入を進めた。八王子市とは維持管理協定を新たに締結し、立川市とは受入れ先の水再生センターへ接続する市の幹線整備について協議を進めた。 [関連第7章]
- 流域下水道本部と多摩地域 30 市町村との間で、「下水道情報交換会」を年2回開催するなど、多摩地域の下水道事業のレベルアップに向けた連携を構築している。
- 流域下水道では、多摩地域 30 市町村との「災害時し尿の搬入・受入れについての覚書」に基づき、流域下水道のすべての水再生センターで「し尿の搬入・受入れ訓練」を実施した。

(3) 市区町村との連携による地域環境力の活性化

- 都内の市区町村が実施する地域の多様な主体の連携や、地域特性・地域資源の活用など、地域の実情に即した取組のうち、東京の広域的環境課題の解決に資するものに対し必要な財政的支援を実施しており、13 市町村に対し補助を行った。
また、分析・測定等の環境専門分野に従事する実務担当者を対象とした研修を実施するなど、技術的支援を行っている。

2 行動戦略策定後の新たな取組等

(1) 市単独処理区の流域下水道への編入

施設の更新や高度処理、耐震性の向上への対応が困難な単独処理区を流域下水道に編入し、多摩地域の水環境の向上と下水道事業運営の効率化を図るため、平成 27 年度から、八王子市単独処理区の流域下水道への編入を進め、汚水の一部の受入れを開始する。



単独処理区の編入計画

3 市町村・民間等の取組

・旧多摩川小学校の跡地活用（立川市）

立川市では平成16年に廃校となった旧多摩川小学校の跡地を活用し、子どもたちを中心に様々な人が集い、楽しみ、学び合う場「たまたがわ・みらいパーク」として運営してきたが、これに加えて「たちかわ創造舎」が平成27年度に開設予定である。

「たちかわ創造舎」では、芸術・文化交流を推進するNPO法人が運営主体となり、インキュベーション・センター事業、フィルムコミッション事業、サイクルステーション事業の実施を予定している。

〔関連 130 ページ〕



旧多摩川小学校

・鶴ヶ島プロジェクト（埼玉県鶴ヶ島市）

鶴ヶ島市では、厳しい財政状況下における公共施設の更新という課題に取り組む中で、東洋大学と連携し、大学の授業として、公共施設の将来像を、建築学科の学生と市民がともに考える「鶴ヶ島プロジェクト」を実施した。

このプロジェクトでは、パブリックミーティングを開催して、学生が調査・分析した市の現状・課題を、図表を駆使したパネルで市民に説明した上で、学生と市民が模型を用いて対話を重ね、新しい施設の案を作成した。

公共施設の再編においては、住民の理解が求められる中で、この取組では、公共施設の将来像について、学生と市民、行政がともに考えることにより、鶴ヶ島市が直面する問題について、共通認識を効果的に図ることができた。

鶴ヶ島市では、今後、実際の公共施設の再編を行う上で、プロジェクトの手法をどのように応用していくか、更なる検討を進めることとしている。

〔関連 134 ページ〕



パブリックミーティングの様子

・ **多摩地域公共施設マネジメントセミナーの実施**

(小平市・武蔵野市・三鷹市・府中市・多摩市)

昨今の公共施設マネジメントの重要性の高まりを受け、小平市、武蔵野市、三鷹市、府中市並びに多摩市の5市は共同で研究会を立ち上げた。

セミナーでは、延べ900人程度が参加し、多摩地域全26市の担当職員だけでなく、多摩地域外の自治体や国の関係者も多数参加し、国における制度説明や各地の先進事例の紹介のほか、有識者による講義、自治体間の情報交換を行った。

こうした取組を通じ、多摩地域自治体の公共施設マネジメント担当者がお互いに顔の見える関係を作り、意識レベル、知識レベルを向上させることを図っている。



セミナーの様子

・ **都市マーケティング分析事業** (東村山市)

東村山市では、今後来たるべき人口減少時代を予測し、中長期的な自治体経営の方針や戦略を立てることを目的として、マーケティングの手法を新たに取り入れた調査や分析、研究を担う「都市マーケティング課」を新たに設置した。

平成26年度は、東村山市の人口減少傾向の原因を明らかにするため、人口動態について分析するとともに、今後のシティプロモーション施策に活用するため、転出入者に対するアンケートを実施し、転出入者がどのような実態(理由や世帯の状況等)で移動しているかを分析した。

また、市内外の住民のへのアンケート調査を実施し、東村山市や地域資源に対する認知度やイメージの把握を図っている。



人口動態に関する報告書

参 考 資 料

- 都事業費一覧
- 平成 26 年度 ビジョン連携推進会議 開催概要

都事業費一覧

(単位:億円)

区 分	H27事業費
第1章 持続可能な暮らしやすいまちづくり	2,240
行動戦略1 地域独自の魅力に根差した成熟したまちづくりの推進	94
行動戦略2 オリンピック・パラリンピック開催を見据えたスポーツ・文化の振興	141
行動戦略3 子育て環境の充実強化と将来を支える人材の育成	796
行動戦略4 高齢者が健康でいきいきと活躍する社会の実現	365
行動戦略5 障害のある人もない人も共に暮らす地域社会の実現	271
行動戦略6 健康と安心を支える医療体制の整備	574
第2章 高付加価値を生み出す企業活動の促進	49
行動戦略7 産業集積の強みを活かしたイノベーションの創出	33
行動戦略8 地域の特性を踏まえた雇用・就業の推進	16
第3章 地域資源を活かした産業の活性化	33
行動戦略9 地域の特性を踏まえた観光の振興	26
行動戦略10 農林水産物の付加価値を高め、地産地消を促進	6
第4章 地域を支える交通インフラの整備	555
行動戦略11 地域の内外を結び多摩を支える道路ネットワークの整備	524
行動戦略12 公共交通ネットワークの充実と快適な交通環境整備の促進	31
第5章 災害に強いまちづくり	1,213
行動戦略13 耐震化の促進による地震に強い都市の実現	943
行動戦略14 自助・共助・公助の推進による防災力の向上	86
行動戦略15 水害対策・土砂災害対策・雪害対策の推進	184
第6章 低炭素で自立分散型エネルギーのまちづくり	64
行動戦略16 低炭素・快適性・防災力を備えたスマートエネルギー都市の実現	64
第7章 豊かな自然の保全と活用	161
行動戦略17 豊かな森林や多様な緑の保全と確保	89
行動戦略18 美しく良質な水環境の実現	65
行動戦略19 豊かな自然環境を活かした観光の推進	7
第8章 「成熟・持続」に対応した行政サービスの展開	17
行動戦略20 多様な連携・協働による持続可能な行政サービスの推進	17
総 計	4,173

※各章の事業費は、行動戦略ごとの事業費を合計した上で四捨五入しているため、表中の各行動戦略の事業費の合計金額とは一致しない。
 ※各章及び各行動戦略の事業費は再掲事業を含み、総計は再掲事業を含まないため、各章の合計金額と総計欄の金額は一致しない。
 ※一部の事業については、多摩地域を含む東京都全体の事業費を計上している。

平成 26 年度 ビジョン連携推進会議 開催概要

1 開催

○ ビジョン連携推進会議

第 1 回 平成 26 年 6 月 5 日

第 2 回 平成 27 年 2 月 9 日

○ 分科会

第一分科会【まちづくり（ソフト）】

第 1 回 平成 26 年 8 月 7 日 「千葉県柏市における長寿社会のまちづくり」 ※第二分科会と合同開催

第 2 回 平成 26 年 10 月 28 日 「学校跡地の活用」 ※第二分科会、第四分科会と合同開催

第 3 回 平成 27 年 1 月 20 日 「大学・学生とのまちづくり」

第二分科会【まちづくり（ハード）】

第 1 回 平成 26 年 8 月 7 日 「千葉県柏市における長寿社会のまちづくり」 ※第一分科会と合同開催

第 2 回 平成 26 年 10 月 28 日 「学校跡地の活用」 ※第一分科会、第四分科会と合同開催

第 3 回 平成 26 年 12 月 19 日 「公共施設の再配置に係る住民参画」

第三分科会【経済産業・観光】

第 1 回 平成 26 年 10 月 10 日 「産学連携による新たなものづくりへの取組」

第 2 回 平成 26 年 11 月 4 日 「観光まちづくり」

第 3 回 平成 27 年 1 月 21 日 「官民連携による観光ルートづくり」

第四分科会【環境・その他】

第 1 回 平成 26 年 10 月 28 日 「学校跡地の活用」 ※第一分科会、第二分科会と合同開催

第 2 回 平成 27 年 12 月 22 日 「スマートシティ」

第 3 回 平成 27 年 1 月 29 日 「都市農業・農地の役割（多摩地域における農業の現状と今後の展望）」

2 ビジョン連携推進会議委員名簿（五十音順） ◎座長

氏 名	所 属 等	氏 名	所 属 等
池田 正幸	西東京市企画部長	佐々木秀之	総務局特命担当部長 (～平成 26 年 7 月 15 日) 総務局多摩島しょ振興担当部長 (平成 26 年 7 月 16 日～)
石森 準一	狛江市企画財政部長	篠原 敏幸	環境局環境政策担当部長
岩波 秀明	青梅市企画部長	傳田 純	東京都商工会連合会専務理事 (平成 26 年 7 月 16 日～)
◎上野 淳	公立大学法人首都大学東京理事	砥出 欣典	総務局行政部長 (～平成 26 年 7 月 15 日)
牛山久仁彦	明治大学政治経済学部教授	内藤 達也	国分寺市政政策部長
大杉 覚	首都大学東京大学院 社会科学部研究科教授	中澤 基行	政策企画局調整部長 (平成 26 年 7 月 16 日～)
落合 隆	八王子商工会議所専務理事	西村 泰信	総務局行政部長 (平成 26 年 7 月 16 日～)
小野 幹雄	都市整備局 景観・プロジェクト担当部長	長谷川 登	東京都商工会連合会専務理事 (～平成 26 年 7 月 15 日)
久原 京子	産業労働局産業企画担当部長	福島 英朗	稲城市企画部長
小池 潔	知事本局計画調整部長 (～平成 26 年 7 月 15 日)	福田 至	都市整備局企画担当部長
後藤 啓志	福祉保健局企画担当部長	桃原慎一郎	生活文化局総務部長
小松 史郎	集客都市研究所所長	若菜 伸一	奥多摩町企画財政課長

ビジョン連携推進会議第一分科会・第二分科会(合同) 第1回 開催概要

日 時	平成 26 年 8 月 7 日(木)
テーマ	千葉県柏市における長寿社会のまちづくり
臨時構成員	柏市保健福祉部福祉政策課

議事要旨

○ プロジェクトに至った経緯

- 千葉県柏市では、東京大学高齢社会総合研究機構(以下、「東京大学」という。)、独立行政法人都市再生機構(以下、「UR都市機構」という。)と協働で、「長寿社会のまちづくり」の取組を進めている。
- UR都市機構が柏市内に所有する「豊四季台団地」の建替えをきっかけに、柏市、市内に所在する東京大学、UR都市機構による研究会「柏市豊四季台地域高齢社会総合研究所」を発足させ、「高齢社会の安心で豊かな暮らし方・まちのあり方」について3者で議論し、「超高齢化に対応したまちづくりの具体化」(柏市)、「システム・技術の研究・開発と世界への発信」(東京大学)、「今後の団地のあり方の検証」(UR都市機構)を実践していくこととなった。
- このプロジェクトでは、①地域のかかりつけ医が合理的に在宅医療に取り組めるシステムの実現、②サービス付き高齢者向け住宅と在宅医療を含めた24時間在宅ケアシステムを組み合わせたモデルの実現、③地域の高齢者が地域内で就労するシステムの構築(生きがい就労の創成)を通じた「在宅医療を含めた真の地域包括ケアシステム」の具現化を目指している。

○ 在宅医療の推進

- 柏市では、在宅医療を推進するための主な取組として、①在宅医療に対する負担を軽減するバックアップシステムの構築、②在宅医療を行う医師等の増加及び多職種連携の推進、③情報共有システムの構築、④市民への啓発、相談・支援、⑤上記①～④を実現する中核拠点(柏地域医療連携センター)の設置、を進めている。
- 柏市は、高齢化に対する課題として、高齢者の入院患者の増加に伴い市内の病床が足りなくなる恐れがあるという危機感と、自宅での療養を希望する市民の割合が多いこと、の2点を強く認識し、在宅医療の推進に取り組むこととした。
- 本プロジェクトの大きな特徴の1つは、柏市が、在宅医療の推進に際して、医療職、介護職、福祉職など多職種との連携を重視していることである。
- この考えのもと、従来は都道府県が主に担ってきた医療施策について、「地域に係るサービスの整備は市町村が行う方が適当である」「市町村が担っている介護保険サービスと医療との連携は市が主体的に取り組む必要がある」として、柏市医師会をはじめとした関係団体(以下、「多職種」という。)と連携して在宅医療の推進を積極的に取り組んできた。
- 多職種との連携の枠組み構築に当たっては、関係者の顔の見える関係をつくるために5つの会議を設け、行政(柏市)が事務局の役割を担ってきた(平成26年4月からは、「在宅医療・介護多職種連携協議会」として、形を変えて運営している。)

○ 地域ケアのモデル拠点の整備

- ・ 豊四季台団地の建替えを行う中で、サービス付き高齢者向け住宅を民間から誘致し、同一建物内に様々な医療・介護サービスを提供する事業所を組み合わせた拠点をモデル的に整備した。

○ 生きがい就労の創成

- ・ 柏市では、元気な高齢者が地域の中で活躍できるように、就労の場の掘り起こしと、就労希望者と就労先とを結びつける仕組みを構築してきた。現在、農業、子育て、食堂、生活支援、福祉の各分野で事業を行っている。
- ・ 柏市では、都市部における急速な高齢化の課題の1つとして、退職して地域に戻ってきた高齢者を（自然に）外に引き出す工夫、地域の担い手として活躍できる環境整備が必要だと考えた。そのためには、各事業所から指揮命令のない比較的シンプルな仕事のみならず、これまでの経験、技能、知識を活かしつつ、無理なく出来る範囲で働けるような就労（「生きがい就労」）が、最も高齢者からの抵抗が少ない社会参加であると考えた。また、このような就労は、高齢者自身の心身の健康維持や地域の課題解決にもつながることを期待した。
- ・ そこで、柏市では、地域の事業者に働きかけて、「生きがい就労」に適した就労先の開拓を行う一方で、東京大学が開催する就労希望セミナーにおいて、就労を希望する高齢者に就労先の情報を提供することなどで、事業者と就労希望者が結びついた。
- ・ 今後の課題として、生きがい就労事業の拡大・定着とその役割を担う事業統括組織の構築が挙げられる。柏市では、これまでは柏市と東京大学が中心になって事業を推進してきたが、今後は、シルバー人材センターに主体になってもらいたい、と考えている。このため現在、シルバー人材センターにジョブコーディネーターを配置し、各事業所から指揮命令が可能となる職業紹介事業・派遣事業の仕組みづくりを進めている。

○ 全体を通して

- ・ 在宅医療の推進については、市町村が医療と介護の橋渡しをしていくことの必要性について改めて認識するとともに、医療・介護の連携の推進のためには、現状のつながりを徐々に強化していくこと、各部門が住民の高齢化に対して危機感を共有することが必要である。
- ・ 生きがい就労の創成について、企業を退職した高齢者が地域に戻ってくるという点は、多摩地域にも共通する状況であり、高齢者の意欲を引き出し地域で活動できる就労を開拓するという柏市の視点が参考になった。また、請負事業のみならず、高度専門技能・知識を活かせる業務のあっせんを行う団体としてのシルバー人材センターの活用は参考になる、との意見があった。高齢者のニーズに合った職業を紹介できるように、行政として働きかけていくことも必要である。
- ・ 本プロジェクトを推進してきた1つの要因は、柏市の担当者が、頻繁に現場を訪問し、関係者と話し合いを重ねてきたことである。
- ・ 今回の事例のように、地域の中で、関係者それぞれの役割を描いてプロジェクトを進めていく中に、更に地域の人材、団体も加わることで、地域が成長していくことも期待できる。
- ・ 各市町村にとって参考になる取組を他の市町村に提供していくことや、各市町村に共通する課題について解決に向けたきっかけを作ることも、都道府県の役割である。

ビジョン連携推進会議第一分科会・第二分科会・第四分科会(合同) 開催概要

日 時	平成 26 年 10 月 28 日(火)
テーマ	学校跡地の活用
臨時構成員	一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構 立川市産業文化部地域文化課、特定非営利活動法人アートネットワーク・ジャパン

議事要旨

○ 全国における廃校活用の現状と多様な活用例について

- ・ 一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構(以下、「まちむら交流きこう」という。)は、都市部と農村、山村、漁村の交流に向けて様々な取組を行っており、その活動の1つとして、廃校を活用した地域の活性化についてセミナー開催やウェブサイトによる情報提供などを行っている。
- ・ 現在、全国的にみて廃校活用が話題になっているが、まとまった研究例が少なく、まちむら交流きこうでも、約7年にわたる調査・研究や現場視察を通して、現状の整理を行っている。
- ・ 文部科学省「廃校施設等活用状況実態調査」によると、年度別廃校発生数(公立学校)の過去20年間(平成4～23年度)のピークは平成16年度で、その後は高水準で推移している。また、都道府県別の廃校発生数を見ると、東京都は2番目に多い。
- ・ また、同調査では、廃校施設の活用状況(平成14～22年度)について、現在活用が図られていないケースが約3割となっているほか、利用計画がない廃校のうち「地域等からの要望がない」ことが理由となっているケースが約4割となっている。
- ・ 文部科学省では、『「みんなの廃校」プロジェクト』として、全国の廃校施設等の情報と活用のニーズのマッチングを図ることを目的として、ホームページを通じた情報を提供している。
- ・ 農山漁村の活用事例からは、例えば、過疎化対策などの目的が明確になっているもの、将来の役場への転用や地域の集会施設への利用など柔軟に設計されているもの、地域の中の資源だけでは十分に活用しきれず広域的な視点で連携を図っているものなど、様々な特長が伺える。
- ・ 「学校は、教育施設というだけでなく、地域コミュニティの中で暮らす人々の心の拠り所であり、地域のシンボルとなっている。」という認識を関係者間で共有することが重要である。
- ・ また、廃校活用は、「施設活用」を目的としないで、地域の強み、資源、課題などを踏まえ地域の将来像を明らかにした上で、「地域の活性化に向けた手段」として位置づけるべきである。
- ・ さらに、検討に当たっては、廃校活用施設に必要とされる機能は、「生活環境の向上を図るもの」「地域資源の保全活用を図るもの」「地場産業の振興を図るもの」「観光・交流を図るもの」という基軸に沿って、複合的に考えながら決めていくことがポイントである。
- ・ 活用に関わる最も重要な要素は、“人”である。活用が一過性で終わらずに継続していくためには、地域の合意形成や運営の担い手など、やる気のある人、それを応援する地元の人が必要であり、さらにそれらの活動を影で支える行政の役割が重要になってくる。
- ・ 運営について、経営的に自立している事例は少ない。運営を持続するためには、自立を可能にする自主事業を組み込んでいくことが必要である。

○ 立川市旧多摩川小学校有効活用事業について

- 立川市では、旧多摩川小学校において、新たな事業を含む施設全体の有効活用と維持管理を、民間事業者のノウハウを活用して行うこととして、準備を進めている。
- 旧多摩川小学校は、平成 16 年 4 月に南富士見小学校との統合により廃校になった施設で、平成 18 年度から、暫定事業として、主に地域のサークル活用「たまがわ・みらいパーク」として活用されてきた。市民団体「たまがわ・みらいパーク企画運営委員会」が運営している。
- 平成 22、23 年度にかけて、上記暫定事業の検証及び新たな活用方針・事業展開の検討を進めてきた。暫定事業期間中、施設全体を十分に活用しきれなかったことから、更なる有効活用を図ることとし、庁内若手職員による事業提案等や事業者へのヒアリング調査等を経たうえで、「インキュベーション・センター」、「サイクルステーション」及び「フィルムコミッション」の 3 事業を新たに展開する活用方針を策定した。なお、「たまがわ・みらいパーク」は、施設内でエリアを集約して事業を継続することとした。
- 立川市では、施設全体の維持管理と上記の 3 事業を一体的に担う事業者を公募し、特定非営利活動法人アートネットワーク・ジャパン(以下、「ANJ」という。)を選定した。平成 27 年 8 月から「たちかわ創造舎」として事業を開始する予定である。
- 「たちかわ創造舎」の運営を担う ANJ は、芸術文化の活性化及び国際文化交流の促進を目的として、行政と協働しながら施設運営、地域・子供向け演劇公演やワークショップ、国際的フェスティバルの開催を行っている団体である。
- 運営に当たっては、立川市、ANJ、「たまがわ・みらいパーク企画運営委員会」の 3 者による協議会を設け、相互に連携を図りながら、幅広い情報発信とネットワークの構築を予定している。

○ 多摩地域における学校跡地の活用について

- 多摩地域では、学校の統廃合が非常に進んでいる地域がある一方で、まだ顕在化していない地域もある。しかし、今後、少子化が進む中では、どの地域も学校跡地の活用は避けて通れない課題になることが想定され、今後の方向性については今から考えていく必要がある。
- 今後、地方公共団体の財政が厳しくなっていくことが想定される中で、学校跡地を含む公共施設の維持管理についても、市町村を越えた広域的な視点で考えていくことが必要である。市町村がこうした取組をしやすくなるように、都道府県が後押しをしていくことも必要である。
- 地域の課題解決を行政のみ、又は地域住民のみで担うことは難しく、アイデアと実行力がある NPO や民間事業者、市民、行政が連携して取り組んでいくことも必要である。
- 地域活性化に取り組む際に、自分たちの地域で何が一番の強みなのか、を考えながら、その活動の中に、みんなの思い入れがある学校をどう組み込んでいくのか、というプロセスを踏むことが学校跡地の活用を成功させる大きな要素の 1 つであると考えられる。
- 廃校のように施設のアセットマネジメントを考えたときに、多摩地域においても、広域的な施設連携、自治体間の広域連携を考えていかなければいけない時代になっていることが分かる。
- 一方で、地域は、人口減少が進む中で、学校区単位のようなきめ細かい範囲で、その地域の将来像を描き、いかにして課題を解決していくのか、を考えなくてはならない。
- 「学校（廃校）」を題材に、「自治体の広域連携」と「ミクロな視点（学校区）に立った地域活性化」という 2 つの事柄を考えていくことが、本事例から学ぶべきことである。

ビジョン連携推進会議第一分科会 第3回 開催概要

日 時	平成 27 年 1 月 20 日(火)
テーマ	大学・学生とのまちづくり
臨時構成員	特定非営利活動法人くにたち富士見台人間環境キーステーション

議事要旨

○ 特定非営利活動法人くにたち富士見台人間環境キーステーションの概要

- 特定非営利活動法人くにたち富士見台人間環境キーステーション（以下、「KF」という。）とは、学生、商店主、市民、行政が連携して、「教育」と「思いやり」をコンセプトに、商店街の空き店舗を活用し、「商店街振興」と「地域づくり」を実践している団体である。
- 国立市富士見台地区は、国立市の中央部にあり、JR中央線国立駅から徒歩20分程度、JR南武線谷保駅から徒歩10分程度のところに位置している。
昭和40年に大規模な公団団地（現「UR都市機構 国立富士見台団地」）として開発されたことから、周辺の商店街は、かつては多くの客で賑わっていた。しかし、団地住民の高齢化に伴い、同地区は市内で最も高齢化率の高い地域となり、街には次第に空き店舗が目立つようになった。
- 国立市では、富士見台1丁目周辺地区をモデル地域として選定し、「商工業振興モデル研究事業」を行うこととして、平成13年4月に「国立プロジェクト研究会」（以下、「研究会」という。）を立ち上げた。研究会には、国立市をはじめ、国立市商工会、富士見台1丁目周辺地区商店街、一橋大学等が参加して、同地区商店街の活性化について検討を進めた。
- 同年9月には、一橋大学において、研究会と並行する形で大学教授による自主ゼミナールが実施されるようになり、翌平成14年度からは、学生の地域活動に単位を与える「まちづくり」という正式な授業が開講された。この授業には150名以上が受講し、一部は研究会にも参加した。
- 平成14年度、研究会では、学生による提案と商店主による議論をもとに、富士見台第一団地内の空き店舗を活用し、コミュニティカフェとカルチャー教室を開設することを決定した。
- 当初、国立市では、様々な市民団体が出店・店舗運営をし、学生はKFの財務管理などをはじめとする全体的な運営に携わっていくことを想定していたが、学生からの希望もあり、店舗運営についても学生が中心となって担っていくこととなった。
- そこで、当時の学生は、平成15年1月に、大学の授業とは別に、自発的にこうしたKFの活動に参加できるように学生サークル「Pro-K」を設立した。
- 同年3月には、学生、商店主、市民、行政からなる任意団体KFを設立し、平成18年2月にはKFはNPO法人格を取得している。
- 国立市では、事業開始に当たり、店舗改修時の初期費用の一部（補助金として3分の2）及び店舗の借上料3年分を負担したが、4年目以降は財政支援をしておらず、KFは自立運営を続けている。

○ KFの各事業の概要

- 「Cafe ここのたの」は、平成15年8月に、「地域の活性化」と「自己実現の場の提供」を目標とするコミュニティカフェとしてオープンした。学生スタッフ、市民スタッフが、接客から調理、メニュー開発を行うほかイベント等も開催し、様々な人と人との交流の場を提供している。

- ・ 「KF まちかどホール」は、平成 16 年 2 月にオープンした。カルチャー教室等で活用できるホールを貸出するほか、市民向け講座「まちかど教室」や、研究発表・議論を通じた知の相互交流の場である「まちかどゼミナール」を開催し、学びの場を提供している。
- ・ 「とれたの」は、平成 17 年 11 月に、「地産地消」の考え方のもと、地場野菜・地域食材の販売店として、オープンした。学生スタッフ、市民スタッフが、地元野菜の集荷から販売までを行っており、そのほかにも、地元農家が開発したオリジナル商品等の地域食材も販売している。
- ・ 「ゆーから」は、平成 24 年 4 月に、手作り品を展示・販売できる市民参加型の雑貨店として、オープンした。「ゆーから」では手作り品のほかにも、国立市リサイクルセンターに集められた家具や市内に放置された自転車をリサイクルした品の販売も行っている。
- ・ こうした空き店舗を活用した取組以外にも、地域イベントへの参加や独自イベントの企画を行っており、盛り上げ役としてご当地ヒーロー「やほレンジャー」が活躍している。ほかにも、商店街の情報を掲載したフリーペーパー「やっほー」や、商店街マップの作成も行っている。

○ KFにおける学生の効果、取組が継続している要因

- ・ KFは、大学・学生と市民との連携が、多くの地域でみられるような計画の策定や単発のイベント開催に終わらずに、学生による自主的な活動によって、学生が入れ替わりながらも、10年以上継続されている点が特長である。その結果、空き店舗の解消、コミュニティ醸成、商店街振興、高齢者対策などの多面的な効果が生まれている。
- ・ 現在、KFの担い手である学生サークル「Prorok」には一橋大学以外の近隣大学の学生を含む約 80 名の学生が参加しており、毎年、一定数の学生が新たに加わっている。
- ・ また、サークル内では、上級生が早い段階で下級生へ責任者を譲ることなどで、学生側のノウハウが確実に引き継がれており、活動が継続している一つの要因になっていると思われる。
- ・ 学生は、地域に貢献することで、地域のコミュニティからの感謝を直接感じることができ、それが学生の意欲を引き出すことにつながるため、KFの活動にプラスの効果を及ぼしている。
- ・ KFの取組は、学生の意欲のみならず、商店主、市民スタッフの協力の下で、成り立っている事実にも目を向けるべきである。学生が授業を受けている平日は、市民スタッフを中心に店舗運営が行われている。また、商店主は、自らの知識経験を活かしつつ、商売に対する姿勢や実現性、採算性の見込み等についてアドバイスをを行い、学生の活動をサポートしている。
- ・ 商店会長をはじめとする商店主が、商店街の衰退に危機感を持ち、商店街の活性化という長期的な視点に立って意欲的に取り組んでいることが、KFの活動の原動力の一つになっている。

○ 大学・学生との連携に向けて

- ・ 学生が力を発揮するためには、地域が学生を信頼して任せることと、学生が任されることによって責任感を持つような相互の信頼関係の構築が大切である。学生だけでは順調に進まない場合、市民は見守ることを基本にしつつも、時には意思をしっかりと伝えていくことが重要である。
- ・ 学生と地域との連携のためには、地域に学生をサポートする姿勢などの協力が得られることと、少ない人数でも推進役として熱意のある人がいることがポイントになる。
- ・ 行政の役割としては、地域側の受入れに対する姿勢や取組を後押しすることや、意欲のある人材同士を結び付けることなど、コーディネート機能を果たすことが大切である。
- ・ 行政も大学も、二者間だけで連携を完結させるのではなく、地域のコミュニティを巻き込んで、地域に根差した取組をどう進めていくかを考えていくべきである。

ビジョン連携推進会議第二分科会 第3回 開催概要

日 時	平成 26 年 12 月 19 日(金)
テーマ	公共施設の再配置に係る住民参画
臨時構成員	鶴ヶ島市都市整備部建築課

議事要旨

○ 鶴ヶ島市における公共施設保全の取組

- 埼玉県鶴ヶ島市は、都心から 45 キロ圏内にあり、人口約 7 万人のベッドタウンである。
昭和 50～60 年代には、生産年齢人口の急増と、これに伴う税収の増加を背景に、人口規模に見合った公共施設を一時期に集中して整備した。この結果、多くの施設が同時期に建替えや大規模改修の時期を迎えることとなるが、少子高齢化・人口減少社会の進展を受けて、厳しい財政状況が予測される中では、全ての公共施設を維持することは困難な状況が想定される。
- 鶴ヶ島市都市整備部では、平成元年に、庁内施設所管課及び財政課を対象とした保全説明会において、公共施設について予防保全（点検保守、更新）の必要性を提示し、保全台帳の作成を開始した。平成 19 年度には、施設の老朽化に伴い各施設からの予算要求が急増したことを受け、「鶴ヶ島市公共施設の保全の考え方」を策定し、政策・財政・建築の 3 課で組織横断的に対応することとした。この考えに基づき、効率的で効果的な施設保全を図るため、平成 21 年度には「施設修繕ボード」、平成 24 年度には「公共施設修繕白書」、「公共施設診断カルテ」を作成し、施設設備情報、施設利用状況の推移に加えて、施設建設の経緯や寄付の有無、施設利用者の要望、施設運営上の問題点等の一元的な把握などの取組を進めてきた。

○ 鶴ヶ島プロジェクト

- 鶴ヶ島市が公共施設の更新問題に取り組む中、東洋大学建築学科専任講師から、大学の授業で公共施設の将来像について住民や関係者のヒアリングを行い、具体的な提案を行えないかとの打診を受けた。このことがきっかけとなり、鶴ヶ島市と東洋大学が連携し、地域の市民団体の協力の下、学生と住民が対話しながらまちの将来像を考える鶴ヶ島プロジェクトが開始した。
- 平成 24 年度は、「小学校と公民館を複合施設とし、床面積を縮減した上で、地域住民との交流の場にふさわしい建物を建築する」という仮想プランについて、学生が市民の意見を取り入れながら新たな施設の提案を行うパブリックミーティング（ワークショップ）を開催した。
- 学生は、調査・分析した市の現状・課題を、図表を駆使したパネルで市民に説明し、問題意識を共有した上で、施設について複数の設計案を模型で示した。市民は意見交換と投票で設計案を評価し、それを受けて学生が設計案を改良するという工程を重ね、最後に 1 案を選定した。
- 市では、学生が市の財政状況や公共施設の保全について分析する際の材料となる資料等の提供、パブリックミーティングの開催準備を行うほか、鶴ヶ島プロジェクトや公共施設の課題を市民に周知するために、シンポジウムを開催した。
- 平成 25 年度は、市・大学・地元企業が協働して、地域に必要な施設を市民と一緒に考え、実際に施設を建築する「鶴ヶ島・未来との対話プロジェクト 2013」を実施した。
前年度同様、学生が主体となって市民とパブリックミーティングを行うとともに、今回は学生

が提案した複数の設計案に段階的に市民意見を反映させ、最終的に設計案を 1 つに統合した。

この設計案に基づき、平成 26 年 3 月に「環境教育施設 | e コラボつるがしま」が竣工した。なお、この施設は、地元企業から敷地と整備費用が提供された民間施設である。

○ 鶴ヶ島プロジェクトの成果

- ・ 学生が、市の状況や課題について学習・分析し、市民にわかりやすく説明することで、市民・行政の垣根を越えて、市が抱える問題意識を市民と共有しやすくなるという効果が見られた。
- ・ また模型を活用することにより、施設案が市民に分かりやすく伝わり、市民が意見を言いやすくなった。複数案を統合するに当たり、市民意見の反映のされ方が目に見える形で行われていくので、ワークショップに対する市民満足度の向上が図られた。
- ・ 大学・学生側には、実務に近い形で学習できるフィールドを提供し、特に、平成 24 年度は統合案の模型作成で終了していたのに対し、平成 25 年度は、実際に施設の建築に携わる機会まで提供した。また、学生の提案を市民が評価することを通して、学生の意欲の向上に寄与した。
- ・ 平成 26 年度に、鶴ヶ島市では、公共施設の再編に向けて「公共施設利用計画」を策定したが、策定に当たっては、市民との課題の共有や意見交換のため、ワークショップを開催した。ワークショップでは、鶴ヶ島プロジェクトの参加者が積極的に発言する姿も見られ、公共施設について課題認識を持つ市民が、市民同士の意見交換を促進する一助となることが判った。
- ・ さらに、テレビ、新聞などの多くのメディアに取り上げられたことにより、鶴ヶ島市が広く知られ、多くの市民に公共施設の課題を認識してもらうことができた。
- ・ 鶴ヶ島市では、これから実際の公共施設再編を行うに当たり、その際住民の合意形成に、鶴ヶ島プロジェクトの手法をどのように応用していくかを今後の課題と考えている。

○ 公共施設の再配置に係る住民参画に向けて

- ・ 公共施設の更新問題は多くの自治体において避けられない課題であるが、公共施設の再配置では、施設利用者・施設利用者以外双方を含めた住民の合意形成が強く求められるため、理解を得るまでに多くのプロセスが想定される。
- ・ これまでも各自治体では、様々な分野において住民参加の取組を進めてきているが、住民の生活に大きく関わる施策においては、検討過程における積極的な住民参画の重要性が増している。
- ・ 現在、「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組む市町村が増えている中で、どのような形で住民意見を取り入れていくかは大きなテーマになると考えられる。
- ・ 住民意見を収集する上では、幅広い層から意見を聞くことが課題である。そのためには、ワークショップ参加者やアンケート対象者を無作為に抽出するなどの工夫が有効である。
- ・ 多摩地域には大学が多いため、学生と連携してまちづくりを進めていく手法を応用できる可能性はある。一方で、住民参画に対する各自治体の風土やこれまでの手法には差異があるため、鶴ヶ島プロジェクトの取組を参考に、どのような形の連携ができるかを考えることが大切である。
- ・ 今後、人口や財政規模の縮小が見込まれる中では、公共施設を複数の自治体で共同利用するなど、公共施設の広域利用も、考えていくべきである。
- ・ 公共施設の再配置は、行政の責任において意思表示することも必要であるが、これを住民合意の上で進めていくことが重要である。まずは、各自治体の財政状況や公共施設の維持管理費用の将来予測等が見える化し、公共施設についての課題意識を住民と共有することが第一歩である。

ビジョン連携推進会議第三分科会 第 1 回 開催概要

日 時	平成 26 年 10 月 10 日(金)
テーマ	産学連携による新たなものづくりへの取組
臨時構成員	株式会社菊池製作所

議事要旨

○ 産学連携による研究開発の取組

- 株式会社菊池製作所(以下、「菊池製作所」という。)は、金属・プラスチック製品、工作機械などを製作する「ものづくり」企業であり、開発・設計から量産までを一貫して担える「一括一貫体制」を特色にしている会社である。従業員約 450 名を擁し、八王子市に本社と工場を構えるほか、福島県飯舘村にも工場を有している。
- 近年、ものづくり産業は新興国からの勢いに押され、従来のような「ものの機械的な部品を作るモデル」では経営を維持することが難しくなっている。
- そこで、菊池製作所では、平成 18 年 4 月に、「ものづくりメカトロ研究所」(以下、「研究所」という。)を開設し、大学、研究機関等(以下、「大学等」という。)との共同研究に活路を見出すこととした。
- 具体的には、「素材」を大学等に求め、その素材をもの(製品)にする開発力、ものを売る営業力を強化することにより雇用と工場を維持していく、という方針に経営を切り替えていった。
- 研究所開設当初は、産業機械やメカトロ分野を中心とした研究開発を行ってきたが、近年は、医療福祉分野などの新たな分野における新製品の研究開発も行っている。
現在、メカトロ分野では、千葉大学(株式会社自律制御システム研究所)との共同研究による「災害対応完全自律給電型重量級ヘリコプタ」の、医療福祉分野では、東京理科大学との共同研究による「マッスルスーツ®」(介護用ロボット)などの商品化と販売に向けた取組を進めている。
- 研究開発は、当初は、経済産業省の戦略的基盤技術高度化支援事業(サポイン事業)を中心に研究資金を獲得して進めていたが、現在は、「ふくしま医療福祉機器開発事業費補助金」、「災害対応ロボット産業集積支援事業」等、福島県の復興に向けた補助を受けながら実施している。
- 大学等との共同研究は、大学等側から製品のコンセプトを出してもらい、菊池製作所はそれを実用化する、という明確な分担のもとに進めている。結果を出すまでに 5 年、10 年はかかるので、双方が長く付き合えることが重要だと考えている。

○ 福島における新たな産学連携の取組

- 菊池製作所は、2つの工場のうちひとつが福島にあり、また、社長が福島出身ということもあって、事業活動を通じて福島の復興を加速させたいという強い考えを持っている。
- 震災後、福島県二本松市、双葉郡川内村の2か所に工場を開設し、平成 26 年度は飯舘村に工場を増設する予定である。
- 更に、南相馬市には、介護用ロボットの生産等を行う工場を併設した、「産学官連携研究開発センター」を開設する計画を立てている。
- 産学官連携研究センターでは、福島県から補助採択されている研究を中心に、現在、大学等と計画している研究室や研究チームを誘致すべく、積極的な働きかけを行っている。

- ・ 様々な研究チームを一同に集めた「大学研究団地」を設けることにより、個々の研究開発の推進以外の、研究相互のコラボレーションやイノベーションが起こることも期待している。さらに、研究に携わる多くの有望な若者が南相馬に集まることで、被災地経済の活性化に直接的な効果があるものと考えている。

○ ものづくり産業における産学連携の展開

- ・ これまで述べてきたとおり、菊池製作所は、産学連携を積極的に推進して新たな分野の製品開発を行うことで、自社の成長を支えてきた。八王子、福島それぞれの拠点で多くの従業員の雇用と工場の運営を維持しており、地域の雇用や活性化を生み出している。
- ・ ものづくりを行っていくうえで、産学連携は非常に大きなファクターである。日本には多くの大学があり、多くの教員がおり、こうした資産を引き出さないのはもったいない。大学から新しいシーズを教えてもらって、一緒になって取り組むことで企業も元気になれる。
- ・ しかしながら、ものづくり分野における産学連携は、企業の側に「これまでの体制を変えたい。」「新しいことを始めたい。」という強い意志がないと始まらないものであり、まだまだ十分に進んでいるとはいえない。
- ・ 企業の側も、新しい分野の研究や連携に関しては、大学等へ積極的に働きかけていくべきだと思う。産学連携の経験がある企業が間に入ってマッチングを進めていくことも有効かもしれない。

○ 多摩地域におけるものづくり産業の展開

- ・ 多摩地域には、独自の技術を有する企業や、大学等が多数存在しており、これらが効果的に連携することで革新的な製品や技術を生み出されていくことが期待できる。
- ・ 多摩地域は大学教員や企業の退職者も多く、その知識や経験を研究開発に活かすことが企業の成長にもつながる。また、シルバー世代は若い人との相性も良く、シルバー世代の雇用が若手人材の育成にも効果を発揮している。
- ・ ものづくりをどうするか、といったときには、自社の製品を持っている企業を伸ばすか、加工だけに特化した企業を伸ばすのか、を明確にしないと、議論が拡散してしまう。議論をしぼっていくと現実味を帯びた方策が立てやすくなると思う。
- ・ ものづくりを考えるうえでは、「ものを考える人材」や「もののデザインを考える人材」をいかにして育てていくか、ということが重要になってくる。多摩地域には美術系の大学が多くあり、それらの大学との連携も進めていくべきである。
- ・ 企業同士の連携も重要で、多摩地域には、得意分野が異なる中小企業が連合を組んで製品の設計から製造、保守、コンサルティングを請け負うスキームを構築している例もある。個々の企業の守備範囲を超えるニーズにも、複数の企業が連合することによって応え、より質の高い製品を生み出すことが可能となっている。
- ・ それぞれの企業が独自の技術を発揮しつつ、情報発信、受注などで緩い連携を築いていくことも必要である。企業同士のアライアンス(同盟)も重要な視点である。
- ・ 産学連携を支援するためには、行政、民間団体、金融機関などが、支援拠点の整備、ネットワークの形成、交流の場を設定するなど、様々な取組が行われている。行政、民間それぞれでしか担えない役割を果たす一方で、支援機関同士が自発的に連携し、情報を共有していくことも必要である。

ビジョン連携推進会議第三分科会 第 2 回 開催概要

日 時	平成 26 年 11 月 4 日(火)
テーマ	観光まちづくり
臨時構成員	昭島観光まちづくり協会

議事要旨

○ 昭島観光まちづくり協会設立の経緯

- ・ 昭島観光まちづくり協会（以下、「協会」という。）は、市民、民間企業の参加を得て、昭島市で観光事業を展開している団体である。
- ・ 平成 19 年 3 月、昭島市では、市が作成した「産業振興計画」において「観光」分野への取組について初めて言及し、これ以降、観光業の振興を積極的に推進していくこととした。
- ・ 本計画に「観光」を位置付けるに当たって、昭島市が自市の観光事業に対する分析を行ったところ、市内には、豊富な水資源、神社仏閣を始めとする文化財、昭和記念公園などの観光資源があるものの、こうした資源が統一された情報として発信されていない点が明らかになった。
- ・ こうした分析を踏まえ、平成 20 年秋以降、有識者、産業関係者、行政の産官学による検討を重ね、基本コンセプトとして、①集積する「各種産業」の活用、②「着地型観光」の実践、③「民間事業者との協働」の 3 点を決定した。
- ・ 推進団体は、意思決定の迅速さや経営を重視して、行政とは切り離れた組織として整理することとし、「検討会」「設立準備会」を経て、平成 23 年 2 月 1 日に本協会が発足した。

○ 昭島観光まちづくり協会の取組

- ・ 協会では、「まちづくり」を、地域にある価値の共有、地域に対する愛着の形成と定義づけ、こういった、いわゆる「心のまちづくり」を進めていくために、地域を知る、地域に関心を持つ、地域価値を再発見する、ための仕掛けを作っていくことを目指して、様々な取組を展開している。
- ・ 設立直後の平成 23 年 4 月 1 日には、地域の魅力や情報を発信する場として、観光案内所を開設した。観光案内所では、地域の案内、地域特産品の販売を行うほか、展覧会や写真展等のイベントを実施することなどを通して、観光に関する情報発信の一元化に努めている。
- ・ 「着地型観光」の実践としては、毎月 1 回程度の割合で「町あるき」を実施している。「町あるき」では、参加者が、地域に埋もれているものやあまり人に知られていないものに接することを通して、地域の価値を再認識してもらうことを目的としている。
- ・ 「町あるき」のコースは、農業、航空機産業などの、昭島市内に根付いている（た）産業を一定のテーマのもとにつなぎ合わせて巡ることができるように意図しながら設定している。また、例えば、日本初の国産ジェットエンジン「ネ 20」など、一般非公開となっており個人レベルでは見学することが出来ない場所を盛り込み、参加意欲を高めるような工夫も行っている。
- ・ さらに、コース内に市内の製菓店を盛り込み、地域経済に効果を及ぼすように努めることで、協会と地域の商店との間の信頼関係の構築を図っている。
- ・ また、「町あるき」を市民が主役のイベント、市民みんなで共有できるイベントにするため、市民に、町の案内役「市民ナビゲーター」を担ってもらっている。協会では、市内にある道や施設の由来、歴史などについての研修を行い、市民ナビゲーターの育成に努めている。

- ・ 現在、資源（町の見どころ）の有効活用や今後の広域連携を見据えて、立川市、福生市などの近隣市との共同イベントの開催を計画している。
- ・ 「フォトコンテスト」は、カメラというツールを用いて、①新たな視点による地域資源の再発見、②地域知名度の向上と賑わいの創出、③地域価値の向上、を目的として実施している。
- ・ また、撮ったものに付加価値をつけるため、入選作をカレンダーにして有償販売を行っている。さらに、カレンダーには、昭島市の基本情報と市内地図に入選作の撮影ポイントを入れた「フォトコンテスト撮影マップ」を掲載し、昭島市や入選作の撮影ポイントへの来訪を企図している。

○ 新たな観光資源開発への取組

- ・ 協会では、既存資源の再発見にとどまらず、既存資源のリメイクや全く新しい資源の開発による「新たな地域ブランド」の創出を通じた、地域住民の地域に対する関心と愛着の育成と、来街者の増加を目指した取組も進めている。
- ・ 既存資源をリメイクして実施している「あきしま郷土芸能まつり」は、平成 20 年に企業の地域貢献事業として地元企業が始めた「あきしま昭和の森郷土芸能祭り」を前身としており、平成 24 年に協会が運営を引き継いでいるものである。この祭りでは、「郷土芸能に特化したまつり」として他のイベントとの差別化を図り、賑わいの創出と集客を目指している。将来的には、近隣各地の郷土芸能団体が出演を目指す「郷土芸能の甲子園」に発展させたいと考えている。
- ・ また、全く新しい観光資源の開発として、『『クリケット』のまちづくり』に取り組んでいる。クリケットは、日本での競技人口は少ないが、世界的にはメジャーなスポーツであり、昭島ならではの国際的なスポーツとして定着を図るべく、国際クリケット評議会・日本クリケット協会・昭島市・協会の四者間で協定を締結し、普及啓発に取り組んでいる。
- ・ このほか、「ロケーションサービス」を通して、新たな分野の観光資源化と、協会の収益確保に努めている。この活動は、地域に直接的・間接的な経済効果をもたらすことも期待している。

○ 多摩地域での観光まちづくりの展開に向けて

- ・ 今日の人口減少社会、少子高齢社会においては、地域住民同士の交流や他地域からの交流人口の増加を課題と捉えている自治体が数多くあり、観光に対する問題意識は非常に高い。
- ・ 多摩地域には必ずしも観光資源に恵まれているとはいえない地域が多くある中で、協会の取組は、既存の地域資源に光を当ていかに観光資源として活かしていくか、に焦点が当てられており、大変参考となるものである。
- ・ 地域資源を再発見するためには、視点を変えて地域内を見直すこと、個々の資源を単純に並べるのではなく、何らかの関係づけをしてつないでいくこと、などが有効である。
- ・ 展開する事業は、地域のためになっているか、という点に着目して進めていくことが必要であり、関わる全ての人々が利益を得ることが出来るものとなっていることが重要である。そのためのポイントは、企画に奥行きを持たせる、ということである。一つの企画を実施するにしても、次のステップ、さらにその次のステップを考え、多面的に企画を積み重ねていくことが重要である。
- ・ 地域資源の発掘や内容に厚みのあるイベントを展開するためには、情報やネットワークを多く持っていることが大変重要であり、日ごろから広くアンテナを張っておく必要がある。
- ・ 多摩地域は区部とも神奈川、埼玉、山梨県ともつながっており、交流人口の増加を図るためには、市域を超えた広域的な連携が有効である。しかし、行政は域内への利益の還元を第一に考えるため、他地域との連携を進めるためには、民のフットワークを取り入れることも有効である。

ビジョン連携推進会議第三分科会 第3回 開催概要

日 時	平成 27 年 1 月 21 日(水)
テーマ	官民連携による観光ルートづくり
臨時構成員	美しい多摩川フォーラム

議事要旨

○ 美しい多摩川フォーラム設立の経緯

- ・ 美しい多摩川フォーラム(以下「多摩川フォーラム」という。)は、多摩川水系の流域周辺地域の住民、事業者、NPO、大学、行政等が連携・協働して、経済、環境、教育文化の3つの分野から、地域活性化に向けた様々な取組を展開するプラット・フォームである。
- ・ 多摩川フォーラムは、青梅信用金庫の提唱に基づき、平成 19 年 7 月に発足した団体である。
 - ① 西多摩地域周辺は、人口減少、地域経済の低迷、地域コミュニティの活力低下などの傾向が見られ、今後、地域の衰退が懸念される。
 - ② 人口減少時代における地域経済の活性化の鍵は(1)「交流人口の増加」であり、そのためには、「広域連携・協働推進(相互扶助)」が不可欠である。
 - ③ 「広域連携」を可能にするためには、(1)運営主体が「行政との連携」を取り付けること、(2)河川(「多摩川」という共通の地域資源(「コモンズ」))をシンボル化することを通して、「流域の各自治体と市民、事業者をつなぐこと」が条件となる。
 - ④ 信用金庫は、「地域と運営共同体」であり中立的な立場であることから、こうした運動のリード役として適任である。しかし、広域に渡る多種多様な主体の参加を可能にするためには、運営主体は完全非営利であることが望ましく、金融インフラである信用金庫が最適とはいえない。そこで、運動を起こすためには、新たに完全非営利の任意団体を設置する必要がある。

○ 美しい多摩川フォーラムの仕組み

- ・ 多摩川フォーラムでは、経済、環境、教育文化の3つの部会を設け、参加者が事業を提案し、関係者で議論し、合意形成を図っていく。その後、運営委員会、総会において決定され、参加者の連携・協働により実践される。民間主導で、スピード感を持った事業展開が可能である。
- ・ 多摩川フォーラムには、趣旨に賛同する者であれば自由に参加することができる。官民間問わず多種多様な参加者が知恵を出し合って議論し、事業化する際にはそれぞれの立場で関わっていくため、事業内容に広がりのあるプラット・フォームとして機能している。

○ 多摩川夢の桜街道

- ・ 「多摩川夢の桜街道」は、多摩川フォーラムのシンボリックなプランである。
- ・ 「桜」の名所は、多摩川の上流から下流まで満遍なく点在しており、種類や開花期間に差があることから、多摩川流域全域を通して1か月程度にわたって楽しむことができる。

さらに、「桜」も「多摩川」と同じく、「誰からも共感が得られる資源(「コモンズ」)」であり、活用に当たって商標登録等のコストを必要としないものである。
- ・ そこで、多摩川流域の桜の名所を、「桜の札所・八十八ヵ所」としてネットワーク化し、「多摩川夢の桜街道」として観光ブランド化することで、多摩川流域の回遊を目指すこととした。

- ・ 上述の内容が、多摩川フォーラム経済部会での議論、総会の決定を経て、平成 20 年 3 月に「多摩川夢の桜街道」として策定された。本プランでは、これまでに、携帯マップの作成、鉄道会社によるハイキングコースの企画、旅行会社による定期観光プランの実施などが事業化されている。
- ・ さらに、本プランの発展形として、新酒の季節である「秋の紅葉」と西多摩地域に点在する「酒蔵」を結びつけた「多摩川酒蔵街道」を、平成 26 年 9 月から始めている。

○ 事業スキームの展開（東北・夢の桜街道）

- ・ 多摩川フォーラムでは、東日本大震災からの復興支援に向けて、「多摩川夢の桜街道」のスキームを応用した「東北・夢の桜街道運動」の活動を、平成 23 年 10 月から開始した。
- ・ この運動の推進体制として、多摩川フォーラムが母体となって「東北・夢の桜街道推進協議会」を設立した。協議会は、東北 6 県、東京都をはじめとする行政、公共交通機関、観光関連企業、信用金庫団体などから構成されており、官民一体となって広域連携、協働を進めている。
- ・ 「東北・夢の桜街道」ではインバウンド誘客事業にも取り組み、平成 26 年 2 月から 3 月にかけては、観光庁の事業の一環として台湾の地下鉄で車体広告などの PR 活動を行った。

○ 全体を通しての意見

- ・ 民間事業者の参加を持続・拡大するためには、「CSR(企業の社会的責任)」のみに依存するのではなく、「CSV(共通価値の創造)」というコンセプトに立った、社会的課題の解決と企業の利益が両立できるような協働の仕組みが必要になってくる。
- ・ 多くの場合、地域振興は、その地域や土地が有する地域性・独自性を軸に展開されている。しかし、この方法では、経済活性化の効果は極めて限定的なものとなり、かつ、常にイベントを開催したり、目新しさをアピールしていかないと、継続した賑わいの創出が困難となる。
- ・ 一方、多摩川フォーラムでは、こうした方法とは逆の発想で、「川」や「桜」など普遍的に存在する資源をつなげることにより、交流人口の増加を促し、地域の面的な再生を図っていくことに取り組んでいる。このように、「誰からも共感が得られる既存資源（「コモンズ」）」を活用するスキームであるため、他地域でも応用が可能である。
- ・ フォーラムの運営やプロジェクトの成功に必要な要素は、リーダーシップを発揮できる「人」の存在である。緩やかな連携の中で参加者の合意形成を図るためには、会議の場で参加者から意見をうまく引き出したり、運営を上手に仕切ることができる人材がいるとよい。
- ・ 多摩川フォーラムと行政との関わり方は、分野によって異なってくる。観光では、行政主導よりも民間主導による方がうまく進むという印象を受けるが、環境や教育文化では、行政の関わりが活動の前面に出ることで、住民の理解が得られやすく、プロジェクトがうまく進む。
- ・ 現状では、自治体ごとに活動に対して温度差があるのが実態である。例えば、自治体の担当者が異動する際に十分な引継ぎがなされておらず、後任者に改めて説明することがある一方で、全庁を挙げて多摩川フォーラムの活動に協力している自治体もある。「緩い連携」が多摩川フォーラムの持ち味なので、各自治体には、関心のある分野に参加してもらえればよいと考えている。
- ・ 多摩川フォーラムの活動が地域の商店街の活性化につながっている地域もあり、今後、多摩川フォーラムと多摩地域の商工業者、農業者等との関わりがさらに広がるとよい。
- ・ 会員が多摩川フォーラムへ参加することを通して、参加者間の連携のパイプが構築されていく。こうしたことから、本フォーラムの活動は、多摩川フォーラムの活用に限定されない「多種多様な団体による主体的な連携」の素地づくりにもつながっていると見える。

ビジョン連携推進会議第四分科会 第 2 回 開催概要

日 時	平成 26 年 12 月 22 日(月)
テーマ	スマートシティ
臨時構成員	横浜市温暖化対策統括本部プロジェクト推進課

議事要旨

○ 横浜スマートシティプロジェクト(YSCP)の概要と経緯

- 横浜スマートプロジェクト(以下、「YSCP」という。)は、横浜市をフィールドとして、スマートシティの技術、仕組み、ビジネスモデルを検証する社会実証プロジェクトとして行われている取組である。
- プロジェクトでは、横浜市と多数の民間企業との連携のもと、再生可能エネルギーや未利用エネルギーの導入、家庭、ビル、工場、地域でのエネルギーマネジメントシステム、次世代交通システム、蓄電池SCADA(監視制御システム)等の 15 の取組や社会実証を行っている。特に、既存市街地へのエネルギー管理システムの導入を行っているところが特徴である。
- 従来、横浜市では、「気候変動に対応する横浜市の都市としての価値の向上」を目指して、区局横断的にこの問題を担当する温暖化対策統括本部を設置して、温暖化対策を推進してきた。
- 平成 22 年 4 月、YSCP が経済産業省の「次世代エネルギー・社会システム実証地域」に選定され、22 年度から 26 年度までの 5 年間をかけて実証実験を行うこととなった。

なお、「次世代エネルギー・社会システム実証事業」には全国 20 地域から応募があり、横浜市の他、豊田市、けいはんな学研都市、北九州市が選定を受けている。

- YSCP は、事業開始当初は、再生可能エネルギーやエネルギーマネジメントシステムの導入による温室効果ガスの大幅な削減を主な課題としていたが、事業開始後に東日本大震災が発生し、実際に停電や電力不足等を経験したことから、電力消費量の抑制も課題に加えることとした。

○ 横浜スマートシティプロジェクト(YSCP)の主な取組

- YSCP の推進体制は、横浜市及び参加企業により構成される YSCP 推進協議会である。横浜市は会議運営を担っており、参加企業が一同に介する場を設けることによって、個々のプロジェクトの進捗状況の共有や関係者間の連携を図っている。
- YSCP では、創エネルギー・省エネルギー機器の導入目標として、平成 22 年度から 26 年度までに、HEMS(家庭用エネルギー管理システム)4,000 件、太陽光パネル 27 メガワット、電気自動車 2,000 台を掲げた。これに対して導入実績は、平成 25 年度末までに、HEMS 4,200 件、太陽光パネル 37 メガワット、電気自動車 2,300 台であり、いずれも目標を上回っている。
- HEMS が計画を超えて導入された要因の 1 つは、市内の中小企業の参画を得ていることである。住民に対する販売の窓口を担っている市内の事業者が、実証事業や商品の説明、アフターケア等にきめ細かく対応することが、住民から理解や協力を得ることにつながっている。
- HEMS の実証事業では、市内の既存住宅に対する HEMS 等の導入補助を行い、導入促進に努めている。さらに、その中から協力を得られた世帯を対象に、デマンドレスポンス(DR:供給側の要請に応じて、消費電力の多い時間帯に使用量を控える取組)を柱とした省エネ行動実験を行っている。省エネ行動実験の参加世帯は、平成 25 年度約 1,900 世帯、平成 26 年度約 3,500 世帯

であり、国内最大規模である。

- BEMS (ビルエネルギー管理システム)の実証事業では、「統合BEMS」という複数のBEMSを管理するシステムを導入し、ビルをグループで管理して電力ピークカットを行うことを目的としたDR実証を行っている。さらに平成 26 年度には、浄水場や水処理センターといった市所有の大規模施設も加えて実証事業を行っている。
- 平成 26 年度の実証実験では、家庭部門(HEMS)では、各世帯が節電行動に取り組みやすい手法を実証し、ピークカット効果 14.9%を確認、ビル部門(BEMS)では、ネガワット取引(電力需要削減量を供給力と見立てて行う取引)で、電力削減目標に対し 9 割超の削減を達成した。

○ 成果の展開

- 横浜市では、YSCPの成果を市の公共施設整備にも活用することとし、今後実施する新南区総合庁舎整備事業において、近接する横浜市立大学附属市民総合医療センター(市大センター病院)と新南区総合庁舎、南土木事務所作業所の間でエネルギー連携を行うこととし、コージェネレーションシステムの導入によるCO₂削減と省コスト化、BEMSによるエネルギーの最適制御を目指していくこととしている。
- さらに、YSCPの成果を市内の経済振興につなげるため、YSCP参加企業と市内中小企業を対象としたフォーラムを開催し、YSCPの取組内容を広く情報発信するとともに、YSCP参加企業と市内企業との交流、面談の機会を設定している。
- また、東日本大震災による被災地への復興支援や、「公民連携による国際技術協力(Y-PORT 事業)」(市内企業の海外展開支援)を通じた海外への技術協力など、YSCPの成果を国内外に発信し、スマートシティの実現に向けた企業や自治体との連携を進めている。

○ 全体を通しての意見

- こうした大規模プロジェクトは自治体だけではできない取組であるが、自治体(横浜市)から声をかけて参加企業を募ることで、普段はなかなか顔を合わすことのない企業同士が一緒になって進めていくことが可能になり、結果としてプロジェクトに強みを生み出している。
- 既成市街地におけるスマートエネルギー都市(東京都では「スマートシティ」を「スマートエネルギー都市」と呼んでいる。)を実現するためには、住民に対してエネルギーマネジメントシステムの効用をいかに伝えていくかが重要である。

この点で、行政が単独で担うのではなく、地域の中小企業の参画を得たという横浜市の取組は非常に参考になる。

- YSCPでは、実証実験に参加した世帯が 3,000 を超えている。参加者による経験の蓄積は最も貴重な資産の一つであり、今後、住民に対して、今後の電力自由化を見据えた対応や環境問題への意識啓発を行う際には、今回の実証事業に参加した市民が人前に出て、自らの経験を語ってもらうことが有効だと考えられる。
- スマートシティの構築は、エネルギー問題、環境問題、防災問題と様々な面からアプローチすることができるものである。

ビジョン連携推進会議第四分科会 第3回 開催概要

日 時	平成 27 年 1 月 29 日 (木)
テーマ	都市農業・農地の役割 (多摩地域における農業の現状と今後の展望)
臨時構成員	首都大学東京都市環境科学研究科教授 菊地 俊夫 氏

議事要旨

○ 立川市における都市農業の変遷

- 多摩地域の農業としては、都市化が進んでくるなかで、①農地、里山、自然地、緑地の減少、②都市的な産業との経済的な格差、③農家・農村のアイデンティティの保持、④農業の従事者の高齢化といった問題が生じている。こういう問題にどのように対応していくのか、ということが、一つの課題になっている。
- 農家数の推移では、1990 年代以降に入って減少が下げ止まっているが、年齢構成では高齢者の割合が高くなってきており、農家の高齢化が顕在化している。これに伴い、小規模経営多品目栽培多毛作、直売所経営という多摩地域の農業の特徴が形成されてきている。
- 直売所経営は、①伝統型→②多品目農産物型→③農商工連携型→④体験・コラボレーション型と変化するなかで、高齢者のみならず家族総出で行う産業として成立するように変化している。
- 直売所は、都市住民にとって、安全で安心で安い新鮮な農産物を供給されることに加え、旬の時期の野菜が食べられるというメリットを生み出している。
- さらに、経営形態が変化する中で、直売所は、学校給食への食材の提供、援農ボランティアの受入れ、農業研修生の受入れ(就農する若者の支援)、無農薬・無化学肥料野菜を使用したパンの販売、野菜をベースにしたカフェやレストランの経営、都市住民の余暇空間の提供といったように、多種多様な役割を担うようになってきた。
- 都市近郊農業の、あるいは都市農業の強みということには、複数の直売所が連携して開催されるマルシェなどを通じて都市住民との交流・連携が生まれる、異業種(地元のレストラン、飲み屋、お菓子屋)との連携を通じて立川産野菜のブランド化が図られることが挙げられる。

○ 練馬区における農業体験農園

- 農業体験農園とは、都市住民が自分の知識や経験に基づいて農業をする区民農園や市民農園と異なり、都市住民に農家の人が指導する農園をいう。
- 農業体験農園では、農家が利用者(都市住民)に対して栽培方法、作付する作物の種類、使用する種、肥料、世話の頻度といったことを懇切丁寧に指導する。このため、利用者が自ら予想する以上に高品質、多量の野菜を収穫することができ、収穫物を隣人等に配ることを通じて住民同士の交流が生み出されている。さらに、農地も良好な状態を維持できる。
- 農家のメリットは、①大体 1 区画 43,000 円/年の安定した収入(10 アールで大体 100 万円以上)が得られる、②労働時間が縮減(40 アールの農地で 25%程度の縮減)される、③生産緑地なので相続税が猶予される、④都市住民との交流が図られる、ことが挙げられる。
- 利用者のメリットは、①質の高い農業の技術が身に付く、農作業への知識が増加して、栽培技術も向上する、②土に触れる喜びが出てくる、③地元の農家との交流が生まれる、④利用者同士の交流も深められる、ことが挙げられる。

- ・ 都市住民は朝早く家を出て夜遅く帰ってくる生活が一般的で、周りの人たちとほとんど交流がない。そのため、こうした農園によって、地域の人と触れ合うことができるようになる。
- ・ そのほか、農業体験農園のメリットとしては、地元の新鮮な野菜を使う地産地消型のレストランといった新しい産業が台頭してくることも挙げられる。

○ 小平市における直売所

- ・ 小平市では、直売所が、単にもの売るだけの施設でなく、都市住民と農家の人の情報交換や交流の場にもなっていて、農、農地、農業、あるいはコミュニティというものをうまく残していくという、都市と農村がうまく共存するようなシステムとして機能する可能性を秘めている。

○ 多摩地域の農業の今後の一つの方向性(有機野菜の栽培)

- ・ 農林水産省「県別有機認定事業者数(平成 26 年 3 月 31 日現在)」によると、東京都の有機栽培農家戸数は全国で最も少ない 6 戸である。関東地方では、千葉県が比較的多く 158 戸となっている。また、日本は国土が非常に細長いので、全国から有機農産物を集めることにより、年間を通して、同一の種類農作物を市場に供給することができる。
- ・ 都民の有機農産物に対する関心は高いので、多摩地域の農業においても、こうした付加価値をつけることによって、十分な収入が得られる可能性はあると考えられる。

○ 多摩地域における農業の展開

- ・ 成功事例の多くは、農家自身の努力、農家のリーダーによって成し遂げられている。立川市では、地域の消防団が農家の若い後継者のよい交流の場となっているとの話もあり、興味深い。
- ・ 農業体験農園を開設している農家は、専業で、しっかりとした農業技術と農業に対するポリシーや哲学を持っているところが多いと思われる。実際に話を伺うと、コミュニケーション能力への不安や親の世代と子の世代の考え方の相違により開設にちゅうちょすることがあっても、一歩踏み出せば、特に支障もなく進んでいるという印象を受ける。結局のところ、自分たちの農業や農業に対する考え方がしっかりしているかどうか重要になってくると思う。
- ・ 小・中学校等と連携して、農業体験農園を環境学習の場として活用していくと、環境や生物、農地というものに対する市民の理解も進むのではないかと思う。
- ・ 農家、市民、学生などが、生き生きと活動をしていくためには、農家同士のネットワークや市民の需要によって活動がボトムアップ的に広がっていくことが望ましい。
- ・ 行政は、関係者が、緑を守る、里山を維持する、農地を美しく維持するという活動が嫌々ではなく楽しく行われるように、主導的な役割を果たすのではなく、制度設計や活動の下支え、根回しといった役割を果たすことが望ましい。
- ・ 多摩地域の先進的な農家の多くは、血縁や地縁的な結びつきとは違って、機能的な結びつきによって結びついてきており、農業の産業化、経済化が進んでいる。
- ・ 多摩地域の農業は、市場が近い、消費者がたくさんいるので工夫次第で、色々な形に発展することが出来る可能性を秘めている。
- ・ 多摩地域の農家のいろんな取組が、緑の問題、教育への効果、地域の人たちのネットワーク形成、食料の供給と、様々な分野に波及していることが理解できた。
- ・ これから多摩地域も人口減少局面を迎えるが、これからの開発や地方と東京の関係(地方創生)を考える上で、農業というのは非常に重要な切り口の一つである。

平成 27 年 4 月 発行

登録番号 (2 7) 1

新たな多摩のビジョン行動戦略 年次報告書 2014

編集・発行 東京都総務局行政部振興企画課
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電話 03 (5321) 1111 内線 24-791~4

印刷 株式会社 ファルコンプリント
東京都江戸川区船堀 2 - 2 - 2 4
電話 03 (5605) 3090



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています

